

平成21年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年9月10日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月10日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一
	3 番	山 田 邦 夫	4 番	米 野 秀 雄
	5 番	高 阪 康 彦	6 番	林 英 子
	7 番	小 原 喜一郎	8 番	中 村 英 子
	9 番	黒 川 勝 好	10 番	菊 地 久
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	山 田 乙 三
	13 番	伊 藤 正 昇	14 番	奥 田 信 宏
	15 番	猪 俣 二 郎	16 番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報 課 長	鈴木 智久		
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療課長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齢介護 課 長	佐藤 一夫	福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工課長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 事件の訂正請求について

日程第2 一般質問

番 号 質 問 者

1	高 阪 康 彦	①町名簡素化について……………73
		②R e：土曜開庁は考えられないか……………78
2	山 田 邦 夫	都市計画道路整備の方針と計画の見直し……………84
3	吉 田 正 昭	近鉄蟹江駅南は、このままの現状になるのか……………95
4	松 本 正 美	①新型インフル感染予防対策に万全を期せ…………… 103
		②芝生化事業の促進を図れ…………… 113
5	山 田 乙 三	①「ヒブ・肺炎球菌の予防接種化」を質す…………… 121
		②「まちの駅・その構想」を問う…………… 124
6	小 原 喜一郎	①まちづくりに向けた諸施策について…………… 128
		②町民のくらしを守る行政の充実を…………… 140
7	黒 川 勝 好	まちの駅・川の駅・あれもこれもだいじょうぶなの？…… 149

○議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成21年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますよう、ご協力をお願いいたします。

西尾張CATVより、本日及びあすの撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

議員のお手元に高阪康彦議員の2問目の一般質問に関する資料の配付がされております。理事者は通告書に添付されています。また、防災建設常任委員会に配付されました事件の訂正請求書の写しが総務民生常任委員に配付してありますので、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、本議会を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、黒川勝好君、お願いいたします。

○議会運営委員長 黒川勝好君

それでは、関係議員の方、よろしくをお願いいたします。

○議長 大原龍彦君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前 9時01分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を行います。

(午前 9時10分)

○議長 大原龍彦君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

それでは、ただいま開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

協議案件といたしまして、「事件の訂正請求について」であります。

9月4日付で町長から提出をされました議案第55号「蟹江町下水道事業受益者負担金条例の制定について」及び議案第56号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の制定について」の2案件の訂正請求につきまして、取り扱いを協議いたしましたところ、既に議題となった事件につきましては、蟹江町議会会議規則第20条の規定により議会の許可が必要になり

ますので、本日の会議に諮ることといたしました。

以上、報告をさせていただきます。

(9 番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 「事件の訂正請求について」を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。

本定例会に上程させていただきました2案件、議案第55号「蟹江町下水道事業受益者負担金条例の制定について」及び議案第56号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の制定について」この2案件について訂正をお願いしたいと思います。

訂正理由につきましては、現在審議中の2案件につきまして、受益者負担金及び区域外流入分担金の賦課について、負担金及び分担金の額の端数整理を行う旨の一文を追加するものでございます。

まず、議案第55号「蟹江町下水道事業受益者負担金条例の制定について」は第6条第1項、これは負担金の賦課及び徴収の条文でございますが、現行は、「町長は、第3条第1項又は第4条第3項の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、前条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。」とございます。この条文の後に、「この場合において、当該負担金の額に100円未満の端数があるときは端数金額を、その負担金額が100円未満であるときはその全額を切り捨てる。」の条文を追加するものでございます。

これにつきましては、前段でいきますと負担金の対象地積、公簿地積に平米当たり300円を掛けます。それによって負担金を出すわけでございますが、現行でいきますと公簿地積にコンマ以下の端数が生じた場合に、出た金額が10円の単位の金額が出ます。その端数を整理するために追加した条文によりまして、当該負担金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる、その負担金の額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるという条文をつけさせていただいて整理をいたしたいと考えております。

次に、議案第56号「蟹江町下水道事業区域外流入分担金条例の制定について」でございますが、これも区域外流入と申しますのは、供用開始の地区に近接している地区から、この公共下水道に接続しようとする場合に分担金をいただくものでございますが、この考え方も受益者負担金と同じ考え方をしておりまして、同様の扱いをさせていただきたいと考えております。

以上、ご訂正申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

大変貴重な時間をいただきまして、一言おわびを申し上げたいと思います。

先般9月7日の防災建設常任委員会の中でも、各委員の皆様方によるご説明をし、おわびを申し上げました。今産業建設部長が申し上げましたとおり、この55号、56号につきましての端数整理の条文が欠如をしておりました。十分注意をして上程をさせていただきましたが、今後このようなことのないように十分注意をさせていただきます。何とぞお許しをいただきたいと思ひますし、議員の皆様方には大変貴重なお時間を審議に割いていただかなければなりません。このことにつきましても重ねておわびを申し上げ、審議のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長 大原龍彦君

議長といたしましては、この訂正の請求を4日に受理をいたしましたが、議事日程上、やむを得ず訂正承認を前提の上、防災建設常任委員会の審査をお願いしたことをあわせて、ご報告を申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「事件の訂正請求について」は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、この件については承認することを決定いたしました。

日程第2 「一般質問」を行います。一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

また、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 高阪康彦君の1問目「町名簡素化について」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○5番 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

トップバッターの質問者ということで、いささか緊張をしておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、「町名簡素化について」という表題で質問をいたしま

す。

今議会に議案第60号として提出されています「字の区域の設定について」が可決をされますと、来年1月16日からは旧本町地区が城一丁目から城四丁目という地名にかわります。提案理由にもありますが、新字名を設定し、地番整理を行うことで行政上の不便を解消するものであります。また、地番が整理されることにより、郵便物はもとより家の特定が早くなり、救急な場合にも災害時においても迅速な救出活動ができることにもなります。

私見ですが、私の考えですが、同じ町名になることにより地域の一体感がより生まれるものと思われまし、歴史ある城という名前を利用してまちおこしができないものかと思っています。

地域住民にとっては、長い住所表示から解放され住所が簡素化されます。旧本町地区は早くから簡素化の要望がありました。アンケートなど具体的な行動が始まってから6年ほどたっていると思います。途中挫折することもありましたが、住所表示を簡素化しようと町内会長さんを中心とした組織ができ、3名の本町の議員も顧問という形で参加をして本格的な活動が始まり、やっところまできたという感慨があります。そういった意味で、町内会長さんを初め、この運動にお骨折りをいただいた各町内の役員さん方に心から敬意を表したいと思っています。またいろいろとご助言、ご指導等、尽力いただきました町当局にも感謝を申し上げます。

質問に入ります。私の質問は2問であります。

1問目は、本町地区の町界設定の説明会でも質問がありました。新住所城に隣接した地域に旧住所が残っているので何とかならないのかという質問だったと思います。新住所となる地域と旧住所の地域が同じ町内会ですので、このように発言されたのだと思います。具体的には、蟹江郵便局の周辺であります。私は以前にこの問題を質問したことがありました。山田邦夫議員も同じ質問をされたと記憶しております。そのときは、城という新町名がなかったので、少し状況が変わってきています。

問題の地域は新町名城の東側に当たり、町界設定図の12番の地域になります。12番の地域は、北は県道弥富・名古屋線から南は近鉄線まで、東が福田川までとゆたか台が含まれています。西は郵便局の前の通り、県道境・政成新田蟹江線です。そして、この地域には既に本町という住所になっています。北から順に、本町五丁目から十一丁目までの住所が割り振られています。しかし、そうっていない地域があります。前述の郵便局の周辺は字ソノ割、豊台のセノ割、ニューシティのキノ割、ニツセン跡地に建てられた住宅はウノ割、ムノ割であり、そのほかにヨノ割、チノ割、ハノ割、ヌノ割、ルノ割、モノ割があります。

町界設定図は、恒久的な道路、川、鉄道などを区切りとして設定がされ、既に町界設定の終了した舟入地区は19番の地区、宝地区は15番の地区、城は11番の地区になり、地域全体に同じ町名の地番が振られ、舟入ならここ、宝はここ、城はこことわかりやすいのですが、12

番の本町の地区は、さきに申しあげました旧住所が混在しているのでわかりやすくはありません。

理想は、この地域の住所が全部本町の町名になればわかりやすいわけです。このことを解決するには、この地域も町界町名設定事業を行えばよいのではないかと考えられますが、これを行うには、その要件として、当該地域の住民のおおむね80%の同意が条件となります。ここは既に簡素化された蟹江町本町〇丁目〇番地という住所表示になっていますので、この地域で住民のおおむね80%の同意を得るのは不可能に近いと思います。このことを考えますと、12番の地区の旧住所の方々は永久的に住所が変わらないと考えます。今の言葉でいえば、住所表示難民という言葉が当てはまるのではないのでしょうか。行政的には地番が整理されることによりメリットが考えられることは理解できますが、住民は地番整理よりも住所表示が簡素化されることを望んでいると思います。

そこでお尋ねをしますが、町界設定図の12番の地域は全体で何戸あるか。その中で本町という住所表示の世帯は何戸あり、そうでない世帯は何戸あるのか。ニューシティの場合は特殊形態ですので別にお聞かせください。

また、住所表示を救済するために、旧町名の世帯に隣接した本町の町名を配し、今使用している地番の続きを振り、本町〇丁目〇番地にすることはできないのか、できるとすればどんな手順が必要か、お尋ねをします。

2問目は、町界設定図に関してお尋ねをします。

城の北の地域、設定図でいうと10番の地区になります。10番の地域の城と隣接する町内の方から、私たちも一緒に住所表示を変えてもらえないかと相談をされたことがありますが、町の設定図に沿って進めているので難しい、この事業が終わったら改めて考えましようかと答えたことがありました。この10番の地域は、北はJR、南は県道弥富・名古屋線、西は蟹江川、東は福田川の地域です。この地域が、もし町界町名設定事業に取りかかった場合、県道境・政成新田蟹江線の東側は、既に本町一丁目から四丁目が割り振られています。町の設定図に沿って行った場合、本町一丁目から四丁目がなくなることになります。残せば町界設定図が変更になるわけです。私はこの町の町界設定図はなるべく変更するべきではないと思いますが、もしこの地域が町界町名設定事業を行おうとした場合、町はどのような考えで指導されるのかをお伺いしたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○企画情報課長 鈴木智久君

それでは、質問3点いただきましたので、一括でお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の1番目でございますが、このエリアの中で本町何丁目と表記する世帯はどれだけあるのか、そうでない世帯はどれだけあるのかというご質問でございました。まず、本町何丁目と表記される世帯につきましては1,046世帯でございます。そうでない世帯は二

ューシティ蟹江を除きまして453世帯、ニューシティ蟹江は529世帯でございますので、そうでない世帯合わせて982世帯になります。

続きましては、この12番目のエリアの中で旧町名のまま従来の大字蟹江本町字何々と使われている住所の表示を本町何丁目にできないかというようなご質問でございますが、これは隣接します町名、また地番を新しく振るとすることは法的には可能でございますし、技術的にも問題はないんじゃないかなというふうにも考えております。

じゃ、それを進める上においての手順はどうかというご質問でございますが、やはり基本的には一区画一町名、新たに町名を振っていただきたいということを基本に考えておりますので、既に町名が変わった地区と同様に、その区域にお住いの皆さんのお考えをまずは集約をしていただきたい。

ただ、議員言われたように、数字からも見えますように、新しい世帯と古い世帯が大体50%ずつになっておりますので、その結果を踏まえまして、この議員がご質問というか、こういう方法はどうかということのをされましたこの方法しか、もともとある町名の方々の住所表示を変更することができない場合で、かつその方々の変更への同意、おおむね80%を得られた場合、そういう場合には変更のほうも可能ではないかなというふうに考えております。

それから、第3問目でございますが、町が決めた町界設定図は変更すべきではないと思うがどうか、町の考え方はどうなんだということでございます。

これは、10番の地区の特化するわけではございません。全体、ほかにもいろいろと土地改良、区画整理などが済んでいる地区もございますので、全体的な考え方をちょっと述べさせていただきます。

議員がおっしゃるように、この20区画というのは今変更するという考えはございません。ただし土地改良、区画整理事業などで既に町名の変わっているところ、また駅北のように変わろうとしている地区もございます。この区割りを見直したり変更することで町界町名がたやすくなる場合というのも想定されるわけですので、そういう場合には柔軟に今考えていくべきではないかというふうには、今現在は思っております。

以上です。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

今の答弁をちょっと要約しますと、12番のところは1,046世帯で、そうでないところは982世帯、約半分半分ですから全部同意をすると50、50で80には届かないから多分不可能という形のことがあると思うんですが、こういうことをして、なおかつここは反対だよと、町名に変えるのは。として残りの982世帯の方が変えてほしいということになれば、私が申し上げましたように本町の残っている後に続く町名の地番を振って、本町にかえることは可能だと、こういうふうに理解しますが、よろしいでしょうね。

それから、2問目のことは町界設定図の区割りは重要視しているけれども、そのケースによってはそうではないというような考えだと思いますが、私もやはり町の設定図の中には区画整理とか土地改良とかでもうばらばらになっているところは結構多いんですよね。これを一つにしろというのは、非常に無理だというふうに思います。だけれども、その中の町民が自分たちの住所名を簡素化してくれといった場合には、どういうふうにされるかなということを言ったんですが、非常に現に取りかかってみるところがありますので余り言いませんけれども、難しい問題はあると思います。ただ私がなぜこんなにくだく言うかといいますと、今まで行われてきた、町界の終わったところ、19番、15番、11番、舟入、宝、城、それからこの12番がまた地番はともかく本町になりますと、その後北の10番がもし設定されまると、蟹江川を境としてJRから南が全部きれいに町界町名設定ができるんですよ。

だから、ここの一画はもうすべて終わりましたと、町にこう言っていただきたいような気もするんですが、特にこの地域は人口の多いところですよ。こういうところでそういうことができるのは非常にすばらしいと思いますし、蟹江町は要するに最高のベッドタウンを目指すというなら、町名というのは非常に必要なんですよ。大字何とか字何とかといえ、近くの方はわかりますけれども、もうネットで調べた全国の方がここに来るときに、字何とか大字何とかというところには余り来ませんですね。それが城一丁目、いいところだなと思って来ていただけるかもしれませんので、そういうことを考えて、町ももっと私の言いたいのは、もっと町界町名設定事業に町民の手を挙げるまで待っているという姿勢もわかりますが、やはりそうではなくて、町のこれからの発展のためにも、町界町名設定事業は必要だよということを大いにアピールをしていただいて、強力な指導をお願いしたいということでございます。

以上、そういうことを申し上げまして、あ、最後、私の今聞いたことに間違えございませんか、もう一回鈴木課長をお願いします。

○企画情報課長 鈴木智久君

そのとおりでございますが、あくまでも町としましては、まず一団としてお考えいただきたい。ですから、旧の大字蟹江本町の方だけの意見ではなくして、全体としてまずどういうふうにとらえていただけるのか。最終の手段として、どうしてもこれはもう無理だと、とった結果、回収率もほぼ100%に近く、なおかつ結果として変更するに至らないような状態になった場合においては、旧の町名の方々のご意見でそれでもやはり変えてほしいという要望が強ければ、そういう場合においては町のほうも町なりに考えていきたいというところでございますので、変わっていない方だけを集めて、ああできたからという話ではないということだけは、ちょっとくだいようですが申し上げさせていただきます。ただ、基本的には高阪議員が言われるようなお考えのことで結構でございます。

○5番 高阪康彦君

やっぱり職員の方はそう言いますけれども、100%の皆さんから意見を聞くというのは、

各世帯に、今の1,000戸ぐらい、それは難しいと思いますが、要は8割というあれがありますので、もう例えば反対の人が簡単にいえば500人あれば、もうだめなんですよ。そういうふうに理解されていれば、要するに私は今本町というところを、本町から変えるといったときに嫌だよという人が500人あればだめだということです。それはわかるでしょう。1,000人もおらなくても75%でもこの前いいという話でしたけれども、そうなったら今のその本町の当たりの方にみんな聞いて、皆さん方名前変えますがどうですか、変えてちょうだいとなれば変えられると、こういうふうには私は理解しますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で高阪康彦君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「Re：土曜開庁は考えられないか」を許可いたします。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

「Re：土曜開庁は考えられないか」という表題で質問をいたします。

このような表題をつけたのは、昨年12月議会で同じような質問をしています。このRe：というのは、皆さんよくご存じのように電子メールの返信したときにこういう記号がつくわけです。返信ということで、12月議会のときに答弁をいただきましたので、その返信という意味で「Re：土曜開庁は考えられないか」というふうにつけさせていただきました。

質問の要旨は、12月に行いました私の質問の要旨は、働く主婦がふえ公的な書類の提出、認可などに役所にでかけなければならない場合、休暇がとれればいいのだが、職場によっては休暇のとりづらいところもあります。無理に欠勤をすれば職場環境が悪くなります。もし土曜日に半日でも開庁しておれば余裕を持って仕事に専念できるし会社にも迷惑がかかりません。こういった人のために土曜開庁は考えられないか。そして役場のサービスの考え方を述べサービス機関の最たるもの、それは役場と申し上げました。

町からの答弁として、土曜開庁を行うには行政改革により人員削減に取り組んでいるため、土曜出勤をした場合、平日に代休を与えることになり事務に影響が出ること、開庁に必要な経費などの費用対効果に問題があるという答弁をいただきました。この答弁は、現状は土曜開庁は難しいということだと思えます。本当にそうだろうか、現実には土曜開庁を行っている自治体は幾つもあります。具体的には名古屋市、安城市、高浜市、清須市、吉良町などですが、そういった自治体は蟹江町とどこが違うのだろうと思い、市ではなく同じ町で土曜開庁を行っている幡豆郡吉良町に出かけ、土曜開庁に至った経緯、その内容、実績、住民の反応、今後の課題などを勉強してきました。内容を話して蟹江町はどうか、考えてみたいと思います。

吉良町は人口約2万3,000人、面積は35.98平方キロメートルの町で、任侠で名高い吉良の仁吉、忠臣蔵で悪人にされた悲運の名君、吉良上野介公、「人生劇場」の著者、尾崎士郎を生んだ町でもあり、2年前、3年前かも知れませんが、総務委員会で給食センターを見学した町でもあります。

まず、吉良町が土曜開庁に至った経緯ですが、土曜開庁をする前は金曜日は午後7時まで役所を開いていたとのこと。ただ7時という時間は中途半端なこともあり、行財政改革で土曜日に半日開庁したほうが効率的だということで始まったそうであります。内容、実績は資料をいただきました。皆さんのお手元にも行っておると思いますが、これによりますと平成10年から土曜開庁は始まっています。

住民課では窓口処理として住民票の写し、印鑑登録、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、記載事項証明書、身分証明書などの業務を行っています。平成20年度の実績は、50日開庁して948件の処理をしています。1日平均約19件の処理をしていますが、これは日によって忙しい日もあり暇な日もあるそうです、当たり前のことです。また、この件数イコール台帳人数ではありません。1人の方が2件も3件もされる場合もあります。

次に、税務課では同じく10年度から始めております。所得証明、課税証明、非課税証明などの業務を行っていましたが、来庁者が少ないので16年度6月末で閉鎖になったそうであります。

ここでまずお尋ねをしますが、この吉良町土曜窓口証明処理状況の表を見て感じた素直な感想をお聞かせください。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

土曜の開庁につきまして、今吉良町を挙げてご質問いただきました。

吉良町の場合、50日間やられました948件の処理をされているということでございます。おっしゃいましたように、1日平均にしますと4時間、半日で19件ということでございます。私どもの事務件数、これは平均8月の1カ月の部分ですが、これを平均しますと1日で約86件でございます。失礼しました。1日と申しましても半日ですね、半日分で86件でございますので、これと私はぱっと比べまして、大変口幅ったい感想で申しわけないんですが、そんなに大きい数字ではないなというふうに率直に感じた次第でございます。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

私はこれを見まして多いなというのは、例えば私も自分も考えて、この何年か印鑑証明も住民票ももらいに行ったことないんですよ。ここに見える皆さんで、いや、1年間の間に印鑑証明2遍もとりにいったよという方は少ないと思います。そういった、土曜半日で今役場何件か言われましたけれども、それはいろんなすべてが入ると思うんですよ、窓口に見えたのは。これは証明だけです。

それともう一つ、吉良町の世帯は6,817世帯、蟹江町は1万4,311世帯、倍じゃないですか。そうするとこの数字が倍になってもおかしくないなど、正比例はしませんけれども。

それと、この表を見て感じたことは、年数がたつにつれて要望がふえて、業務がふえているということです。それと、始めた当初からは10年で約倍増というか70%、件数にして70%アップしているということを私は読み取りましたが、見解が違うのは仕方がないかなと思います。

次に、実際の実務の状況ですが、吉良町では住民課の戸籍住民係の6名の中から2名が土曜日に半日出勤し、代休としてなるべく暇だと思える水曜、木曜日に半休の代休をとっているとのことでした。当然同じ日に2人はとれません。現場としては1人欠けても忙しいときは大変で、臨時職員を要求しているがなかなか認めてもらえないとおっしゃってありました。

そこで、当町の人員配置をお聞きしたいんですが、住民課は今何人いるのか。過去と比べて例えば行財政改革で減員となっているのか、職員数の推移をお願いをしたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今職員数のお話が出ました。私どものほうでは10年以上前からこの職員は6名ですずっとやっております。ただ最近大変ふえてまいりまして、先ほどおっしゃられたように証明件数等がふえてまいりました。そういった関係もございまして、現在は臨時ではございますが20年度から、大変申しわけございませんが臨時を入れて対応させていただいているというのが現状であります。

また、先ほどの件数でございますが、86件は私どもの証明等のこの先ほどおっしゃられたものに対するものでございまして、このほかに事業としてはかなり大きくやらせていただいて、たくさんの手続をさせていただいているというのが現状でございますので、お願いいたします。

○5番 高阪康彦君

同じ6名です。これ職員の数ですので臨職はちょっとわかりませんが、ちょっと調べさせていただきましたが、吉良町の職員は198人、蟹江町は297人ですが、蟹江町の場合は特殊な状態でやはり消防とか水道が入っていますので、実際は吉良町の一般職は171人、蟹江町は187人ですわね。そうやってみると、蟹江町は結構頑張っているなという感じは、調べてわかりました。同じ人員でやはり先ほど言いましたように1万4,000戸と7,000戸ぐらいですから、倍ですから大変だなということは思うわけであります。

次に、お尋ねしたいのは、窓口の業務は主には印鑑証明、住民票の写し、戸籍謄・抄本などです。これらの事務が取り扱える銀行のATMのような機械があると教えていただきました。人員配置が難しければ機械の設置という方法もあります。そこでお伺いしますが、これらのことは考える対象とはならないか、お尋ねをいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

私どももそういったことも考えないわけではございませんで、もしということで調査はしております。この調査で私どもの機械を入れた場合の経費の、導入経費等を含めて想定をいたしまして出していただいた数字がございしますが、5年間でこの住民票と印鑑証明、戸籍の謄・抄本、附票と。これを出すために9,123万円の計算といいますか見積もりといいますか、経費設定が出ております。これは1年間にいたしますと1,825万ほどになりますので、かなり大きな導入経費、またメンテナンスを含めた維持経費ということになります。ですから、今これについてもおっしゃられましたようにかなり高額なものでございますので、慎重な対応をしていかなければいけないというふうには考えております。

以上であります。

○5番 高阪康彦君

そうですか。私がお聞きしたときは機械は800万ぐらいだと聞きましたので、メンテとかそういうことはわかりませんが、年間それは1,800万もかかってはそれはいかんわね。これはちょっと難しいかもしれませんが、ただ何といいますかね、ATMですね、まあ難しいかなというふうに思います、機械の導入は。

同じことがありましたが、もう一つ難しいのは、その人であるという証明ですね。証明は住基ネットなんかを使うという話を聞きましたが、これも意外と余り浸透していないもので難しいかなということで、一応お聞きをしたのですが、やはり機械というのは難しいかなというふうに思います。

次に、土曜開庁に対する吉良町住民の反応ですが、総じて好意的であり、続けてほしいと思われる方が大半だそうです。驚いたのは、こんなに長く続けているのにまだ広報不足で、土曜開庁を知らない方が大勢みえるとも聞きました。また、幡豆郡には吉良町のほかに一色町、幡豆町がありますが、一色町では土曜開庁を午前8時半から零時15分まで行っております。加えて、金曜窓口事務として午後5時15分から7時までも行っています。ここは金曜もあけて土曜もやっているんです、一色町は。幡豆町は金曜延長窓口として午後5時から7時まで行っています。ちなみに一色町というのは人口2万6,604人、2万6,000ぐらいです。世帯が7,347ということです。こちらのほうに勉強に行ってきたほうがよかったかなと今後悔していますんですけども、幡豆町は人口が1万2,000人ぐらい、世帯として3,763世帯ということであります。この幡豆3町は余談ですが23年3月31日までに西尾市に編入合併を目指しているとのことでした。

最後に、今後の課題としては、やはり収納事務も一緒にできると、より充実するのではないか。あとはセキュリティーの問題と冷暖房の問題が考えられるとのことでした。セキュリティーというのは、住民課だけあけますとみんな床が続いておりますので、ほかの課に人が入ったりして、やはりちょっと壁なんかをつくって入らないようにしなければいかんというようなことで、セキュリティーの問題と冷暖房というのは、やっぱり経費をかけないという

ことで切っているそうです、土曜日は。だから職員の方は僕たちはいいけれども、住民の方に夏は暑いし冬は寒いと。この冷暖房はちょっと考えなければいかんというようなことが今後の課題として考えられるということでございました。

それで、一色町を調べましたが、一色町は収納事務も行っているんですよ。今の一色町です。それで、一色町は土曜窓口事務として住民課、国保の窓口で対応できるものとして所得の証明書、固定資産税証明書、納税証明書、これは軽自動車の証明書の交付、税です。税の町県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付ということも一色町はやっているんです。それから、さっき言い忘れましたが、この吉良町の場合でも土曜日に滞納者がお金を持ってみえたことがあったそうですわ。それでちょっと慌ててもらえるものだからもらわないかんもんだから、職員に電話かけて待っておって、何か領収書を切ったのか、手続してそのお金をもらったということもお聞きしました。それで、できたら大変でしょうけれども、やはり収納も一緒にやられるといいですよということもお聞きしました。

ですから、自治体によってやはり収納までやっているところ、ただ証明だけやっているところ、金曜日の午後やっているところ、全くやっていないところ、いろいろあるんです。それで、中身がどう違うかということなんですが、最後にこれをお話して質問をやめたいと思いますけれども、私の意見ですが、行財政改革は重要なことであり、当然施策には費用対効果を求めなければなりません。しかし、住民のサービス機関である役所の場合、すべてにこれを求めることはできません。赤字の幅も考えなければなりません、それを承知した上、住民のためには実行しなければならぬ施策はあると思います。土曜開庁がそれだとは申し上げませんが、土曜開庁はフルに開いても年間50日、それも半日どれぐらいの費用がかかるのでしょうか。私は費用対効果をいうならば住民に役場は土曜も開いている、休日を返上して職員さんが頑張っている、ご苦労さんだな、これも住民のことを思ってだなと、そう思うていただくことが重要で、その精神的効果は大きいと思います。特に現在はそういうことが求められている時代ではないでしょうか。吉良町の方からは土曜開庁を始めるには最終的にはトップの判断、決断が大きいとお聞きしました。町長のお考えを伺い、質問を終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

高阪議員、大変熱心に勉強をされ、ちょっとメモさせていただきましたが、私も勉強不足で大変申しわけございません。一色町の町長さんのほうからは、実はこの収納のことは聞いておりました。蟹江町が今そのことができるかどうかについてはちょっと後の話になりますが、昨年来12月議会においてもこの土曜開庁についてはご質問いただいたことは十分承知おきをしております。このことにつきまして過去の経緯、10数年前町が一度土曜開庁をやった状況の分析を実はさせていただきました。若干その海部郡の町村にも問い合わせをし、個人

的にお尋ねをした町長さんもございましたし、いろんなデータを照会いたしました。確かに需要が余りなかったというのも事実であります。それで現実に金曜日の時点で電話予約をしていただきますと、住民票については宿直室のほうにさせていただくことは、それは可能であります。しかしながら、それが本当に土曜開庁につながるかというと、ちょっとまだこれは薄いものがあるんじゃないかなと。このことも含めてこの平成17年から行革の集中改革プランにのっとって職員の削減調整をしまいいりました。先ほど来職員の数のことを言っていたしましたが、蟹江町の場合290人、300人弱これは単独消防、単独水道を持っておりますので、ほかの町村から比べると少数精鋭で頑張っておるなというのが、大変自分のことを褒めては申しわけないんですが、職員はよくやっているなというふうに私自身は思っております。

ただ、住民サービスというのは、これはもうなかなか限りがないものでありますし、先ほど来最後に言われました職員は土曜日、日曜日も住民のために頑張っているなという、そういう気持ちを少しでも住民の皆さんに持っていただくべく、土曜開庁は今後検討する課題にはなると私は今現実思っております。

冒頭一般会計の補正の際、そして監査委員の方からもご指摘をいただきました収納率の問題等々についても、これもすべて来年度に向けてしか徴収はできないわけであります。これもすべて私の責任でありまして、大変申しわけなく思っておりますが、いま一度職員にしっかりとこの考え方を調整をさせ、来年度からこの土曜開庁ができるかどうかについてもきっちと精査をさせていただきたいと思っております。すぐできることからやらせていただきますし、もう一度予約で住民票をとることができますよ、予約でこういうことができますよということのサービスもまだ全然徹底がしていない、こんな状況も今蟹江町にはあるわけあります。そのことも含めてこの費用対効果の機械導入についても早速調べさせていただきましたし、このことについても、若干蟹江町の財政状況を逼迫させることになるかも知れませんが、住民サービスでこれが最高だと思えば、当然これは積極的に導入することだというふうに考えておりますし、幸い今図書館が土曜日、日曜日開庁しております。この図書館にこの機械を置いてやったらどうだというシミュレーションも今各部に指示をしているところでありますが、まだまだちょっと時間がかかるやに思っております。大変貴重なご意見をいただきましたので、今後早急にこのことについては結論を出させていただくべく頑張りたいなど、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございます。前向きに検討していただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 大原龍彦君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問2番、山田邦夫君の「都市計画道路整備の方針と計画の見直し」を許可いたします。

山田邦夫君、質問席へおつきください。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

質問通告書に基づきまして、蟹江町都市計画の「都市計画道路整備の方針と計画の見直し」について質問をいたします。

都市計画法に基づきまして、愛知県には20の区分の都市計画区域があります。蟹江町はそのうちの1つ、名古屋都市計画区域に属しています。その一環として、昭和47年蟹江町都市計画が作成され告示されております。ごらんになった人も多いと思いますが、これは有料で蟹江町は売っておりますのでこういう都市計画図面であります。都市計画法というのがありまして、都市計画法は、住みよい都市環境の形成のために土地利用の用途地域や用途地区の指定とか、道路、公園、水路などの都市施設や市街地開発などについて定めています。

きょうの質問は、蟹江町都市計画のうち、蟹江本町地区に限って行いたいと思います。

第1は、都市計画の道路整備の優先順位の方針を決めるべきではないかという問題、2つ目は建築制限の問題、3つ目は都市計画の変更についてであります。

1番目の都市計画道路の整備の優先順位の方針についてであります。本町地区には幹線道路として南北に2本と東西に3本の道路計画があります。さらにそれに関連する形で、近鉄蟹江駅北市街地再開発計画というものがあります。以上は、蟹江町都市計画マスタープランというものができておりまして、これも公開されておられません。私は特別にもらって、議会でもらったものではありません。

まず、南北の道路であります。皆さんご承知のように本町の一番真ん中を通っている新本町線、これは消防署から南へ22メートルの道路で来まして、甘強酒造のところで12メートルに狭まって、川原というか山本医院の角のところを通過して、蟹江川、新記念橋を通過して学戸七丁目の尾張中央道へ通じる、これが新本町線といっております。このうち、山本医院の辺から消防署の辺までは県道になっております。それから新本町線そのものは、消防署からさらに北へずっと抜けていってJRの蟹江駅まで行く都市計画路線があります。これは未着工であります。

それから、南北の2つ目は、町道東郊線です。これは蟹中の西側のあの道路ですが、南は国道の南から来まして近鉄の踏切を通過して、最近改良された本町五丁目の交差点の交差点を通過して、関西線を踏み切って七宝町のほうへ抜けていくあの道路を町道東郊線といっております。これは現在10メートル幅ですが、都市計画では20メートルにする計画であります。

それから、東西の線、東西の線には3本都市計画道路があります。一番わかっているのは県道弥富・名古屋線、これは最近ほぼ整備されましたが、名古屋市の前田橋から来て、戸田地内を通過してヨシヅヤのところを通過して消防署の前を通過してずっと弥富のほうへ行く。あれ

は県道弥富・名古屋線でありまして、16メートルです。ほぼ完成しております。

あと2つあるんですが、わかる人はわかりますが大半の人はわからない、いわゆるその1つが、温泉通線。温泉通線というのは、この役場の前に22メートルの道路が日光川から来ております。あそこで温室にぶつかって切れているわけですが、実はあそこから東へ行って蟹江川を渡って新屋敷地内、新屋敷には住所はありませんが、町内会でいくと新屋敷地内を突き切って甘強酒造の工場の角、あそこまで22メートル道路が消防署から来ていますが、あそこへつなぐ。そしてさらに東へ行って東郊線の佐鳴学院の学習塾のある、あの辺へ抜けていく。これは22メートルの道路計画であります。

もう一つの東西線は城新線といいまして、これは16メートル計画ですが、新町にマルサンという米屋さんがあります。あそこから東へずっと抜けていって、これも蟹江川を渡って神明社や西光寺の隅をかすめて、そしてずっと東の東郊線の洋菓子屋がありますが、シャトレーゼ、あそここのところへ抜けていく道路です。この2つは全然目に見えていないわけですね。ああそんな計画があるのかと思う人も多いと思います。温泉通線と城新線というのは蟹江本町の住宅を抜けていく計画でありまして、用地取得、用地買収、その財源ともに大変困難なことだとだれが考えても思います。

さて、まちづくりの骨格であります都市計画道路の整備につきましては、第3次蟹江町総合計画、これは簡略版ですが、分厚い平成13年から来年の22年までの10年の蟹江町第3次総合計画というのがあります。これにそういうことが書いてありまして、その下位計画として都市計画マスタープランというものができております。これは大変理路整然と理屈が通った計画であります。平成元年につくられた第2次蟹江町総合計画から20年たっておりますが、新本町線——消防署から北はできていませんが——以外ほとんど進んでいないのが実態であります。蟹江町総合計画も都市計画マスタープランも否定しがたい大変立派な計画でありますけれども、20年間もだれも実現努力をされない机上の空論であって、気の抜けた形だけの計画だといわれても仕方がないのではないのでしょうか。

これは10年間の総合計画をつくれる町長が、第2次総合計画は川瀬町長がつくって、その後佐藤篤松町長になったらコンピューターなんだでうつつ抜かして10年間過ごしちゃった。その佐藤篤松町長が第3次総合計画をつくっておいて、退任されたら今度は横江町長になった。横江町長はまた別のことを考えているみたいで、この都市計画をやろうという姿勢がどこにも見えません。それで今、これから1年後に第4次総合計画をつくるわけですが、町長がかわられると、次の町長はまたそれをないがしろにしまうと、これが繰り返しじゃないかと思うんです。この実施計画についてはそういう感じがいたしております。

温泉通線の蟹江川東への延伸、温泉通線、蟹江川の東へ行く問題とか、城新線というのはもはや実現見込みのない計画であります。しかし、その計画は高度成長時代のものでありま

して、今の時代にそぐわないものになっているんでないかと。しかし一方で、住みよい町、安全・安心のまちづくりのためにはぜひやるべきだと、整備改良すべきだと思える道路もあります。そのことについて今から質問いたします。

質問の第1は、都市計画道路の整備は優先順位を定め、必要なものは中長期、10年、20年の計画で実施努力すべきではないかという質問です。

優先順位の第1は、私は東郊線だと思います。今言いました中学校の前からヨシヅヤのほうへ抜けていく、あの道路です。東郊線には随分諸問題がありまして、まず1つは、近鉄線との平面交差、これは踏切遮断の時間が長くて大変車が渋滞します。ひどいときは南から来るのは国道近くまで、南へ行くのは本町のサークルKのあたりまで車が渋滞しております。先がどうなっているかわからんような渋滞のしぐあいです。それから、通勤通学時間帯には、あの踏切を渡るのに非常にいらいらして人が待ちます。そういう問題があります。

それから、東郊線全体は歩いてみればわかりますが、1車線ずつの何ていうか路面ですので、車の激しいところ。自転車や歩行者は当然、自転車は車道となっていますけれども、大抵歩道を通ります。歩道が狭いです。そしてでこぼこでU字溝やその他の整備が悪くて、大変危険な状態を以前から感じております。

それから3つ目は、道路幅が20メートルの計画ができておりまして、昭和47年から線が引いてありますから、大体簡単にいえば両側に5メートル、皆さんがここは道路になるというて引いているわけです。新しい建物は建てておりません。駐車場になっていたり草場になっていたり古い建物が建っていたりという状態がずっと続いております。勢い町並みは大変寂れた感じがいたします。とてもじゃないが商店街はできません。そういうふうでこちらの尾張中央道に比べて蟹江川の東は寂れた感じがどうしても残っているということ、そういう問題を持っております。

そこで、東郊線をやると言ったわけですが、やるべきことの2つ提案をするわけですが、東郊線は年次計画を立てて用地買収をもう皆確保して待ち構えているわけですからやるべきだと。これは何十億、20億とかかかると思う。ですけれども、10年、20年計画を立てて1年に50メートルずつ行くとか、あるいは話のうまくいくところから買うとかいう形でやるという方針を立てなきゃ取り組めない。やるという方針聞いたことがない。ですから、ほかりっぱなしになっていると、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

2つ目の問題は、特に近鉄線の立体交差の問題です。これは大変重要です。費用も10数億か20億か、かかるものだと思います。とても町単独では考えにくい。だから、ぜひ早い機会に県道への昇格を政治的には働きかけるべきだと。ずっと西福田、いわゆる名古屋市から蟹江を通して七宝町まで行く道路になっているわけですから、県道として考えるべきものです。名古屋都市計画区域の計画道路になっているわけですから、県道指定をぜひ考えるべきだと思います。町長はこの問題について方針を決めて着手すべきだと思いますが、ご所見を伺い

たい。

まず、これだけを一問一答でお願いいたします。

○都市計画課長 志治正弘君

それでは、1問目は私のほうからご答弁をさせていただきます。

町道東郊線の整備計画につきまして、ご質問をいたします。

都市計画道路としましては、七宝・蟹江西福田線という名称でございます。ですが、答弁に際しましては一括して町道名の東郊線ということでお答えしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、議員も既にご存じのとおり、最近ようやく本町五丁目交差点の改良工事が完了しました。これで部分的ではございますが、ニューシティ蟹江、ライオンズマンションの南角から県道弥富・名古屋線までほぼ400メートルの間に完成形で都市計画道路として整備することができました。ご質問は都市計画道路の整備順位を1番に東郊線をとらえて、できるところから用地を確保して整備すべきであるというようなご指摘でございます。確かにご指摘のとおり、東郊線は早期に整備を進めなければならない路線としてとらえております。特に整備を急がなくてはならない箇所として考えておりますのが、実は今回この交差点改良されました本町五丁目交差点の北側でございます。今回の工事で交差点は一応4方向すべてに右折レーンが設置されましたが、交差点北側の車道につきましては建物の影響のない部分のみ暫定的に改良工事を行いましたので、極端なアール、曲線で車を交差点に進入させていきます。無論のことではございますが、危険を回避できるように設計はされておりますが、直線道路を少しでも長く確保して、暫定ではない完成形の形で、ここは早く早期に完了すべきところだと考えております。

それで、東郊線のほうの全体的な整備計画でございますけれども、通常の用地補償費とさらにはご存じのとおり、JR関西本線及び近鉄名古屋本線をまたぐ高架事業も含まれております。そうしたことから多額の事業費が見込まれます。議員からもご指摘をいただいておりますのでございますけれども、東郊線は中長期的な計画を立案して、本当にできることから事業整備を進めていかなければならない路線と考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

2番目の質問にお答えをしたいと思います。

平成17年4月から蟹江町政を担当させていただき、いろんな問題があるということは十分承知おきをいたしております。確かに都市計画決定をされた道路は存じておるわけでありまして、可能性のあるところから順次進めていきたいというのは基本的な考え方を持っているわけですが、その中でも特に東郊線というのは最重要道路だというふうに位置づけをいたしておりますし、現に既にもう県道への昇格については県に申し入れをいたしております。

ことし8月も県の議員連盟の方に陳情を実は申し上げまして、何とか早い時期に県道に昇格してくれないか。その理由といたしましては、このいわゆる七宝町から1号線を越した福田地区まで南北を縦断する、尾張中央道に次ぐ重要な南北道だというふうに私も認識をしておりますし、今うちの担当が答弁させていただきましたとおり、本町五丁目の拡幅も地権者の大変友好的なご理解をいただきまして、やっと承認をいただき、おくれませながらこの9月4日に信号も設置をし、今渋滞もまだ若干あるようなことを聞いておりますけれども、以前と比べると大変スムーズな交通ができるという大変喜びの声も聞いております。

そんな中で、その声ばかりではなく、歩道の整備がないとか、それからそれによって交通量が多くなったじゃないかと、逆にここに点滅信号をつけてくださいと、こんな要望もタウンミーティングであるやに聞いております。そのことも含めまして、最重要道路だと位置づけしておりますので、県道への昇格についてもこれもさらに県のほうに申し上げていきたいと。そして、先ほど言いましたように、年次計画がどの時点で立てられるかはわかりませんが、既に今やっているところも実はございます。順を追ってこれも一番最初に進めていかなければならないというふうに思っております。

また、一番の問題は、今ご指摘ありました近鉄線との立体交差の問題であります。これも近鉄側と富吉のエレベーター設置の際に並行して申し上げさせていただきました。近鉄にとっては確かに橋上駅だとかの問題もありますし、交通バリアフリー法の問題も含めて、これも考えていきたい。ただ、大変費用のかかることでありますので、同時にいろいろ検討させていただきたいという前向きなお答えをいただいたんですが、まだまだ基本的にはこれ結論には至っておりません。

そしてもう一つは、給食センターがこの9月に移動いたしまして、給食センターを取り壊した後にあの地域を整備をさせていただくと、ちょっと考え方も前に進むのではないのかなと。何よりも膨大な費用が実はかかります。これは議員もご承知おきいただいております。そんな中で、県道への昇格についても粘り強くやっていきたいとともに、土地の買収についてもこれも積極的にできるところからやっていきたいと、こんなことを思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

山田です。

非常に最重要路線だと考えているとお答えいただいたのは結構ですが、我々には目に見えておりません、耳に聞こえておりません。それで、交渉もしておるということですが、私が思うのは新本町線が県道です。それから境・政成新田蟹江線、この一番街、あれも県道です。これはもうできてしまって、これ以上県道に維持保全だけですから、むしろあれはずっと向こうへ行くと河合小橋のほうへつながるわけですがけれども、これは県に町道にしてもらっていわゆるつけかえとして東郊線を県道にしろという交渉をぜひしてもらいたい。こち

らはもういいわけです。県道でやってもらわんでもね。そういうことが1つであります。

それから、着手しておると言いますが、本町五丁目の交差点はニツセン跡地の問題で県道名古屋・弥富線の関係でやむを得ずその範囲がやれたんであって、東郊線を全線整えるということについては、部分部分努力するんでなくて何年計画でやるんだということを打ち出さないと、10年、20年かけてやるということを打ち出さないと、とてもじゃないがちょいとするだけではできません。例えば新本町線は14年前、我々が議員になったときに、その前は15年から20年かかってやってきたわけです。ところが14年前に10筆残っていました。とてもやれる状況じゃなかった。ところが本町で3人新人議員が出て、東になってかかって10筆のうち3件くらいつぶしたら将棋倒しに片づいたと、一、二年で片づいたという実績を持っております。そういうように20年も30年もかかるけれども、あるときいつとき非常に集中的に方針を決めてやらないと、我々あれ議員にならなかつたら新本町線もほかりっぱなしだったんじゃないかという感じまでするわけであります。

そう申し上げておきまして、1番のその次の問題ですが、東郊線の次にやるべきは新本町線の消防署から北、JRの駅までをぜひやるべきだと、2つ目です。駅北開発が進んでおります。これとあわせて本来JRの駅の玄関は南口ですね。ところが南から西へ抜けていく道路が大変狭いし余りぱっとしない。しかも用地がほとんど消防署から駅へは確保できているというか、予定を皆さんしている。しかし、そのために家も建て直さないし路地裏みたいなのがいっぱいありまして、行きどまり道路とかです。ですから、これも10年、20年かけてその次、まああれもこれもはできませんから、東郊線の次にやるべきでないかというふうに思っています。そういう長期的な着手についてお覚悟はあるか、ご意見を伺いたいと思います。

○都市計画課長 志治正弘君

では、私からご答弁させていただきます。

新本町線でございますが、議員おっしゃるとおり大変な重要な路線であるというふうに私どもも認識はしております。ただ、現時点での消防署からJR蟹江駅までの整備計画につきましては全く具体的な計画は定まっております。議員が路線の説明をしていただきましたけれども、実はこの都市計画道路、新本町線はJRの蟹江駅前の、これも都市計画決定されております施設ですが、駅前広場につながっております。またおっしゃったようにJRの蟹江駅北側では、蟹江駅北特定土地地区画整理組合による区画整理事業が現在着々と進行しております。平成26年3月完了を目指しております。それで、この区画整理事業の中にやはり駅北側の駅前広場も整備計画に含まれております。できれば事業の施行期間中、26年までに暫定的ではありますが、この北側の駅前広場を整備する予定であります。

新本町線の消防署以北の整備計画につきましては、やはり私はJR蟹江駅が核になるのではないかなというふうにとらえまして、JR蟹江駅を中心に駅北側の開発をかんがみながら、一体的な計画の実現が必要になってくるものと考えておりますので、長中期的な計画の立案

が必要になってくることだろうというふうに思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

新本町線の北進については消防署がネックになるわけですが、消防署の建物の本体がどうも計画の22メートルから外れているようであります。すれすれですね。それじゃ、訓練やなにやらの消防車が動く場所がないということですが、幸いにして東側に県の職員の用地がありますので、もしかしたらあそこら辺を手に入れば、消防署はあのままでいけるんでないかという感じもいたしております。しかし、これはそんなに声を大きくするつもりはありません。東郊線をやるべきです。その計画を出したらいずれやるという方針を決めていただくべきだというふうに思います。

その次に、質問の2つ目ですが、都市計画道路の用地については建築制限があるというふうに聞いております。計画用地にある建築制限というのはどういうものなのか、教えてもらいたい。

それから2つ目は、都市計画に告示されて以来約40年、該当する人は知っているんです。おれのところはひっかかる。だから売り買いもうまくやれない、売り買いするには値段が余り通用しない、こういうような、最近も鉄骨でアパートを建てたいけれども、それはどうもだめだといわれているようだというような、私有財産について利用を非常に制限されていると、これは非常に問題でないかと思うわけです。そういうことについては、蟹江町へ苦情とか何かは来っていないかどうか、来たことについてはどういうふうにお答えになっているか、お尋ねします。

○都市計画課長 志治正弘君

それでは、2問ご質問をいただきましたので、まとめてご答弁申し上げます。

まず、都市計画法では都市計画施設等の区域内における建築制限、もちろんこれについて定めております。都市計画施設というのは都市計画道路もございますし、先ほど申し上げた駅前広場、これも施設に入ります。それで、具体的には都市計画法第53条で、基本的に都市計画施設などの区域内において建築物を建築しようとするものは、都道府県知事の許可を得なければならないと、そういう建築の許可について定めをしております。

それでまた、54条では、許可の基準の定めで、どんな建築が可能なのだということを定めております。それで具体的にはまず階数が2階まで、かつ地下を有しない建物です。ですから、3階建て以上の建物は、都市計画施設区域内は建てられないということになります。

2番目、仕様構造部が木造鉄骨造、もしくはコンクリートブロック造、安易に壊せるものはオーケーなんですけれども、鉄筋コンクリート造の建物は不可というふうになっております。ただし、以上が具体的な建築制限なんですけど、これはあくまでも区域内、都市計画区域内にある制限でございますので、例えば計画制限が庭先にかかって建物の計画しているところ

ろは計画線が引かれていないということになれば、もう3階建て、4階建て、これはオーケーです。その敷地の中でどこまで入っているかということにかかわりますので、ご了承願いたいと思います。

それで次に、役所に実は参っている苦情でございしますが、そんなのないんじゃないかと言われそうなんですけれども、実は私が聞こえる限り、知り得る限り、建物の申請者、施主さん、オーナーさんから直接窓口へ苦情にお越しになった例は幸いにして私の場合ございません。それで、担当にもちょっと聞いてみましたけれども、事例は聞き及んでいないということです。理由はこれ憶測ですけれども、やっぱり業者がどうしても窓口対応しますので、直接業者のほうから施主さんに説明して、理解された上で法的手続をとられますので、その辺かなとは思いますが、ただもし仮に苦情が寄せられた場合、今どういうふうにやっているかということなんですけれども、法のまず定めであります。それで、建築物、建物を建てる場合、主たる法律は建築基準法と都市計画法になります。その法の定めですので、建築制限に関しましては遵守していただくよう、守っていただくように対応していきたいと考えております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

余り大した苦情はないというように聞きました。ないのかもしれませんが。それは40年近くたっているから、もういいかげんみんなは言う気もなくなっているということですね。ところが、この質問のために僕は点々と聞きました。大きな地主、アパートを持っている人、何人かに聞きました。そうすると、親が死んで東京から帰ってきたらこの町の中の不便な中に住むのは大変いいと、静かでいいと。それからアパート持っている人は、鉄筋で建てなくて古いアパートがあそこら辺にあるんですが、生活保護とかその他にかかっているような人が次から次へやってきて、3万円くらいの安いやつ。いつもいつも満員になっているんで丸もうけ。要するに立て直さんでもいいと言っている人もあります。

それから、ひっかかる企業はひっかかりゃ、替地がもらえれば企業は再反転できるからいいですよと言っている人もあります。いろいろですけれども、数百軒、数百人の地権者がこれにひっかかっているわけです。ですから、例えば温泉通線です。温泉通線の問題、こういう問題は解決せんといかんのでないかと、このままでほっといてはという感じがいたしております。

そこで、質問の3ですが、都市計画の変更について、温泉通線と城新線は先ほど来述べましたように、全面本町の市街地を突き抜けていく、しかもこれは22メートル、向こうは16メートルの道路でありまして、その用地買収や移転、替地要求などを考えてみますと、これはもう財政的にも物理的にも非常に困難な出来事、予定だと思えます。そういう意味では、もう実現できると思っていない、僕も思っておりません。また、それに関連する近鉄駅北市街地

再開発計画、これは数年前もあそこら辺に開業された某氏が盛んに働きかけられて、この辺は開発されるからと言って当てにして計画を立てられた人がありますが、そんな実現性のないこと、この温泉通線が抜けていって、そこへ駅からつながるからあそこら辺が再開発できるという感じがいたしておるわけです。そういう実現性の見込みの非常に薄いものについては、放置せずに計画を見直すべきでないかについてお尋ねします。

それで、問題はあと、都市計画を見直す手続というのは蟹江町だけではやれないわけですね。どこへどう手続したら都市計画、特に名古屋都市計画区域の計画変更がやれるのか、お教えいただきたい。

3つ目は、東郊線に絡まるんですが、東郊線、東郊線と言っていますが、都市計画では七宝・蟹江西福田線となっています。要するに国道から向こうへ行くと、西福田のところは名古屋市なわけです。しかも北へ行くと七宝町です。これは名古屋都市計画区域の中でそういう名前がついているんですから、名古屋市か県か知らんですが、これも他市町にまたがる道路だから整備すべきだと思っているやに思えるわけです。その関係との整合性は今あるのかと。そういう意味では、やるべきところはやらないかんでないかと。

2つ目は、もう一つは近鉄駅周辺の話です。駅北を再開発するという大きなのをまた図面かくんでなくて、マスタープランが今改定中だそうですので、もしかしたらこれを改定するとか、実質やらないという意思表示をすれば、駅北のロータリーなどは小さくして、駅南、近鉄駅南の改札、そして何らかのバス、タクシーが非常にたくさん発着するために線路を渡っておりますので、南へ抜けていく南側の開発、しかも区画整理をするような大げさなやり方じゃなくて、小規模な駅南の開発を、これは後の質問者もそういうテーマが出ているようでありますけれども、考えるべきでないかと。

これについては、6月の議会でもある議員が質問しまして、町長は今都市計画マスタープランを検討中なんで、それでお答えしたいというふうに答弁されております。本件については町長にご所見を伺いたいと思います。

○都市計画課長 志治正弘君

ただいま4件ご質問をいただきました。前3件については私のほうからご回答いたします。

まず第1問目です。現実見込みのない計画は見直すべきではないかというご質問です。

議員ご指摘のとおり、適宜やはり都市計画の見直しは必要なことという認識は持っております。確かに都市計画決定されてから約40年間、全く事業に着手されていない都市計画道路も数多くございます。現実見込みのない計画は見直すべきだというご意見は、正直ほかからもいただいております。ではございますが、やはり現在都市計画決定されている道路は、すべての路線において私は長い将来にわたる蟹江のまちづくりを形成していく上で、なくてはならない幹線道路ばかりだというふうにとらえております。

それで、今後見直しを図っていく上においては、その都度その都度それぞれの都市計画道

路に限ってはその必要性、もう本当にあるべきなのかなくすべきなのかを重きに置いて、これは当然のことなのですが、公聴会や説明会など住民の皆さんの意見をお聞きしながら判断していきたいと考えております。

ちなみに蟹江町全体、今回本町地区にとらえた質問ですが、蟹江町全体の現時点での都市計画道路の施行率をちょっとお知らせしますが、進捗率としましては54.35%と、全体的には半分以上の都市計画道路を整備済みでございます。

以上です。

それで、2問目です。

都市計画を見直す手続でございますが、都市計画を見直す手続につきましては、大きく都市計画の見直し県決定のものと町決定のもの2通りがございます。それで、本地区の都市計画道路はそのほとんどが県決定によるものですので、ここでは愛知県決定の手続について簡単にご説明をさせていただきます。

なお、県決定も町決定も流れ的には大差ございませんので、おおむね一緒だと思っていただければ結構です。

まず初めに、見直し計画案のもととなる計画の素案を策定いたします。その後に、愛知県の関係部署及び公安委員会、警察等々と協議して都市計画の原案をつくります。次に、住民意見を反映するために公聴会、説明会を開催して、その上で最終的に都市計画の案を作成します。

それで、今度都市計画の案について国とまず事前協議を行って、国の事前協議の回答を得て、すべての方を対象にした2週間の縦覧、計画の縦覧をして、そのした後で町の今度都市計画審議会に諮問の答申を得ます。その上で、今度は愛知県の都市計画審議会に諮問して答申を得ます。その後に最終的に国へ同意協議を行って、その同意後告示されます。告示行為によって見直された都市計画の法的効力が発生するというようなことになります。

手続は、以上でございます。

3番目ですが、他市町村との整合性についてでございます。

本町区域にある都市計画道路で、他市町村と関係のある道路としましては、議員おっしゃったように東郊線と弥富・名古屋線がございます。東郊線はご存じのとおり町を南北に縦断する道路でございますが、北へは隣接する七宝町を経由して美和町まで、これ実は都市計画決定されております。それで、残念ながら南側につきましては蟹江町の行政界までで、名古屋市については都市計画の決定はございません。また、県道弥富・名古屋線につきましては、これは町を東西に横断する道路でございますけれども、東は名古屋市、西は愛西市がそれぞれ都市計画がされた道路に接続しております。このように、都市計画道路は、基本的に他市町村との関連や広域的な見地から判断することによって決定されております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、総合計画とそれからマスタープランとの適合性というご質問だと思います。各議員の皆様方には、今現在第4次総合計画を、民間の皆様方のお知恵もいただきながら、検討会議を出発させていることは存じてみえるというふうに思っております。その中でやはり一番問題になりますのは、これはタウンミーティングの場所でもそうでありますけれども、一体全体蟹江町はこの地域をこれからどうしていくんだ。いわゆるマスタープランというのを見直しをしたらどうだということについては、たくさんのご意見をいただいているのも事実であります。

そんな中で、この23年度から始まります第4次総合計画に向けて、マスタープランの今検討をやっておる最中であります。そんな中で、当然これはその地域にお見えになります皆様方のご意見も十分たまわらなきゃなりませんし、計画だけを机上の上で引いたところで、これ合意性がなければ全く進むものではありません。るる状況が変わる中で、このマスタープランとそれから総合計画についての整合性をきちっと持ちながら考えていきたいなど。基本的には数カ所、マスタープランの中での用途変更の見直しを今実は具体的には出ておりませんけれども、考えております。

そして、都市計画決定された道路につきましても、議員おっしゃいますように、私自身もう40年も都市計画道路になっているのに、全く今後進展の状況がないんじゃ、これ何とかできないかなということを担当に申し上げ、県に具申した例が実はございます。それで、もうそろそろいいのではないかという結論をいただいて、じゃというところまで行ったやに聞いておるのもあるんですが、結局は先ほどお聞きいただきましたような、煩雑な手続の中で却下をされ、またもとのとおりになってもしまったという、非常に私にとっても不可解な部分もあることも事実であります。

それと、担当が申しあげましたとおり、この道路というのは蟹江町だけを通過するわけではなく、近隣の市町村すべて関係することでありますので、この海部の市町村会にもこの話は十分今させていただいておるわけでありますが、先ほど言いましたように、どの道路を重点的に見直すかということにつきましては、これは十分近隣の市町村長さんともお話をしていくことだと思っております。

以上であります。

○3番 山田邦夫君

ありがとうございました。

大体ご答弁いただきましたが、要するは、10年単位で蟹江町の総合計画やマスタープランをつくっておるわけですが、これつくるのも大変コンサルやその他かけて、お金かけてつくっているわけです。ですが、どうも前にあった計画をずばっと変えるということとはなかなかやれない。だから以前のものとこの前のものとこれとは恐らく大して変わっていない。

それで今つくってみえるのは果たしてどのぐらい変わるか、非常に危惧するのは最近、輝来都の審議会に私は4月から委員になりまして、初めて出たと。おおよそこの話出てこない。町長の7Kのある分野に集中していて、まちづくりのその基盤整備、10年で立てておいた計画を着実にやるという長期計画はほとんど触れられない、触れられている気配がないということでふぐあいを感じておるわけであります。ですから、こういうことはやることはやる方針を決めて、そして逐次やると、長年かかるわけですから。しかしやれないことをね、いつまでも拘束して国民の町民の権利を侵害しておっては、僕はいかんと思うんです。何百人という人にここは道路が通るといって、親が死んでしまって息子が引き継いでも、息子もそのことを引きずっているという状態が現実です。

ですから、どこかに申し上げているという程度じゃなくて、もうこの延長はなしだと、この延長はなしだくらいは決めてもらわないと迷惑をしていると思います。今さら、この大きな22メートル道路を橋をかけてつくということはだれも考えて、町民も考えていないと思うんですね。そういう方針を立てて臨んでいただきたいという要望であります。

以上で終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で山田邦夫君の質問を終わります。

では、暫時休憩いたします。

10時55分までお願いします。

(午前10時41分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 大原龍彦君

質問3番 吉田正昭君の「近鉄蟹江駅南は、このままの現状になるのか」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へおつきください。

○11番 吉田正昭君

新政会 吉田正昭です。

「近鉄蟹江駅南は、このままの現状になるのか」という題で質問させていただきます。

近鉄駅南に関しましては、私も以前にも質問させていただきましたが、先ほど話に出었습니다都市計画45年以後、南に関してはほとんどが調整区域という現状のところであります。そして、町民の地域の皆さんの非常にそのことについて今後どうなるか関心が高い、そのような現状の中で、今回本町舟入排水機場の更新（改修）における同意についてのお願いの文書が農政商工課から配付がありました。

これは、農地の所有者に対して本町舟入排水機場を今後どのようにというような計画が、農政課のほう、町のほうであると。それに関して、こういうふうにしたいですよというような同意文書であるかと思います。

少し内容を読ませていただきますと、日ごろは、町農業行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

このたび県営土地改良事業（緊急農地防災事業本町舟入地区）の施行申請をするに当たり、本町舟入排水機場の受益農地の所有者、または耕作者の同意が必要となります。この地区は、昭和31年に団体営地盤変動対策事業本町舟入地区により、蟹江排水機場（蟹江宝地内）が設定されました。

また、昭和46年にも、湛水防除事業舟入地区で本町舟入排水機場が設定されて、流域内の排水状況は改善されましたが、その後の流域内開発及び地目変更による流出量の増加や、既設排水機の経年変化による排水機的能力低下により、しばしば湛水被害を出している現状であるため、早急に排水施設の改修整備が必要になりました。

以上の理由により、この事業を行えば農作物、住宅、その他施設等に甚大なる湛水被害を未然に防除することができます。

このようなことから、上記事業概要の趣旨をご理解の上、別紙同意書へ署名捺印をお願いするものであります。

なお、事業に対する費用負担はございません。

という文書が、先ほど申しました耕作者等に出されまして、同意を求めるという内容ですが、先ほども言いましたように、この文書の内容の中でちょっと理解できないところもありますので、いつもこの本町排水機場につきましては、いろんな問題もあるやに思いますので、一度聞いてみたいということで質問させていただきます。

まず最初に、この文書の中にもありますように、昭和31年、もう50年以上前です。蟹江排水機場が設置され、昭和46年にこれは約40年もたっていませんが、もう40年近いような年代、前に本町舟入排水機場が設置されたとありますが、この2つの排水機場の設置場所、これはどこにあるかと。また能力、この文書の中にもありましたが、最初の能力、そして現在はどうのような排水の能力が整っているか。そして今の雨水に対処できるのか、そのようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

それでは、6月の上旬に農政商工課名で配付した文書の内容は、本町舟入排水機場の更新については、愛知県が事業主体で緊急農地防災事業を進めていくわけですが、この場合の法手続として、土地改良法第85条による受益内の農地所有者15人以上の申請人が必要となり、その代表者名で手続を進め、受益者の方から排水機の改修の同意をとることをお願いしているわけでございます。

それで、2問目のどこにあるかということですが、昭和31年の設置の蟹江排水機場は、団地営地盤沈下変動対策によって蟹江川左岸、南蟹江団地の西にあり、近鉄名古屋本線の南側に昭和46年湛水防除事業で設置した排水機があり、この2台を取り壊して新たに改修しました。したがって、この昭和46年に設置した排水機場も県営で増設しましたので、同じ手続をとっておるのが現状であります。

以上です。

ごめんなさい。駅前南蟹江団地といいましたが、駅前団地の間違いです。すみませんでした。

以上です。

○11番 吉田正昭君

今のお話ですと、皆さんご承知のように駅前団地に昭和31年、46年にかけて建てて、また今回その改修ということになるかということだと思いますが、今回事業計画ということで、県営土地改良事業緊急農地防災事業ということで、先ほどから話していますように、本町と舟入地区の農地の所有者または耕作者に同意を求めるとということですが、この地区は先ほども話ししましたように調整区域、近鉄南は調整区域でありますから、まだまだのうちがたくさん残っていると。その中で今回は土地改良事業というようなことで事業を進めるということですが、農地の面積ですよ。今回の総面積、農地の面積、そして本町地区、本町は市街化になっておりますが、本町地区の農地も入っている、そして舟入地区の農地も入っているということですので、一度その割合をちょっと教えていただけたらと思います。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

地区の水田としましては16.8ヘクタール、畑が3.2ヘクタールで合計20ヘクタールあります。本町地域は2ヘクタールで舟入地区が11.5ヘクタール、それから名古屋市福島二丁目、三丁目が6.5ヘクタールありまして、本町は10%、舟入地区は57.5%、名古屋市は32.5%になります。

以上です。

○11番 吉田正昭君

そうしますと、この事業に関しましては、蟹江町内だけでは足りない。同意書をいただく耕作者及び所有者に対して足りないということですから、名古屋市の農地に関しても求めると。その中で名古屋市はちょっと外しておきますが、やはり本町10%、舟入57.5%ということで、いわゆる調整区域が多いですからどうしても農地の面積が多い、その中でこの事業がなされるという解釈をさせていただきたいと思います。

そして次に、現在施行申請ということですが、どれぐらい同意が得られましたか。そして、この事業が本当に大事な排水機ということで、あすの生活にも係るようなことですから、この事業がまだまだ今こういう同意書をとってみえるということですから先のことになると思

いますが、もしこの事業が始まるということになればいつごろから始まり、そして完成はいつごろになるのか。また、こんな経済情勢の中ですが、事業費、これがついてどれぐらいかかるのか、その辺のことを少しちょっと教えていただきたいと思います。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

まず、同意書の地権者の数ですけれども、総数は250名、それで同意は終わりましたその中で241名の同意が得られました。96.4%ですけれども、同意率は。3.6%の不明は趣旨がわからないとか居所不明の人も見えたので、この数になりました。

それで、今後の見通しですけれども、21年度から一応26年度ぐらい、一応6年間かけまして21年度は法手続に入る、同意書をもらいましたので、今県へ同意書を全部上げまして法手続の最中でございます。

それで、事業概要としましては、チュウブラのモーター、これが700ミリが1台、それからチュウブラの1,000ミリのディーゼルエンジンが1台、これが当初のモーターのほうは毎秒1立方、それからエンジンのほうは2.2立方の排水能力はあるということでございます。

それから、これも全体の事業費としまして10億8,600万ぐらいを予定しています。

以上です。

○11番 吉田正昭君

21年法手続をして22年からということですが、最近なかなか公共事業に対して厳しい目が向けられている、そんな気がします、これは非常に先ほども言いましたように、毎日のすぐ目の前のことですので、その辺の感じですよ。本当にこれが事業としてされるのか、またこの予算がつくのか計画が少しおくれるんじゃないかというような予想等はどんなものでしょうか。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

そのことに関しては昨年、一昨年ぐらいから法人税の超過税分の適用でこの県が行う湛水防除事業が実施されるわけですが、そのトヨタの法人税の超過分が毎年減って、その減った分に対してこちらにその超過税分としてこういう事業に当てるわけですが、その事業としまして昭和51年からはその8%で約74億円ぐらいありましたけれども、ことしの平成21年度までですと、法人超過税が8%から3%に下がりまして、金額も65億5,200万ぐらいに下がっているわけでございます。ですから、この10億という金はその6年間の事業費で全部賄えるかということは、今後の法人超過税の収入状況によって、ことしから3年ぐらいは一応県のほうで1億円はついていますが、その残りの9億円が今後事業費に対して来るかどうか疑問視されているところでございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

96.4%の同意が得られているということですので、私もこの事業に関してはできるだけ早

くしていただきたいという思いが強いんですが、さて、この事業が土地改良事業ということで、一番心配していることは、この事業が始まると近鉄蟹江駅南の市街化にするということです。私何度も市街化はどうでしょうかというような話をさせていただいていますが、今回少しいろんな私の考えなんですが、土地改良事業として土地改良のお金が入ると市街化にするのがなかなか難しいんじゃないかと。都市計画ですね、先ほども出ましたように都市計画の今見直しをする時期に来ているもので、余計市街化にするのに大きなハンディーが生まれないかと、そのようなちょっと心配をしておりますし、また今回私も出してから気がついたんですが、例えば所有者や耕作者、当事者がどういうんですか、農地としてずっと維持していかなければいけないのか、新家うちとか分家住宅を建てることのできる要件もありますので、そのようなことが住宅を建てたりできるのかとか、自分の作業場や駐車場として使えるのか、そのような点を少しお聞きしてみたいと思います。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

平成3年に現在ある一番南の緊急農地防災事業でつくったポンプ場があります。それで、その後も農地転用はされていますので、今回この事業が採択されてこの農地が転用に際して支障はないかということですが、農地法としては平成3年に行った事業と同様で、農地法の転用手続に合致すれば今までどおり転用は可能と考えます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ということは、今までどおり農地を所有している方にとっては、今までどおりということなんですが、それはそれとしまして問題なんですが、この近鉄駅南ということはそれこそ5分、10分圏内で行けるところが調整区域になっております。そして、近鉄駅南のすぐに今度高層の分譲マンションが建ちますが、この場所は市街化区域になっておりますので建ちますが、ほかの調整区域に関しましては、先ほどちょっとお聞きしましたように、自分のために使うものは建てられるんだが、ほかのものは多分できないよと、調整区域だからできないよということになる。そうなりますと、やはり蟹江町というのは近鉄駅まで名古屋駅から10分の距離であります。そして、この蟹江町が目指すのは何かといえば、やはりベッドタウン、通勤名古屋市に通勤する人の住宅地が主になるんじゃないか、そのようなところを今回ちょっと聞きましたところによると、市街化にもできますよということですから、それはそれとしていいんですが、ただこの地区なんですが、もう昭和45年のときはまだ住宅が少なく、それで46年にこれから転用が始まったりなんかするんじゃないかなということで、排水機もつくられたと思いますが、それ以降、この文書の中にもありましたように、もう住宅も建っていますし駐車場もどんどんふえてきております。そしてまた、やはり今言いましたように5分、10分圏内のところですから、どんどん家を建てられる要件の人は建っています。

そのような中で、市街化にしたとき新たな道路計画、そして排水路計画、そして今土地の所有者、そして家を建てる人にも減歩のお願いをしなきゃいけないと思いますが、やはりこれは非常に私自身も関心がありますし、どうしようかという思いがありますのであそこを何度も歩いたりしますが、非常に現状では難しいというような感慨を持たざるを得ないじゃないかというふうに思っております。それよりもいっそ、国道1号線の南のほうの農振区域、あちらのほうが前も言いましたように、あちらのほうが住宅等も建っておりませんので、市街化にするには非常にしやすいんじゃないか、開発しやすいんじゃないかというふうに思っていますが、ただやはり先ほど言いましたように、近鉄駅南に高層マンションもできたりしますし、これは市街化ですのでできたりしますが、調整区域におきましても今住宅が密集して、市街化と変わらない住宅地になっているようなところもありますので、そういうところに関しましては、重点的に小さい単位の市街化ができないかということです。

今回いろんな計画等を立ててみえますので、その中で一度検討していただく、小さい近鉄駅南から1号線までの間というのがほとんどの考えでしょうが、近鉄国道1号線南、そして近鉄から国道の間は部分的に小さい単位の市街化ができないのか、大きい単位ですとなかなか非常に現状では難しいというふうに少し思いますので、その辺をちょっとお聞きしたい。

そして、地域の皆さんにも働きかけますが、最終的には町のほうのリード、そのプランをつくっていただいて、先ほどの話じゃないけれども、こういうふうにしたいよというような働きかけも非常に必要じゃないか。やはり地元だけですと難しい、難しいで終わってしまうような気がしますので、いろんな法律的な問題、資金的な問題、そのようなものは町にある程度お願いしなきゃいけない、計画的なこともお願いしなきゃいけないですから、町としてこれをいい機会ですから、排水機も多分新しくなれば市街化になれば能力はついてくるといふふうに解釈しますので、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○都市計画課長 志治正弘君

それでは、都市計画の観点からちょっとご答弁を申し上げたいと思いますが、ちょっと的確なご答弁になるかどうか心配、不安でございますのでご容赦いただきたいと思います。

まず、近鉄の蟹江駅南の地区としましては、今議員がご指摘のとおり現在はその大半が市街化調整区域となっております。その住宅の建築が制限された地区でありながら、実際は線引き前からの既存住宅、それから今言われましたような許可を得た新たな開発で、新築された建物なども多く、住宅と農地が混在する地域となっております。それで、ご存じのとおりやはり何といても名古屋市のベッドタウンでございます。そのような歴史でもって蟹江町は人口がふえ発展してきたと私も思っております。

そんな中で、やはり本町の都市づくりは将来的にもやはり駅を中心とした住宅都市として発展していくべきが基本にあるんじゃないかというふうに思います。したがって、町の

玄関口でもあります駅周辺地区は農地を保全するんじゃなくて、やはり良好な地理的な条件を生かしたまちづくりをしていくべき地区ではないかなというふうに思っております。

それで今、駅の南側の地区、それから国道の南側の地区の区画整理をやったらどうかというようなことをご提案されました。ミニ区画整理なり小さな対策も含めてで、現在先ほど山田邦夫議員のご答弁の中にも若干触れましたが、実は現在平成22年度の公表に向けて蟹江町の都市計画マスタープランの策定に取りかかっております。それで、今回町長が毎年学区単位で行っておりますまちづくりミーティング、これいつも夏の時期に行わせていただいていたんですが、今回ちょっと無理をいいまして、皆さんの都市計画のマスタープランの策定に基づくまちづくりについて意見を徴したいということで、このまちづくりミーティングで住民のまちづくりに関する意見をちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

それで、学区ごとのまず議員もおっしゃいましたけれども、町としての基本的な考え方で、まちづくりに関して、地区別構想なるものをお示しして、それで皆さんの意見を聞いて住民の生の声としてできればプランに反映させていきたいなというふうに計画しております。開催は11月を予定しております。政策推進室が主幹となって動いておってくれますが、また皆さんぜひ各学区単位で行いますので、ご参加いただければと思います。

ちょっと的を射た答弁にならないかもしれませんが、以上で答弁とかえさせていただきます。お願いします。

○11番 吉田正昭君

なかなか難しいというようなことかなというふうに解釈しております。生の声を一度、先ほど言われましたように学区単位の生の声を聞いていただいて、この近鉄駅南地区、そして舟入地区も入りますが、これをどうするんだと、どういうふうにしていくんだと。今農地に関しては、この件に関しては農地に関してちょっと質問させていただいていますが、全体のまちづくり、やはり私も前も言いますが、やはり区画整理事業をしたところは非常にきれいになっていきます。ですが、この近鉄南というのは農地と住宅が混在し、また国道1号線、南は旧のままです。これをどのようにするかということを、やはり地区でも先ほど言われましたように、地区別の生の声を聞きながら、地区に働きかけて、やはり多分リード、先ほども言いましたように、町のほうがある程度のプランを示しながら進めないと、一つも進まないと思います。話だけで上滑りで終わってしまいますので、何年度にこうしたんだとか、ここはこうするんだと、できないよとか、やはりもう昭和45年からですから、もう40年近くこの話は多分いろんな方からいろんな形で出ていると思いますが、一向に進んでいない話ということを私は今感じておるわけなんです。

ですから、その辺を町のほうとしてどうするんだと、こういうふうにしたいんだ、ああしたいんだというような情報発信、まずそれをきちっとしていただきたいというのが一つお願いです。

それから、ちょっと最後になりますが、具体案を一つ挙げてお聞きしたいことがありまして、蟹江農協の前の用水が、あれは東西に走っておりますが、最近この地域にゲリラ豪雨も集中豪雨も大きな台風も来ていないからいいと思いますが、近鉄の踏切から南に来た健針堂さんあたりが一番低い場所なんですよ。それで、前もここは何度も冠水した場所というふうに記憶しておりますし、1号線から車が入らないようにトラ柵を置いたりなんかして措置した時期もあったと思います。

ただ、そのときは問題になるんですが、あれから先ほど言いましたように、何の雨等も支障もない、大きな雨も降っていないし支障もないということで、そのままにこの用水はなっておりますが、前一度改修しようかというようなお話が出たようにも思っておりますが、一遍この辺はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、下水道課から答弁をさせていただきます。

ご指摘の場所には健針堂交差点付近が一番低い場所で集中豪雨の際、たびたび冠水の起きる地域でございます。平成5年ごろに県にお願いしまして、側溝の断面を大きくしていただきました。この整備によって多少の雨は緩和されると思いますが、蟹江土地改良区舟入地区で整備された区域も宅地化が進み、田んぼが遊水地の機能を、役割を果たしていないのが現状でございます。

昨年より蟹江本町舟入排水機ポンプの起動水位を1メートル下げ、また水周りの方をお願いをいたしまして、台風、大雨の際は事前に水路のゲートをあけ、水位を下げてくださいように徹底しています。このことによって冠水の緩和につながると考えています。

今後、この地区のまちづくり計画を見きわめながら、現在の水路を最大限に有効活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○11番 吉田正昭君

今回、先ほど答弁いただきましたように、きちっといろいろ考えながらやっていただいておりますが、今回排水機が新設されれば非常に排水能力もふえますし、ここは本町地区の排水が主じゃないかと、家庭雑排水が主じゃないかというふうに考えておりますが、舟入地区も当然近鉄南もこれから、先ほども話しましたように住宅等が建ちますし、いろんな状況が起きてくるかと思いますが、今回排水機が新しくなりましたら、やはり先ほど答弁いただいた下水道、要は排水路の関係です。その辺もあわせながら全体計画、この近鉄の駅の南というのは、非常に開発ができないということになれば、当然現況のまま維持するという形、とりあえずですよ、とりあえず私は将来は市街化にしたいと思っておりますが、とりあえずは現況のままということになれば、やはり冠水の関係、そのようなことをちょっと気にかけていただいて、排水機ができたらずいいでこの辺の下水路、用水、それも整備するんだということ、一体としての事業をやはりお願いしたいというふうに思いまして、これは要望という

ことにさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で吉田正昭君の質問を終わります。

質問4番 松本正美君の1番目「新型インフル感染予防対策に万全を期せ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へおつきください。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

質問の通告書によりまして、「新型インフル感染予防対策に万全を期せ」を質問させていただきます。

国内の新型インフルエンザの発生が急速に広がっております。厚生労働省は8月21日、新型の豚インフルエンザが全国に流行期に入ったと発表いたしました。厚生労働省は、8月28日に新型インフルエンザの発症ピークは9月下旬、1日当たりの約76万人の患者が発症し、ピーク時の入院患者は4万6,000人にのぼると試算しております。新型インフルエンザが国内で発生した当初、国は感染拡大を防ぐために発熱外来を設けて特別な病気として治療する方針をとっておりました。しかし、厚生労働省は6月19日に一般診療に変更、多くの人が受診しやすくなった一方で、持病で免疫力が弱まった高齢者や妊婦、乳幼児らの高リスク者への対応が課題となっております。

本町でも特に高齢者のインフルエンザによって体の抵抗力がさらに低下し、細菌に二次的に感染し、肺炎を伴う危険性も高いと思います。また、妊婦は季節性インフルエンザ同様、妊婦は重症化するおそれが強いことも確認されておるところであります。乳幼児のインフルエンザにより、脳及び脊髄を包む髄膜に細菌、ウイルス、真菌などが感染して炎症を起こす思い髄膜炎などが心配されているところでもあります。また、高齢者の多い介護福祉施設での集団感染、学校現場、保育現場での予防策や、流行が来た際の取り組みも心配されておるところであります。

既にこの夏休み中も全国でインフルエンザの感染者がふえ続け、新学期が始まった学校では早くも季節外れの学級閉鎖、休校などが出ております。さらに感染が広がる可能性があり、学校だけではなく保育園においても既に新型インフルエンザの感染が広がっております。本町は大丈夫か、心配しているところでもあります。そのためにもしっかり予防することが第一であります。ウイルス感染を予防するための手洗い、うがい、マスクは基本であります。学校、保育園への予防対策として感染予防のための空気清浄機、手洗いなどの水道蛇口に手を触れないための感染予防の取り組みとして自動水洗、エアータオルなどの使用も考えるべきではないか。このほかせきや発熱などの症状が出たら7日間はあるべく外出しない、規則正

しい生活やバランスのとれた食事を心がけるなど、ウイルスに負けない体力をつけることなども最も大切だといわれております。

また、ぜんそくなどの持病のある児童は重症化しやすい傾向にあるので、重症化を防ぐ対策としてはワクチン、タミフルなどの抗ウイルス薬の投与が期待されております。本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は適用しないと強く訴えたいものであります。

感染の早期発見や拡大の防止に本町はどのように取り組むのか、想定外をなくして冷静な対応が求められているところであります。本町でも新型インフル対策については、本会議においてこれまでも山田乙三議員を初めとする各議員から対策についての提案をいただいております。本町でもこの9月議会に国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業が新型インフルエンザ対策事業として感染防護服など、また空気清浄機などの補正予算が初日の本会議で審議採決され、インフル対策事業が推進されています。この秋から新型インフルエンザの本格流行に当たり、今後の新型インフル本格流行と本町の取り組みについて5点お伺いいたします。

1つは、本町における国・県や医療機関と連携した情報の共有や機動的連携体制についてお伺いいたします。

2つには、重症化しやすい高齢者、妊婦、乳幼児、高リスク者の対策。

3つ目には、高齢者の多い介護福祉施設での集団感染を防ぐ対策。

4つ目には、学校現場、保育現場での予防策や流行が起きた際の緊急安全対策について。

5つには、抗インフルエンザウイルス薬などの備蓄を遅滞なく進め、速やかに医療現場に提供するなど、以上の5点をまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○民生部長 加賀松利君

それでは、お答えさせていただきます。

インフルエンザ対策として1問目の本町における国・県や医療機関と連携した情報共有や機動的体制についてでございます。国や県から各種通知や情報が町や医療機関へ速報として届きます。町としましては、ことし8月に新型インフルエンザ対策行動計画素案を策定しました。それに基づき、流行時には医療体制等を整えられるように、関係機関と的確な情報収集をとり体制を整えていきます。

2つ目に、重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者の対策でございます。ワクチン接種が最大の予防策と考えますが、優先順位が国から示されたところで、まだどのような方法で実施するかは未定でございます。国・県からの情報があり次第、早急に検討したいと思います。

3番目の高齢者の多い介護福祉施設での集団感染を防ぐ対策でございます。高齢者介護施設や社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、厚生労働省老健局等から

送られてくる通知や資料等を参考に、感染予防や感染した場合の対応等について関係施設や事業所に情報提供しています。施設や事業所によっては感染防止対応マニュアルをつくり、それに沿って事業運営しているところもあります。

高齢者介護施設（短期入所通所施設等を含む）における対応としては、1、感染源を持ち込まない。介護職員、医師等の出勤・帰宅時の清掃、給食等の委託業者、面会者やボランティア等の面会介助時などでございます。2つ目は感染を起こさない。施設内の入所者、職員、設備、物品などが重要ですが、このためには利用者や職員などの関係者においても手洗いやうがい、マスクの着用励行、せきエチケットの徹底、外出に当たっては人ごみを避けることなどが必要でございます。

社会福祉施設等については、高齢者介護施設と同様な対応が求められております。発生した場合については発生状況の把握、感染拡大の防止、医療処置、行政への報告、関係機関との連携などが必要ですが、高齢者介護施設、入所サービスを行う施設ではどのように事業を継続するか、短期入所通所施設では感染機会を減らすために、臨時休業もあり得ることなど、感染後についても速やかな対応ができるよう関係施設や事業者などと連携していきたいと思っています。町老人福祉センターにおきましても、手洗い用の消毒剤を置いて手洗いの励行を喚起しております。

また、学校現場、保育現場での予防策でございます。

まず、学校現場の予防策について私のほうから答えさせていただきますが、子供たちの新型インフルエンザ予防については広くいわれています、うがい、手洗い、せきエチケットが基本です。また、規則正しい生活、休養、十分な栄養も大切だといわれています。特にうがい、手洗いについては繰り返しの指導が必要であると考えています。学校では、今までも繰り返し指導を行っていただいていたのですが、特に流行が懸念される中で始まった新学期については、校長、養護教諭、担任により再度きめ細かな指導がされ、朝登校したら手洗い、うがいをするなどの指導が徹底されたと聞いています。

また、家庭に対しては子供たちの体調管理と感染予防を行っていただくために、これまでに4回、家庭への啓発文書を作成して配布しています。今後は運動会や発表会など、保護者などが学校を訪れる機会もふえますので、手指消毒液を設置するとともに、案内文書で注意喚起することで感染拡大防止に努めたいと考えています。

また、学校や教育委員会として状況を把握するために、基礎疾患を有するもの、呼吸器、心・腎・肝臓疾患等の調査と毎日の欠席状況、発熱、インフルエンザ把握調査を行っています。どこかの学校で感染の兆しがありましたら注意喚起をしたいと思います。

流行が起きた際の対策でございますが、今後の流行に備え、教育委員会では新学期が始まる前の8月31日に各学校の教頭先生を集めて予防策の指導、健康観察や欠席状況把握の方法、臨時休業の考え方などについて周知しました。実際に学校で集団感染が起こった場合は、感

染拡大防止の観点から臨時休業をすることになります。臨時休業の目安は、愛知県教育委員会が臨時休業の考え方として示していますので、学校医の意見もお聞きしながら教育委員会として臨時休業を判断したいと考えています。

次に、保育現場での予防策及び緊急安全対策について。

乳児クラスに保護者が入る場合は、必ず消毒をして入室してもらうようお願いをしています。保育所内外の衛生管理では、担当者が責任を持って感染拡大防止のため保育所における手当たり、排せつ物、嘔吐物処理方法を徹底して実行します。またクラスのドアなど子供の手が触れる場所はアルコールスプレーで消毒を行っています。あとは手洗い、うがい等の励行をしております。

次に、流行した場合においては、通所する前に各自自宅で熱をはかってきていただき、通所するかどうかを判断していただきます。もし通所してみえた場合において発熱等異常があらわれたときは、直ちに保護者に電話連絡をし、迎えに来ていただきます。消毒の頻度をふやすなど発生時の対応に施設内消毒を実施いたします。

続きまして、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を遅滞なく、速やかに医療現場に提供についてのご質問では、国の備蓄は人口の23%2,800万人分、うち1,050万人分が地方自治体で備蓄です。愛知県の状況は58万8,000人分の備蓄、県民740万人分の7.9%で、市場で対応できなくなった場合、卸業者に払い戻し、卸から市場へ流通されます。県で購入しておき払い戻しをする。期限切れの場合は県の負担で処理します。市場で出回るものと見分けがすぐつく容器について、一般用は青、備蓄用は赤となっています。

最後に、高齢者への緊急肺炎予防として、肺炎球菌ワクチンの公費助成に取り組めないかの質問でございます。肺炎球菌ワクチンの公費助成が始まったのは、平成13年度からで……

(発言する声あり)

失礼しました。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

今部長のほうからお話があったわけなんですけれども、まず本町における国や県の連携なんですけれども、今確かに文書的なお話はあったわけなんですけれども、確かにそういう対策もとっていかなくちゃいけないんですけれども、細かいもうちょっとシビアな対策が必要ではないかなと思うんです。なぜかという、どこでだれが感染してもおかしくないような今状況になっているというのが確かなんです。そうしたときに、重症者などを想定されたときに、どこに行ってもいいかわからないというのが結構多く見えるわけなんです。そうしたときに、本町の保健センターなどにそういった対策室を置くなり、そして住民の皆様と連携をとって迅速な対応ができるような、そういう機関をつくったらどうかとこのように思うんで

すが、この点はいかがでしょうか。

○民生部長 加賀松利君

先ほど申し上げましたけれども、8月の終わりですけれども、蟹江町の新型インフルエンザ対策行動計画をちょっと素案で確認しておりまして、まだこれから内容を詰めている段階でございますけれども、対策本部は当然町のほうにつくらせていただきますし、あとはもう情報の提供ということなんですけれども、保健所のほうからはどうしてもプライベートな情報ですので、ややもすると正確な情報が伝わってこないというのが現状でございますけれども、やはりきちっとした対応を町はとっていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本です。

今部長のほうから体制をとっていくということですが、早急にきちっとした体制がとれるようにやっていただきたいと思います。

それと、重症化しやすい高齢者、妊婦、乳幼児などの高リスク対策なんですけれども、今回新型インフルエンザワクチンの接種が報道によると、原則予約で接種するというので、厚生労働省からも発表されたわけなんですけれども、住民の皆様からはインフルエンザの早期接種と公的要望等もいただいているわけなんですけれども、今回の新型インフルエンザ用ワクチンの接種は2回で8,000円ぐらいと厚労省のほうで試算をしております。季節性のワクチンに比べて1回で季節性は済みますが、この今回の新型ワクチンは十分な免疫がないために2回は打たなきゃいけないということが必要だということもお聞きしています。

そしてまた、この接種に対して自己負担が原則ともお聞きしているわけなんですけど、重症化しやすい高齢者、妊婦、乳幼児の高リスク対策としてもぜひ助成が必要じゃないかなと、このように思うわけなんですけど、この点についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

新型インフルエンザワクチンのことについてお答えをしたいと思います。

一昨日厚生労働省のほうで、全国の課長会議があった記事が昨日の新聞の1面に載っていたと思いますが、その記事を受けまして少し県のほうに確認をしてみました。その回答なんですけれども、細かいところはまだ文書のほうがきちんと来ていないのでわからないという返事だったんですが、一応ワクチンの接種順位については新聞に載っていますとおり、1番が医療従事者、2番が妊婦と基礎疾患のある方、3番が1歳から就学前の幼児、4番が1歳未満の両親ということで、優先接種者は以上の方になっています。

それから、優先接種が望ましいものとして、小中高生と65歳以上の高齢者、これで全国で5,400万人ということで決められました。この方に対してのワクチン接種、多分のみになっ

てくるのかなというふうに感じています。この実際の接種の方法なんですけれども、この接種の方法が10月の中旬ごろに実際示されるということでした、市町村の役割が何があるのかというところをお聞きしましたところ、市町村に対して、国の直接医師会とが契約をするということだそうですので、市町村が直接的に関与することはできないということだそうです。

それから、記事によりましたら、集団接種もありということがあったので、もしかして保健センターなどで集団接種をすることもあるのではないかなというふうに考えてお聞きしましたところ、この集団接種の考え方は施設で集団で生活しているものとかというところが対象者になってくるので、具体的には対象者が高齢者と、それから幼児が考えられると思うんですけれども、保健センターで一括でやるということはないであろうということでした。

それで、実際にはですから各地域の医療機関が国にやるかやらないかの報告をしていただきましてやるということだそうです。その中で、どれだけの医療機関が新型インフルのワクチンを接種できるのかというところを数を把握した上で、足りない場合市町村がもう一度調査をするということになるそうです。

それで、具体的な対象者に対する補助ということだと思うんですけれども、この点につきましては打たれる方の判断ということもありますし、あと全国、全員が受けられるということもないということを考えますので、補助は今のところ考えておりません。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

補助は考えてみえないということなんですけれども、小児だけでなくして、また高齢者だとか妊婦だとかいろんな方が今後そうしたインフルエンザにかかっていく可能性もあるわけなんです。そうしたときに、そうした費用の問題等も出てくると思いますので、どうかこのことも含めて考えていただきたいなど、このように思います。

また、特に小児の場合に関しては、急速に病状が進む急性脳炎にかかる場合が多いともお聞きしているわけなんですけれども、保育園の集団生活の中で兆候等があれば速やかに家族と連携をとって受診しやすい体制をつくっていただきたいなど、このように思うわけなんです。日ごろから緊急時に対してどのように対策をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

保育所における緊急時の対策ということでご質問を受けましたが、保育所における緊急時、このインフルエンザ等もそうですが、先ほど部長からも話がありまして、当初通所してきたときに、当然今はやっておりますので体温等をはかりまして、特に異常のあるお子様については緊急にすぐにその家族のほうへ連絡をして引き取りに来ていただくという方法をとっておりますので、ただすぐに家族等もなかなか来られないというところもありますが、原則集

団感染するとほかの乳幼児にも影響が出ますので、保護者の方にはそういった緊急の場合は必ず電話をしますので、その電話があった場合は直ちに迎えに来てくださいというような指導等をしております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

続きまして、時間等の関係もあるものですから……

○議長 大原龍彦君

3番目ですか。

○1番 松本正美君

3問目でなくして、学校現場等のほうの関係なんですけれども、ここではちょっと要望だけをさせていただきたいと思います。

学校現場、保育現場へのインフル対策として4点要望させていただきます。

まずは1点目は、保護者への正しい知識や情報の提供をしっかりとやっていただきたいなと思います。

2点目には、児童・生徒や園児の健康管理等症状が出た場合の適切な対応をお願いしたいと思います。

3点目には、マスクや消毒薬の十分な確保。

4点目には、学校や保育園の関係機関が連携して速やかに対応するための連絡体制をしっかりとっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

続きまして次に、インフルエンザ対策とともに……

○議長 大原龍彦君

松本君、2番目、午後にしたいと思いますので、途中で悪いですけれども、まだ時間かかるものね。

○1番 松本正美君

はい、もうちょっと。

○議長 大原龍彦君

これで、暫時休憩いたします。

1時から始めます。

(午前11時58分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 大原龍彦君

では、松本正美君の質問からお願いいたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

次に、肺炎球菌ワクチンの助成についてお伺いいたします。

インフルエンザの対策とともに予防医療も重要になっております。風邪は万病のもとと昔からいわれておりますが、高齢者になればなるほど体の抵抗力が低下してくるものであります。ちょっとした風邪でも十分な注意が必要です。特に高齢者のインフルエンザでは肺炎を併発しやすいので、早目の対処が欠かせません。日本人の3大死因はご存じのとおりであります。ご存じでしょうか、がん、心臓病、脳卒中、第4位が肺炎で、毎年10万人、10人に1人が亡くなっております。これは長野県波田町の試算では、肺炎患者が入院すると1人当たり約86万円で、これは430人分のワクチンの助成金額であります。行政財政負担は予防のほうが圧倒的に軽いだけではなく、病気を防ぎ本人や家族の暮らしを守ることでもあります。現在肺炎球菌ワクチンの公費助成をしているのは88の自治体であります。平成18年の12月の議会でもこのことを提案したときには、今後の国の動向など情報収集に努めていきたいとの当時の民生部長の答弁でありました。

今回は再度質問しているのは、新型インフルエンザによる高齢者の肺炎予防と本町が予防の成功体験をすることで、予防重視への政策をシフトできるきっかけにできたらどうかと、このように思うわけであります。まして日本は先進主要国からはしかの輸出国と批判されているように、予防接種がおくれているのも事実であります。私はその国のさらに後方で様子を見ようとする自治体が、蟹江町の目指している都市像ではないはずであります。財政の持続可能性の視点でも冷静に試算すれば、重点的に予防施策も選択することができるのではないのでしょうか。新型インフルエンザによる高齢者の緊急肺炎予防として、肺炎球菌ワクチンの公費助成に取り組む考えはないのか、お伺いいたします。

あわせてもう一つお伺いいたします。今回もう一つは、ヒブワクチンの助成についても提案させていただきます。

ヒブワクチンは、昨年12月から販売が開始されたばかりですので耳なれない言葉ですが、世界では既に100カ国以上で予防接種が行われておるところであります。90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられております。このヒブとはインフルエンザ菌b型のことでありますが、特に抵抗力を持たない5歳未満の乳幼児がこの細菌によって髄膜炎などを発症し、そのうち約5%が亡くなり、約25%は知的障害や聴覚障害などの後遺症が残っております。乳幼児のお母さんたちの関心はとても高く、費用負担が高額で接種も希望する人が多いとも聞きます。標準的な費用は、1回7,000円から8,000円で合計4回で約3万円と高額なため、既に一部の自治体では助成制度が始まっておりますが、本町でもヒブワクチンの助成を検討できないのか、お伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○民生部長 加賀松利君

それでは、お答えさせていただきます。

高齢者への緊急肺炎予防としての肺炎球菌ワクチンの公費助成の質問でございます。

肺炎球菌のワクチンの公費助成が始まったのは平成13年度からで、2009年8月7日現在123市区町村で行われています。愛知県内では4自治体が行っています。このワクチンは一生に1回のみの接種ということで、高齢者への接種が基本ですが、実施している各自治体でも対象年齢はまちまちです。助成金額は多くの自治体が3,000円程度となっていますが、町としては財政当局とも相談をして今後の検討にさせていただきたいと思います。

続いて、ヒブワクチンについて乳幼児のお母さんたちの関心はとても高くということで、本町でもヒブワクチンの助成の考えはないのかの質問でございますが、ヒブワクチンは昨年12月より接種が行われるようになりました。2009年8月末現在全国39市町村で公費助成が行われています。助成金額はまちまちですが、多くの自治体で2,000円から3,000円の助成です。しかし、現在ワクチンはすべて輸入であり供給量が不足しており、10カ月待ちとのこと。需要と供給とのバランスが保てるようになるのが平成23年度ぐらいとのことですので、助成については供給が保てるようになってくる時期が、今後の検討課題となっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

今部長のほうからお話をいただいたわけなんですけれども、これは非常に今後インフルエンザにかかわらず、やっぱり風邪引いたりだとか、お年寄りの方が肺炎球菌に関しては今後は心配されるわけなんです。本当に肺炎を起こせば1週間では治らないわけなんです。本当に1週間ぐらいで治るようだったら近くの病院で済むわけなんですけれども、本当に1カ月や、ひどい人になると2カ月ぐらい入院しなきゃいけないと、そうしたことを考えたときに、どっちが安いのか高いかというてんびんにかけるわけじゃないわけなんですけれども、本当に肺炎球菌のワクチンを接種することによって、そういう肺炎を併発しにくくなるということですね。本当に非常にこれは大事な取り組みじゃないかなと、このように思うわけなんです。ぜひ本町でも早いこと取り組んでいただけるようお願いしたいなと思います。

また、このヒブワクチンに関しても本当に子供さんにとっては、本当に小さい子供さんがこうした髄膜炎とかいう、そういう症状があらわれてくるわけなんですけれども、この接種をすることによって、そうした髄膜炎にかかりにくくなるということですので、どうか今各病院で非常にこのヒブワクチンが足りないということで、本当に予約待ちという状況に本町の中の病院でもそういうようにいわれております。

そういう意味では、これは国のほうへもしっかりこれも要望していただきたいと思うわけなんですけれども、どうかこの肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンに関してはこれは大事なこ

とですので、一日も早くそうした対応ができるようにお願いしたいなと思います。

最後に、町長のほうから一言、肺炎球菌とヒブワクチンに対してのお話をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁差し上げます。

先ほど来インフルエンザ対策についてもるるいろいろなご要望をいただきました。蟹江町におきましても、この8月にその要綱をまとめまして、るる今実行しているわけであります。先般ご説明いただきましたように、この初日に補正予算一部可決をしていただき、今エアフィルターをついた空気清浄機の配備を早急に進める一方、アルコール、それからマスク等々の配布もきっちりしていかなきゃならない、これが予防のまず一つかなというふうに思っております。

それから、ご指摘いただきましたヒブワクチンの問題と肺炎球菌のワクチンの問題であります。今担当が申し上げましたとおり、まだまだ実はワクチン自身が足りない状況であります。そして、これ一自治体が対応すればいいという問題では、私はないと思っておりますし、当然そういう状況になる、危惧した状況があらわれるというような、例えば厚生労働省からのいろんな問題だとか、地域のいろんな情報が来たらば、これは地域と連携して、まず国が率先して範をお示しいただき、我々地方自治体ができることは当然要望を差し上げなきゃいかん、これは一致した意見だと思っております。そういう意味でまた議員の皆様方にも相談し、できるだけこのワクチンが整い次第、公的助成も含めてこれは全地域で考えていかなければならないと私は思っておりますので、きょうの答弁はそこまでということにさせていただきますとありがたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

どうもありがとうございました。どうか本町の新型インフルエンザ、また肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンとともに今後しっかり対策をとっていただき、一日も早く住民の皆様の要望にこたえられるようにしっかりお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で松本正美君の1問目質問を終わります。

続いて、2問目「芝生化事業の促進を図れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

「芝生化事業の促進を図れ」を質問させていただきます。

最近、学校、保育園のグラウンドを芝生化にすることで、子供の健康促進、学校の環境向上や地域の一体化を促すという効果があることが明らかになりました。芝生を張ることが広がっているのです。グラウンドの芝生化は、子供が思い切って身体を動かすことができるなど、安全対策になるとともに、子供たちのスポーツや外遊びが活発化することが期待されておるところであります。

また、芝生化された学校のグラウンドを地域に開放することにより、地域住民がグラウンドゴルフなどのスポーツの交流に利用することもできます。さらに芝生化は学校の緑化だけではなく、雨水を吸収し、土ほこりを防ぐことにもなります。芝生化事業については、本年4月10日に経済危機対策が取りまとめられる直前の委員会で、スクールニューディールに盛り込まれた校庭の芝生化について、その意義、効果を学校設置者に情報提供し、事業化の積極的な検討を促しております。ホームページにも、芝生化には多くの効果があり、文科省としても整備促進を図っているように、文科省のスタンスは明確であります。また文部科学省は、校庭の芝生化の促進については平成22年度予算に計上していくことを提案しておるところであります。

同志社大学の研究報告では、学校校庭を芝生化した結果について報告されております。1番目に、子供たちが外に出て遊ぶ機会を促進する環境として適切である。2つ目には、芝生化後、外で遊ぶ子供たちがふえ、ルールを伴う集団的な遊びが増加している。3つ目には、特にひとり遊びをしていた子供は集団で遊ぶことが多くなり、友人関係不安や休み時間の不安の程度が減少するとも報告しております。

続いて、早稲田大学の調査では、学校の校庭を芝生化することで子供の健康増進に寄与し、学校の環境の向上や地域の一体化を促すという効果があることが明らかになっております。これは総じて子供の健やかな成長に貢献するものであり、同時に子供が運動を楽しむための部材を形成していると考えられるとの調査結果であります。今回の調査で維持管理体制を工夫することで事前に予想される負担は少なく済み、それを上回る効果を生み出すことができるともいわれております。

温暖化との関連の各種調査においても、土から芝生にかえることで夏場の校庭の温度は2度から8度低下との冷却効果も報告されているところでもあります。このように、子供の心身の健全育成や環境面などを総合的に見るならば、芝生化は圧倒的にメリットが大きいと思います。早稲田の調査でも紹介した維持管理の問題は、維持管理を通じて地域の連携を深めるチャンスではないかと思います。

現在、芝生化事業として鳥取方式が全国から注目を集めておるところであります。NPO法人グリーンスポーツ鳥取代表のニール・スミスさんが手がけた芝生化事業であります。一般的には芝生はいいけれども、高いというのが常識でありました。この鳥取方式は破格の安

さで好評であります。植えつけまでの経費が1,000平方メートル5万円以下、オークション抜きなら1校50万円あればおつりが来ます。

メリットの特徴としては、田植えのように50センチ間隔で植えますが、生育の早いティフトンという芝生を使うので、2カ月半ぐらいで一面が芝生化になってしまいます。専門業者は不要で、子供たちや地域の方が一緒に校庭づくりに取り組めます。強い芝ですので、植えた後もすぐ校庭が使えるので困りません。車を乗り入れても大丈夫であります。除草剤や農薬を一切使用していないので環境と利用者に優しいことから、校庭の芝生化にもってこいではないでしょうか。維持費は大体年間で小学校なら20万から30万円プラス水道代ぐらいであります。環境面でもグラウンドの汚れた土や水たまりの防止、CO₂やヒートアイランド対策やそれに景観もよくなります。さらにとっておきのメリットとして、苗植えに芝刈りにと地域の皆様が子供のためならと参画してくださる契機になることであります。学校、子供、地域の交流、助け合いのコミュニティーが生まれ、社会活動、協働の場を提供するからであります。

ネックは、土の校庭で育った先生方が校庭は土で問題ないと思っていることだそうであります。欧米ではどこにも芝生があり、世界の子供たちが芝生の上でやっているのに対して、日本の子供たちはかたい土のグラウンドで運動しているのが状況であります。芝生は土と違って傷みやすく、それは芝生が衝撃を吸収しているからだといわれております。土のグラウンドでは子供が痛みますが、芝生があるとそのかわりに芝生が傷んでくれる、それは安全性の上からメリットは大きいと思います。

鳥取大学の教授によれば、土の上では無意識に転倒を恐れ能力を最大限発揮できない。転んでもけがをしない芝生の上で思い切り遊ぶことで、子供の体力や運動能力が向上することは間違えないと、土のグラウンドのマイナス面を指摘しております。このことから、芝生化は運動能力向上においても、子供にとってもよい環境づくりには最適といわれております。

あとの課題としては、こういった情報が十分知られていないことであります。教育委員会、学校現場、地域の皆様の理解が進めば、間違えなく芝生化は加速してまいります。文部科学省もPTA、地域、NPOの団体と連携した芝生の維持管理を促進することで、地域と学校の連携が進むことを視野に入れているのであります。これは大変よい視点ではないかと思えます。本町でも今後、重要な課題である学校、地域連携、協働を達成するために芝生化という事業は有効であると思えます。紹介した鳥取方式は蟹江町にとってもよいことだと思えますので、そこで芝生化事業について町当局に5点お伺いいたします。

1点目に、文科省の方針である、また今回のニューディール構想の中の芝生化など、つまり芝生化の推進は教育委員会の方針でもあるのかどうか、お答えください。

2点目には、東京、大阪、紹介した鳥取などで一気に流れが変わり始めていますが、それはどのような理由によるとお考えでしょうか。

3点目に、私は砂ぼこりや水はけなど、グラウンドに課題のある学校から試験的に導入を始めたかどうか、提案いたします。

4点目には、今後の重要な課題である学校、地域の連携、協働を達成するために芝生化という事業にぜひ取り組んでいくべきだと思いますが、学校、地域それぞれの担当部署の考えはいかがでしょうか。

5点目に、教育長はこの芝生化事業をどう位置づけされているのか、また、鳥取方式の芝生化事業をどのように評価されているのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、お答え申し上げたいと思います。

私からは、質問の1番から4番まで答えさせていただいて、5番目については教育長のほうから答えさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、文科省の方針、また今回のニューディール構想の中の芝生化など、芝生化の推進は教育委員会の方針でもあるのかという質問でございます。

文科省の補助事業としましては、平成7年度からある事業で、屋外教育環境整備事業というものがございます。この中の一つにグラウンドの芝生化事業というものがございまして、実施校についても徐々に多くなっている、そんなふう聞いております。

それで、スクールニューディールの構想であります、議員がおっしゃられるようにこの構想事業の中に幾つかエコ化事業というのがあって、その中の一つとして地球温暖化対策にということで芝生化事業というのが入っております。それで、このようなことから、芝生化の推進は教育委員会の方針かということでございますけれども、実は現在のところは芝生化の推進については私どもの計画のほうには入ってはいません。蟹江町としてはこのニューディール構想の中に入っている事業の中で、要は学校の耐震化事業を今はもう何よりも早く進めなくてはならないということになっておりますし、また、この9月の補正予算に計上させていただいておりますように、テレビのデジタル化ですとか、おくれております校内LANの整備、それから先生方へのコンピューターの整備、そういうものをまず整えていききたいと、そんなふう考えているところでございます。

2番目で、東京や大阪、そして鳥取などで流れが変わり始めているが、それはどんな理由によるかと思っているのかという質問でございます。

東京や大阪では、ヒートアイランド対策の一環として、また市街地の緑化推進という目的でもって学校の芝生化が進められていると、そんなふう聞いております。東京、大阪という大都市においては学校の校庭というのは都市に残された貴重な緑化スペースになるというようなこと、また芝生化することによって子供たちへの教育効果、それから地域へのコミュニケーションを促すことができるんだという、そういうねらいで東京等あえて、それから大阪府を挙げて芝生化に取り組んでいると、そんなふう聞いております。それで、東京、大

阪でこうやって取り組んでいるということで、芝生化の取り組みについては今後恐らく各地に広がっていくのではないかなと、そんなふうに思っています。

それで、鳥取市の芝生化についてでございますが、これは公園整備の中で最初始まったかというふうに聞いております。公園の芝生化が施行されて、それがきっかけとなって学校へと広がっていったのではないかなと、そんなふうに私どもは思っております。

3番目です。3番目の砂ぼこりや水はけなど、グラウンドに課題のある学校から試験的に導入を始めたかどうかという質問でございます。

これにつきましては、各学校のグラウンドでは当然強い風が吹くとどうしても砂ぼこりが舞ってしまいます。それで、地域住民の皆さんには本当に迷惑をかけていると思っております。そういうこともあって、現在その対策ということとして、校庭の周りには防砂ネットがどこの学校でも張られておりますし、グラウンドには定期的に塩化カルシウムというのをまいて、土を抑えるものですが、そういうものを敷いて砂ぼこりを抑えております。また、水はけが悪いというところも当然ありますので、そういうところにつきましては、砂等を入れて何とかカバーしているという、そういう状況でございます。

それで、現在小・中学校のグラウンドについては、学校として特に何か必要があるかという、学校からは特にグラウンドについてここに問題があるんだという、そういうことはこちらのほうも聞いておりませんので、使用に当たっては、本当に特にグラウンドについては今のところは問題はないかなと、実は私どものほうでは思っています。それで、議員がおっしゃられる試験的に導入をということでございますが、現在のグラウンドの使用形態、それからスポーツ少年団の校庭開放のことも実はありまして、グラウンドの芝生化については、教育委員会としての方向性や町としての方向性をもう少し検討させていただけたらと思っています。ただ、議員おっしゃられるように、この芝生化については教育委員会としましては、この芝生化することによっての効果というのは期待も本当にあるのかなと、そんなふうに認識しておりますので、どこかの学校で何らかの格好で取り組んでいきたいなと、そんなふうに思っています。

それから、4番目です。今後の重要な課題である学校と地域の連携、協働を達成するために芝生化という事業にぜひ取り組むべきと思いますが、学校、地域それぞれの担当部局はどんなものでしょうかという、そういう質問でございます。

それで、海部地域の学校を調べてみますと、一部の小・中学校のグラウンドが芝生化されているようでございます。ただやはりその維持管理が非常に大変なんだという、そういう声を実際には聞いています。以前は芝生があった学校で実は土に、実際もう芝生をとってしまって土に戻したという、そういう学校も2校ぐらいあるということを聞いております。実は飛島が今小中の一貫ということで新しい学校をつくっておりますが、現在の飛島中学校というのは芝が実は張っております。ですけれども、新しい小中一貫学校では、どうもグラウン

ドには芝を張らないということも聞きました。こんなようなことから、グラウンドに芝生化については学校サイドといいますか、学校としては現在のところはどちらかといえば、やはり消極的な考えを持っているのかなと、そんなふうに思っています。

それで、芝生化するには維持管理の上でも、この地域との連携、協働が必要と思っております。それで、芝生化が成功している市町では、地域住民が積極的に参加して維持管理をしているというふうに聞いておりますし、芝生化の推進に当たっては地域の連携がやはり一番のポイントではないかなと、そんなふうに思っております。

私からは以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。芝生化事業についてでありますけれども、恐縮でございますけれども、現状の学校の校庭で特に支障はないというふうに思っておりましたので、校庭の芝生化の計画は持っておりませんでした。ただ、ニューディール構想の中にも入っていること、また、東京、大阪の取り組みなどから今後校庭の芝生化について調査研究が必要であるということを確認させていただきました。

それから、鳥取方式の芝生化事業についての評価でありますけれども、どう評価しているかということですが、従来の芝生化の方式と比べますと、維持管理面のコストが低く抑えられるということ。それから作業的に簡便であること、雑草も芝生だというような考えである鳥取方式ということで、ある面では評価できるというふうに思っております。ただ2日に一度散水したり成長期には小まめに芝刈りをする必要があるということ、このティフトン芝も、管理面ではメリットとデメリットがあるのではないかとということも思っております。そしてまた、校庭の芝生を教職員だけで管理維持するという面では難しいなということは感じております。

ただ、議員ご提案のありました学校と地域の連携PTA、そういうあたりの協力があって初めて成り立つものであるというふうにとらえております。

以上であります。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ありがとうございました。

芝生化事業に対しては、先ほどもお話がありましたけれども、校庭の芝生化に対して文科省のほうからホームページにも載せられておるわけなんですけれども、特に教育上の効果として芝生の弾力性、スポーツ活動に安全性と多様化があるということで、非常に芝生の上で運動するということが本当に安全性の面からも非常にいいということがいわれております。また、環境面においても先ほどもお話がありましたけれども、強風時における飛散防止、それと降雨時における土砂の流出の防止だとか、そうしたことも効果があるということで環境

面での効果があるということがうたわれております。

特に、今回本町の教育委員会のほうの調査によりますと特に本町の教育委員会というのは、今も先ほどもお話がありましたように、土のグラウンドの教育価値も大切にされているということがうかがえるわけなんですけれども、平成20年度に行われた本町の体力、子供の。児童の運動能力・運動習慣調査によれば、毎日運動している児童の割合は全国に比べて少ないということで、一日の運動時間も全国と比べて少ない傾向にあるということが発表されております。また、体力に自信がない児童の割合が全国と比べて高い傾向にあるということで、こういう面もやっぱり教育委員会として改善策は、小学校では外遊びを奨励し、休み時間を延長するという、そういう改善策をとってみえるわけなんですけれども、今回のこの芝生化事業というのは非常に運動能力の向上にも向いているという、大変よい環境にあるということ、これは実は鳥取大学の教授の先生も言われておるわけなんです。それで、鳥取の今回の芝生化事業は、やっぱり鳥取大学とNPOさんとしっかり連携をとって行われておるわけなんです。だから、そういう面では非常にスムーズに芝生化事業が進んでいるんじゃないかなと、このようにとるわけなんです。

そういう意味で、本町の子供さんがそうした運動能力がやっぱり毎日の運動が少なくなっていると、そういうことを見たときに、校庭を全部芝生化にするのではなくして、部分的に芝生化にするということも鳥取のほうでは試されておるみたいなんです。だから、その校庭の状況によって芝生化の範囲を広げて、そうした運動できるような状態をつくってみえるともお聞きしていますので、そうした面でも本町として改善策として子供の運動能力向上という面ではどのように思われるか、ちょっとお聞きしたいなと思いますけれども、よろしく。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります、ありがとうございます。確かに体力が弱っているのかなというのを思わんでもありませんが、そのために放課とかいろんな面で外遊びということをやっているわけですが、どうも室内の遊びの子供も多いということで聞いておりますので、何とか打開策をということでやっておりますが、先ほど議員おっしゃられていましたように、そういうような場面をつくることによって子供たちもそちらへ行こうというようなことも十分考えられますし、体力の向上につながるなということを思っております。

先ほど次長のほうからどこかの学校で、どんな場面でということこれから検討したいというようなことがありました。私自身も最後少し申し上げたんですが、今まで多分飛島もそうですが、八開のほうも芝生がありました。すべて学校の先生任せになってしまったと、最終的にはという。このあたりですと、物すごく負担になってしまうというようなことで、ある程度そういうような、先ほどおっしゃられた、いろんな地域の方々のそういう協力があって初めて成り立っていくんじゃないかなというようなことを思っております。

そういう面からもう一つは、この鳥取方式の芝が雑草も芝生というようなことで考えるわ

けですが、ということは簡単であるということもありますけれども、やはり維持管理も大変だということで、とりあえずは多分6月ぐらいに植えてというようなこともあるだろうと思いますので、まず様子を把握するためにも少し試験的にということも思っております。ですので、メーングラウンドではなくてどこかの学校の例えば中庭とかなにかというところで、そういう発育状況も見ながら、そしてまた完成したときの子供たちの様子とか、そういうものを把握をしていきたいなということで、今考えているところであります。

それからあと、これは教育委員会というか学校のグラウンドではありませんが、給食センターの跡地が今これから取り壊しを行うわけでありましてけれども、あの跡地についてのほぼ3分の2、4分の3ぐらいを芝生化をというようなことも給食センターのほうの今後の動きとして考えているところであります。そういった面で、それについてもまた地域の方のご協力も必要かと思いますが、今までの海部地区もそうでした。いわゆる地域ぐるみといってはおかしいですけども、そういうあたりの協力のもとでやっていくというようなことを前提に出しながら、学校の校長先生方もそういうようなことを趣旨を話をしながら、そしてPTAとかそういうところのやってもいいと言ったらおかしいですけども、そういう協力を得る段階で進めていけたらと、そんなことの働きかけもしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ありがとうございます。

今回の鳥取方式というのは、今も次長のほうからお話がありましたように、低コスト、簡単な維持管理ということで、専門業者でなくても施工できるという、さっきお話がありましたけれども、この鳥取方式が芝生化になった取り組みのきっかけとなったのは、ちょうど先ほどもちょっと公園だとかいうお話がありましたけれども、中心街にある鳥取市の弥生公園というのがあるわけなんですけれども、そこを整備する計画で2005年のときにこの計画が公園についてどうしたらいいかということでお話をしたところ、同市の在住のニュージーランド人のニール・スミス氏という方が鳥取に在住してみえるわけなんです、これがNPOの代表の方なんですけれども、この方が芝生の公園をつくろうという提案をされたそうなんです。そうしたときに提案を受けて、それじゃ芝生化をやるかということで、まずきっかけが公園からやられたそうなんです。そして今、鳥取市では昨年平成20年度では園庭の芝生化事業として市内2つの保育所で鳥取方式による芝生化の事業だとか、また公園広場で芝生化事業、はだして遊べる公園づくりということで5カ所の公園の芝生化を行っております。今現在も小・中学校に芝生化されておるわけなんですけれども、小・中学校も芝生化が進んでおり、今後は市内の140の公園の芝生化を進めていきたいというようなお話もされておる

そうなんです。

それで、特に鳥取市の保育園で芝生化をやられてお母さんたちがどのように言われているかという、園庭で芝をする以前は3時半ぐらいにお母さんがお迎えに行っていたんですけども、園庭に芝生がされてからは5時ごろになっても帰っていかないという、そのぐらい子供たちが遊んでいるという、そういう状況になっていると。それで保護者のお母さんから、83%が芝生化に満足の回答を得ているという、そういうお話もお聞きしました。

だから、今後は蟹江町においても保育園の南保育所ですかね、保育所の改築工事が計画されておるわけなんですけれども、そうした児童館等も併設されて子育ての支援拠点にもなるわけなんですけれども、そうしたところにこの園庭に芝生化をやるだとか、また、そうしたことも考えていただけるとありがたいと思うわけなんです、そしてまた、公園でも結構かなり蟹江町も公園あるわけなんですけれども、公園の芝生化、子供が素足でも本当に楽しんで体感を得られるような、そういう公園の芝生化事業にも取り組んでいただけるといいかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○都市計画課長 志治正弘君

それでは、公園の芝生化につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

蟹江町の都市計画公園、芝生化に限らず高低木樹や花木の植え込み、当然のことながら緑化推進のほうには推進を図っております。そんな中で、本格的な芝生化に取り組んでいる公園としまして、図書館のございます佐屋川創郷公園です。あの公園ともう一カ所その隣の泉緑地公園が本格的に芝生化に取り組んでおる公園でございます。

今後議員が提唱されております鳥取方式、ぽっと苗移植法による芝生化事業へ取り組むとすればですが、都市計画公園で取り入れるとなれば、私としてはグラウンドとしても利用されておりますその学戸小学校の西側にあります学戸グラウンド、こちらのほうが適しているのではないかなというふうに考えております。ただメンテナンスコストやそれから成果など、まだまだこれからもう少し調査、それから検証させていただき、この方法も含みいろんなものをちょっと精査させていただいた上で、これはグラウンドの仕様については教育委員会の所管になっておりますので、教育委員会のほうとも調整をとりながら芝生化に取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

今回計画しております南保育園の改築工事についてですが、当然グラウンド等その芝生化も頭に入れながら、何とかその学校等の様子を見ながら、その結果を踏まえて試験的にやるかどうか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

最後に、要望だけをして終わりたいと思います。

どうかこの鳥取方式の芝生化にしっかり取り組んでいけるようによろしく願いいたします。今この鳥取方式の芝生化に対して議員だけでなくして、全国のそういう視察の希望が殺到しておるともお聞きしております。そういう意味で、私も鳥取生まれだものですから、同級生がおるもんですから、ちょっとお話を聞いたところによると、もう小学校も中学校もそして公園も子供がもう走りまわっているというような状況でお話をお聞きしております。どうか、鳥取方式によるこの芝生化は非常にそうしたコストも少なくて済みますので、どうか本町としても取り組んでいただけるようにしっかりよろしくお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

続きまして、質問5番 山田乙三君の1問目「「ヒブ・肺炎球菌の予防接種化」を質す」を許可いたします。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三でございます。

まず、お断りを申し上げたいのは、私こういう軽装で質問させていただいているのは、クールビズということの申し合わせということで、お許しをいただきたいと思います。

それから、これから私が質問に入るタイトルでございますけれども、先ほど松本正美議員と重複する部分が多々あるかと思います。お許しを願ひまして、一般質問に移らせていただきたいと思います。

タイトルは、「「ヒブ・肺炎球菌の予防接種化」を質す」でございます。

まず初めに、去る8月8日、これは土曜日でございますけれども、岡崎中央総合公園で開催されました愛知県消防操法大会に参加されました学戸分団の諸君に感謝を申し上げたいと思います。渡邊団長、森田分団長、関係者各位の協力のもとに「失敗は恥ずかしくないが、志が低いのは、恥じるべき。めざせ優勝！」を旗印に健闘されました。大会の雰囲気、操法の正確さ、時間との勝負、長期間の猛練習や貴重な体験は記録オンリーではなく、心地よい記憶として残ります。本当にご苦労さまでございました。つけ加えさせていただきますと、私ども議員団も朝6時半に集合出発で応援に行かせていただいたこともつけ加えさせていただきます。

それでは、本題に入りますが、日本での細菌性髄膜炎の患者数は毎年約1,000人に上ると推定されております。その約6割強がヒブ（インフルエンザ菌b型）によるもの、2割強が肺炎球菌によるものでして、この2つの起因菌によるものが全体の約9割を占めております。細菌性髄膜炎は非常に予後の悪い疾患でありまして、迅速な治療が施されましても、ヒブの場合で3から5%、肺炎球菌の場合で10%から15%の患者が死亡しておられるわけでござい

ます。生存した場合でも10から20%に脳と神経に重大な損傷が生じまして、水頭症、難聴、脳性麻痺、精神遅滞などの後遺症を引き起こしているわけであります。

細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病といわれています。治療には起因菌に有効な抗生物質を高容量投与されますが、近年特にヒブの薬剤に対する耐性化が急速に進んでおり、適切な治療が難しくなっているといわれております。

ヒブと肺炎球菌による細菌性髄膜炎はワクチン接種にて予防が可能といわれております。ヒブワクチンは世界100カ国以上で承認され90カ国以上で定期予防接種がなされております。ワクチンを定期予防接種した国々では発症率が大幅に減少しておりまして、効果は高いのでございます。日本では2008年12月によりやくヒブワクチンが発売されました。しかし、定期予防接種化がされていないので任意接種のため、最大4回の接種で約3万円の自己負担となり、子育て世代にとりましては重い負担でございます。ヒブワクチンの定期接種化により国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができます。

一方で、肺炎球菌では肺炎球菌ワクチン——これは7価ワクチンでございますけれども——が世界80カ国以上で承認されまして、アメリカやオーストラリアで定期接種をされております。日本では乳幼児に使用できる肺炎球菌ワクチン、これは今言いましたように7価ワクチンは試験を終え承認審査段階で、早期の薬事法承認が待たれるところでございます。

そこで、3つにわたって質問をいたしたいと思います。

1番目、ヒブワクチン任意予防接種に関して、その費用を助成する制度を創設できないものかどうか。

2番目に、肺炎による全死亡者数を100%とした場合、年齢別割合は65歳以上が95%を占めておるわけでございます。肺炎球菌ワクチンは日本の医療制度上、一生のうち1回しか接種できない。前期高齢者以上を全額助成するお考えはございませんでしょうかということでございます。

最後でございますけれども、免疫力を高めるたんぱく質が見つかったこともありまして、ワクチン療法に期待がかかっております。一方で、早期発見、早期治療が大変重要となります。胃、肺、大腸、子宮、乳、P S A、これ前立腺がんですけれども、定期検査等検診P Rはどのようにされていますでしょうか。

以上でございます。

○健康推進課長 能島頼子君

ヒブと肺炎球菌のワクチンの接種の助成についてまずお答えをしたいと思います。

この2つのワクチンの助成につきましては、先ほど松本議員さんからご質問がありましてとおり、少しずつですが、自治体での助成がふえてきているようです。しかし、先ほども申し上げましたとおり、大変両ワクチンとも品薄の状態が続いているというふうに聞いてい

ます。肺炎球菌ワクチンは、この新型インフルエンザが流行シーズンを迎えるに当たりまして、需要が特に肺炎を予防するという観点から、このワクチンの需要がさらにふえてきているということの状況もありまして、大変品薄になっている。

それから、ヒブワクチンに至りましては、医療機関への出荷制限もあるというふうに聞いておりまして、1医療機関に対して1カ月に3人分の入荷しか入ってこないということで、先ほども申したとおり10カ月以上待たないとヒブの予約がとれないというような現状とのことです。ワクチンの増産体制も検討しているようですが、両ワクチンとも全部輸入に頼っている状況で、とても難しいということを知りました。

実際に助成を行っている市町村にも予約はとれないということで、混乱も出てきているという情報もありますので、供給が確実にってから助成の有無を検討していったほうがよいかと判断をしています。

それから、検診のPRについてのご質問ですが、これは毎年4月1日付にて各種検診申し込みのお知らせを全戸配布しておりまして、検診の申し込みを受け付けております。集団検診は4月末までの申し込みで6月から9月の指定日に保健センターで受診をしていただきます。個別検診は8月末までの申し込み期間で、実施は6月から9月末までで、指定した医療機関で受診することができます。その4月の2カ月前の2月の広報には、このがん検診を実施しますよという予告の広報としまして、がんの罹患率とか受診勧奨を掲載しております。また、毎月ほっとステーションという欄があるんですが、ここの欄には健康に関するテーマで各種の啓発を行ってPRに努めております。

以上です。

○12番 山田乙三君

答弁ありがとうございました。

これを私、こういう小冊子を持っております。「肺炎球菌による感染症を予防するワクチンをご存じですか」というのと、「ヒブ髄膜炎って」とクエスチョンマークがついています。こういう立派な非常にわかりやすく手身近に書いてあります。こういったのも参考にさせていただきました。

まず、いきなりヒブ髄膜炎とか肺炎球菌感染症といっても、私も含めまして一般的にはなじみのない言葉だと思います。そこで手身近に注釈を加えさせていただきますと、ヒブ髄膜炎のヒブとは、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型という細菌のことでございます。最初に発見されたときにインフルエンザ感染者から発見されたためインフルエンザ菌という名前がつけられ、私たちが知っているインフルエンザウイルスとは全く違うものであるということでございます。ヒブという細菌がヒトからヒトへ飛沫感染し、中でも髄膜は脳や脊髄を覆う膜のことを髄膜というらしいですが、——に感染するヒブ髄膜炎は最も頻度が高く予後の悪い病気であるといわれています。

また、肺炎球菌感染症であります、肺炎球菌という菌によって起こる感染症でございます。健康なヒトでも鼻やのどから見つかることがあり、薬に対して抵抗力を持ってしまった耐性菌により抗生物質が効きにくい肺炎球菌もふえているといわれております。肺炎球菌ワクチンの特徴は肺炎球菌による感染症の予防に効果が期待されまして、1回の接種で5年以上免疫が持続するといわれております。再接種——これは2回目の接種でございますが——できないのはなぜかと、こういうことなんです、注射部の痛みなどの副反応が非常に強く出るためといわれております。肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンの両方を接種することで、より高い肺炎予防効果が得られます。ただし、肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンは同時というわけにはまいりません。6日ないし1週間ぐらいあけて注射をすると、こういうことでございます。

ヒブ髄膜炎は2歳未満の子供に大変多いわけでございます。肺炎による死亡者の年齢別割合は一般質問で言いましたが、65歳以上の方が95%を占めておると。両ワクチンの助成または全額助成の再検討を要望いたし、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で山田乙三君の1問目の質問を終わります。

続きまして、山田乙三君の2問目「「まちの駅・その構想」を問う」を許可いたします。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三でございます。

2問目、通告書に従いまして、「「まちの駅・その構想」を問う」について質問をしたいと思います。

「「私のまちづくり提言」模索を質す」のタイトルで、私は2年前の9月一般質問をさせていただきました。質問の取っ掛かりでございますけれども、27町内会で開催されましたまちづくりミーティングでございます。テーマは観光資源としての温泉利用についてであり、声なき思いを込めて3つのまちづくり提言を私はいたしました。その中に温泉の町・蟹江ですから湯の駅、川の駅、まちの駅の構想であります。

とりあえずまちの駅について述べてみますと、基本コンセプト（概念）は観光の促進、環境への配慮、健康の推進、国際交流の推進でございます。まちの駅が有する機能といたしましては、観光など情報発信、おもてなしの場であり、地産地消、さまざまな人材をはぐくむ場、新たな憩いと交流の場でもございます。さらには協働、地域活性化を図る場でもございます。駅の要素といたしましては、観光案内、展示スペース、フリースペースでの各種講座・教室、ミニコンサートなど各種イベントや、花卉、農産物の即売や各種ボランティアの会合などが幅広く要素として考えられるわけでございます。協働運営の担い手は観光協会、商工会、JA及び農業団体や各種ボランティア団体、シルバー人材センター、住民一般等々

が候補として上げることができます。

年間維持管理費でございます。これについては光熱水費、建物保守関係費などについては施設使用料、例えば特産品、土産等売上金、花卉、農産物の売上金、小売り窓での売上金、自販機売上金、イベント参加料等や広告料から捻出も可能ではないでしょうか。最も重要なのは、まちの駅建設に係る土地建物費用でございます。土地につきましては、利便性ある共有地を候補地にいたしまして、建物財源は国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これは皆さんご存じのように1億2,000万ほどでございますが、この3分の1ほどを充てれば公設のまちの駅が持ち出しもなくでき上がるのではないのでしょうか。せっかく国の地域活性化臨時交付金でもありますし、私は千載一遇のチャンスでもあるととらえております。使用目的の選択肢はいろいろ多岐にわたると思いますが、まず第一候補に、まちの駅を私は推奨したいと思います。

ところで、日本一まちの駅設置数を誇りますのは、栃木県鹿沼市でございまして、第12回まちの駅全国大会がことし11月7日、8日ウエルサンピア栃木で開催される運びになっております。鹿沼市は、ご存じのようにサツキや屋台彫刻で有名なまちでございます。鹿沼ずしもございましょう。策定されたまちなか創造夢プランの関連事業として、楽しく回遊できるまちを目指して、市内の施設や商店などが自主的にまちの駅に取り組んでおられるのでございます。現在の認定数は85駅で、数だけでなく質も大変高く商店街の疲弊対策の一助として活性化に向けて取り組まれているということでございます。

そこで、質問をいたしたいと思います。

まず1番目に、まちの駅の運営は、公設公営でいかれるのでしょうか、どうか。協働運営による公設民営か、お伺いをしたいと思います。

2番目に、町長は商工会に元気がないと町の底力がないと思っておられます。私も、ああそうだと思っていますが、起爆剤として、まちの駅の構想もベストと考えるわけでございます。今後のネットワークやその展開をお聞かせ願いたいと思います。

最後の3番目でございます。さまざまな事業展開には、人、物、お金でありまして、まず人の育成が何より肝要でございます。積極的に官民含めて研修、先進地への視察のご意向を伺いたいと思います。

以上でございます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、失礼をいたします。

まちの駅設置についてお尋ねがありました。3点ほどございましたのでお答えをいたします。

まず、このまちの駅の指定事業につきましては、財源は先ほどおっしゃいました地域活性化経済危機対策臨時交付金を使って設置をするものでございます。なお、基本コンセプト、

観光の促進、環境への配慮、健康の推進、国際交流の推進、まちの駅が有する機能、駅の要素は議員がおっしゃったとおりでございます。

答弁に入ります前に、まずまちの駅の概要を少しお伝えしたいと思っております。まず設置場所でございますが、これは学戸四丁目67番地、役場庁舎の北のほうへ向かったところで、ちょうどマルサン米屋さんというところがございまして、その信号の南側、マルサン米さんの前面の道路のところに所有する町の土地に建設を予定しております。敷地面積が299平米、約89坪、それと建築面積でございますが、延べ床面積で73平米、約22坪でございます。つくりとしましては鉄骨づくりの平屋建てでございます。

それでまずお答えの1つ、まちの駅の運営についてお尋ねでございます。

この施設につきましては、当面は公設公営で町が主体となって運営をしたいと思います。まず、駅長を配置いたしまして施設全体の管理運営を進めてまいります。まず観光施策を積極的に進めていくために観光協会の事務局機能、これをこちらへシフトいたしまして、これを中心に商工会、各種ボランティア団体、J A及び農業団体、シルバー人材センター、一般住民等々、皆様のご協力を得ながら協働運営で行ってまいりたいと考えております。

それから2番目に、町の商業に今元気がないと。起爆剤として今回のまちの駅設置事業はまさにベストであると。今後のネットワークや展開をどう考えるのか、お尋ねであります。

まず、まちの駅中央は4つのテーマ、先ほど言いました観光、環境、健康、国際、これを積極的に推進してまいります。町の名所旧跡や文化遺産、見どころの紹介など、観光に関する情報知識の発信の基地として、または住民の皆様が触れ合う交流協働の場として、地元でとれた食材を使った商品、特産品の新たな開発、紹介など地産地消の促進の場として活性化を図っていききたいと思っております。

1問目でお答えしたように、この駅の運営には商工会、各種ボランティア、それから農業団体、一般住民などかかわる人々がたくさんございます。それぞれが持つそれぞれの能力を生かすために、そのネットワークを構築いたしまして、最終的には民で運営できるような事業を展開したいと考えております。

それから、3点目のこのまちの駅のさまざまな事業展開には対応しようとすると、何よりも人材が必要であると。この人材育成についてどう考えているか、お尋ねであります。

当面の運営は町が主体となって駅長を中心に運営してまいります。この駅にはさまざまな人々がさまざまな事業にかかわることとなります。その人々のそれぞれが持つそれぞれの能力、これをいかにコラボレーションさせまして相乗効果を生み出し、事業展開へつなげることができるかどうか、これにかかっていると思います。町職員はもとより駅長を初め、かわりのある団体の方々もこのことをしっかりと受けとめ、同じ目線で取り組んでいきたいと考えております。それにはまさに議員おっしゃるとおり、何よりも人が大切であります。この人材を育成するために研修、先進地への視察など当然必要と考えております。既に町で

はこの動きをとっておりまして、一例を申し上げますと、NPO法人が運営して現在事業が大変充実しておりますまちづくりの総合拠点、これを目指している知多市、それからイチジク栽培で最近脚光を浴びている一宮市の農場、焼津市のまちの駅などへ訪問いたしております。また、議員ご質問にあります今年度の11月7日、8日に栃木県鹿沼市で開催されるまちの駅全国フォーラム in 鹿沼という全国大会のご紹介もいただきました。大変ありがとうございます。よくご存じだなと感心いたしております。

さて、この大会ですが、案内のとおりことしで第12回目となりまして、去年は第11回大会としてまちの駅全国フォーラム in 富士として、静岡県富士市で開催されております。この大会は全体会議と分科会に分け、それぞれまちの駅運営や立ち上げのポイント、それから体験発表やノウハウ、このことにつきましての講習など、非常に有意義な大会であると思っております。町もしくは観光協会に参加に向けて積極的に検討をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

ありがとうございました。

再質問というより、私が調べた内容を申し上げて少しでもお役に立てればの思いで、意見を述べさせていただけたらなと思っています。先ほど産業建設部長が言われましてね、ことし12回ということは、もう12年前から始まっているということなんです。それで、東京都の上野公園で、これ第10回ですから2年前、まちの駅全国大会 in 上野が2日間開催された状況を申し上げたいと思います。

2日目に行われましたまちの駅自慢コンテストでは、「まちの駅ネットワークみつけ」が応募した。「みつけ」というのは新潟県の見附市でございます。人口約4万4,000ぐらいのところだと思っておりますが、応募した森の駅、これは市民の森が自然を利用した健康づくり、仲間づくりの取り組みが評価され、応募12団体の中から見事グランプリに選ばれたと。

「みつけ」とは、今言いましたように新潟県中部の見附市のことでございます。地場産といえますか、特産品は銘仙、化繊織物、メリヤスなどの産地でございます。ちょっと失礼になるかもしれませんが、今の時流からいけばややちょっと斜陽産業なのかなと、そのために一生懸命まちおこしをやっておられるのではないだろうかというのが、私はこういう文面から受け取らせていただいております。

もっと詳しく言うと、見附油田というのもあるんですかね。今実際に行ったことないですから、ちょっとわかりませんが、見附油田、何か資料で調べていただければ出てくるかと思っております。初日は屋外の特設会場で、全国各地のまちの駅物産のPRや販売が行われ、見附市もお米もつくっておられるところですから、おもちや地酒コーナーなど、いずれも大勢の人でにぎわったそうでございます。フォーラム、シンポジウムには大勢の方々が参加され、まちの駅の全国組織、まちの駅連絡協議会からは全国に仲間がいるネットワークをもっ

と広げていきたいという呼びかけが盛んになされておったそうでございます。

現在全国に皆さんどう思ってみえるかしれませんが、1,200カ所を超えるまちの駅があるということでございます。見附市にも26カ所のまちの駅があり、だれでも気楽に立ち寄ることができ、まちのいろいろな情報を手にすることができると、こうすることで地域活性化、頑張る商店街も含めて頑張っておられるなど、ひしひしと伝わってくるわけでございます。まちの駅はまちづくりの拠点となる施設を目指しているわけございまして、昨今何かとシャッター通りとか商店街の疲弊という言葉が飛びかっております。こういったことが話題になりまして、社会問題化さえしてきておるのかなと私は思っています。問題点を指摘する風潮は限りがありません。対策、措置を話し合うムードを高めていかなければならないと私は思っております。

幸いにして、商工会の皆さん、各種ボランティアの方々のご活躍はすばらしいものがあると私は思っております。官民協働して本当に住んでよかったなど、こう言える潤いのある蟹江を目指したいものであると思っています。

最後に、まちの駅設置に心からエールを送らせていただき、再質問を終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 大原龍彦君

以上で山田乙三君の質問を終わります。

続いて、質問6番 小原喜一郎君の1問目「まちづくりに向けた諸施策について」を許可いたします。小原喜一郎君質問席にお着きください。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

「まちづくりに向けた諸施策について」伺うわけでございますけれども、最初に私が今議会で何遍かこのことを聞いておるわけなんですけれども、つまりまちの駅についてです。説明会で伺いまして、また全員協議会で伺いまして、提案の補正予算の際にも伺いました。また、伺うわけでございますけれども、なぜ執拗に伺うかということについて最初に述べておきたいというように思います。

ご承知のように、日本共産党はこの選挙に向けて建設的野党を目指すと、こう言っていました。日本共産党は、いや、蟹江町議員団は小委員会が提起する前から、かなり前からもう建設的野党を目指してまいりまして、このまちづくり問題ではかなり積極的な提案をしてきておるわけあります。

ただ町長と違うところは、私は福祉と観光の町・蟹江を目指すということを提起させていただきました。ここが福祉というところが少し違うわけございまして、その点で今度の町長の提案でさて、賛成して観光は確かに一致しているわけでありまして、賛成すべき

か反対すべきか非常に迷って、かなり深く議員団でも論議しましたんですけれども、まだ結論が出ないんです。それで伺うわけでございますけれども、伺います。

私、かねてから福祉と観光の町・蟹江を目指すことを再三にわたって述べてまいりました。このテーマでの福祉についてでございますけれども、単に福祉行政を強めて町の財政を支出するだけと、こういう要求では決してないわけであります。福祉を充実させることによりまして、本当にこの町に住んでよかったなとこう思っていただけの町にして、多くの人々が蟹江町に移り住んでいただける、そんな町にしたいからでございます。

前にも申し上げましたけれども、蟹江町はもう20年近く人口が増加していません。10数年間まるきり3万4、5千から5、6千を繰り返している状況でございます。なぜこの人口がふえないかということです。私なりにその分析をさせていただいたわけでありますけれども、多くの皆さんが毎年転出入されます。大概千5、6百人くらい出たり入ったりしている状況が繰り返されておる状況でございます。これは際立っていた町村に比べて本当に住みやすい町だなということを思っていたような特徴的な町じゃないという、このことが一つあるのではないかと思うわけでございます。

とりわけ福祉についても際立っているわけではなくて、どちらかという悪い部分だけが目立つ、こういう状況にあっているいろんなご意見が出されている現状があるかと思うんです。これを福祉を充実させることによって、これ福祉と医療をつけ加えていけば、充実させることによって蟹江町の魅力がいいところがあちこち生まれるようになると多くの皆さんが移り住んでくる。しかも受け皿はできている。それはアパート、借家、マンションがいっぱい空いています。私今度、後の質問で申し上げるわけでありますけれども、生活保護申請、つまり路上生活になってしまうようになった方々が、私が予言したとおりしっかり出てまいりました。

今30人目の人、生活保護に今後お世話をしてあげているわけでありますけれども、その人たちはアパート探しをやらないかんです、住むところ。本当にいっぱい空いていまして、しかも不動産屋さんが交渉するとね、4万何千円の家賃を3万6,000円に下げてくれるんですよ。こんなことを随分やっていただきましてね、いっぱい空いているものだから、それはやれるんです。びっくりしたんですけれども、そういう受け皿ができています。ですから、この福祉をかなり重視していただいて、あるいは医療を、皆さんが住みやすい町にさせていただけると一歩人口もふえて、住んでいただく皆さんの納税と、それから借家を持っていらっしゃる皆さんの増収で町が財政的に潤うという、こういう活気のある町に一方では進めていこう。他に、これだけではいかん。ベッドタウンだけではいかんというように思っています。観光の町です。観光の町でも少し町長が提案されておるまちの駅と違うところがあるものですから、ちょっと伺いたいわけでありますけれども、私はどちらかという宿泊客、宿泊して蟹江町の文化遺産や物産やいろいろと親しんでいただけるように集客を目指す。そ

ういう立場です。ですから、旅館業者の皆さんとも協働してどういうふうに観光都市として発展させていくかということ、大いに協議していく協働のまちづくりを目指す必要があるんじゃないかと、これはもともと提案しているわけでありましてけれども、そういうことを目指しているわけなんですよ。

ですから、佐屋川も蟹江川もあるいは日光川も含めてこの水の町、水郷の町として大いに観光資源として生かせると。これを中心にまず本当に集客のできる観光の町になるのかなというこの見通しが、町民の皆さんにある程度おぼろげながらわかるようになってくると、この道の駅もすんなりと受け入れていただけるんじゃないかと、こういうふうに思うわけなんです。だとすれば、川の駅のほうを優先してまず水郷の町を目指す、この取り組みを急ぐ必要があるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども。

さて、それで何うわけなんでありましてけれども、ですから、私としては町長の提案というのは逆さまになっているわけですよ。ただ推察すると、川の駅を何とか先行させたいけれども、まだその機が熟していないと、地権者だとかあるいは周りの考え方だとか、まだその機が熟していないじゃないかなということを推察するわけでありましてけれども、その辺のご事情についてちょっと承りたいと思うわけでありまして。

それから、私このまちの駅でもやり方の問題もまたあると思うんです。展開を、つまり全国を見た事業展開をする。つまり将来は集客を目指すわけでありましてから、宿泊の。だから全国展開を考えていくということが大事じゃないかなということを思うんですよ。ですから、最近蟹江町に毎月1,000人を超える皆さんが近鉄などの観光案内で来ておるようだけれども、この皆さんは日帰りですよ。しかもほとんど自分で弁当を持っておにぎりやなにか持って来られるでしょう。当面はそういう人たちが対象であろうと思うんですけれども、将来的にはやっぱり宿泊しながら蟹江町を散策していただけるという方向を目指すわけでありまして、それへ向けた取り組みというのものもあるんです、私からすると大事だというふうに思うわけで、その方向に合わせていくには、この道の駅を全国展開できる、そういう方向で取り組んでいく必要があるのではないかなということを思うと、少し規模がなということを思うわけでございます。それで同時に、だから全国の観光案内もそこでできるというくらいにさせていただいて、そういう事業展開を考えていただく必要があるのではないかなということを思うわけでありまして。

後で町長、私のその提案を一つ一つ対比してご答弁いただき、ご批判をいただくといいと思うんですけれども、そういうこれ実は3番目になっていますんですけれども、川の駅を先行させたほうがいいのかないのかなということを思うわけでございます。

いずれにいたしましても、蟹江町のよさ、魅力づくりを出す努力が大変必要だというふうに思うわけでありまして、私は福祉とこの観光の両面で魅力をつくり出すことが、「小さくてもキラッと輝く元気なまち」を目指す、これ町長、私が最初に言い出した言葉ですからね、

断っておきますけれども、そういう町になっていくのではないかというふうに思うんです。小さくても元気なまちの取り組みをしている全国協議会がもう10数回行われているんですけども、それへぜひ行ってほしいということも提案しましたですね。そういう取り組みを行って、まちの駅ばかりじゃなくてです。

それから、この間、これは「週刊ポスト」ですけれども、世界的な自分たちのまちづくりを目指す取り組みが紹介されていました。6週にわたって連載されました。それも私切り抜いて持っているわけでありましてけれども、これからもう少しそこをもっと深く読ませていただいて参考にしながら、具体的に提案できるかなというふうに思っているわけでありましてけれども、そういうことです。とあわせてこれは、ちょっと似ているところがありますかな。同時に町の財政づくりがその土台にしっかりと座っていることが大事だと。ですから、私の福祉と観光の両面で財政づくりがしっかりと据えてあるんです。これが大事なんです。元気になるには財政的にしっかりとしていくこと、これが大事なんで、私はそういう意味で福祉では充実させることによって魅力をつくって蟹江町に移り住んでいただく人を大いに招いて、そしてその人たちの納税と、それからこの借家、マンション等をお持ちの事業者の皆さんの利潤を上げていただいて納税していただく、それで財政がしっかりとでき上がっていくという、こういうことです。

観光ではやっぱりよそから来ていただかないとお金は落ちないですよ。やっぱり泊まっていただくことだけでお金が落ちるわけですから、泊まっていただいて、しかも非常に大事なことはイベントやあるいは郷土遺産の発掘や郷土物産の研究です。これは非常に大事なことです。例えばイベントでいえば、この近郊でいえば名古屋市のにほんど真ん中祭りです。これもつくり出したイベントですよ。あるいは今度つい最近新聞報道されていましたが、まちかど演奏会です、名古屋市が取り組もうとしている。これもそうですよ。私の郷里の松本では、何とか、ちょっと度忘れしちゃったんですけども、これは100を超える団体の皆さんがいろんな趣向を凝らして市内を、市内は当日は何十万という人が集まって埋まるわけですけども、練り歩くんです。それで市が審査して1位どこどこというふうに、それは大学生から高校生から婦人会から老人会から皆参加するんです。そういう市を挙げてのイベントを行うわけですが、そのことによってお客が集まってくるんです。こういうイベントも重視することが大事だと私は思うんです。

そういうことを大いに、もう既に町長は協働のまちづくりとして皆さんと一緒に話し合うことを強めているわけですけども、それは大いに大賛成で、だから大いに私は賛成するところがあるものですから迷っているわけでありましてけれども、とにかくまちづくりでは簡単に進まないということを思うんです。しかし、蟹江町の将来を決める極めて重要なことでありますので、そういう点では本当にしっかりと肝っ玉を据えて一緒にみんなで行っていただく必要があるのではないかというふうに思うんです。

前に幾つかこの郷土物産の問題でも私なりに考えていることがありました。イチジクの菓子だとか、あるいは茶がゆです。私は町長、まちの駅もできたとすれば、茶がゆをそこで食べていただければいいじゃないかと思うんですよ。そういうのだとか、考えるとたくさん出てくるわけでありまして、それを意識的に取り組んでいただくことが非常に大事だというふうに思います。まずその点で、この道の駅の一つは規模、それから駐車場は道の駅に比べれば小さくてもいいんじゃないかとは思いますが、しかしそれなりのやっぱり駐車場も必要じゃないかというふうに思うんです。

それから、これに施設の内容、この図面です、これ見てみまして、つまりここにあるじゃないですか、この新たな憩いと交流の場というところが事業計画の中に上げていらっしゃるんですね。憩いと交流の場ということになると、他の目的で来てみえる方も見えるわけでありますから、そこで憩いと交流をやるということになると、少し場が必要ではないかなと、別に、ということをおもうんです。その辺はどうだろうかということをおもいます。

そういうことを含めてちょっと書いてあるとおり、言いませんでしたけれども、6項目全部申し上げたというふうに思いますけれども、伺いたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、若干通告とはかけ離れておりますが、今メモさせていただきましたので、もしもこれ違いましたら、またご指摘をいただければありがたいと思います。

先ほど来、山田乙三議員の質問にも担当部長が答えさせていただきました。淡々と答えておりましたが、これはもう実例を申し上げて現実を申し上げました。しかしながら、今小原議員が率直に今賛成するのかわからないのか非常に迷っているというお答えの中で、まさにこのご意見の中でいろいろなお考えがあるのも事実であります。もうこれは私も十分承知おきをいたしております。

また、小さくてもきらりと光るまちづくりというこのネーミングは、すみません、小原さんが最初に言ってみえたということはつゆと知らず、私は自分が言ったもんだと思って勘違いしておりました大変申しわけなかったと思うんですが、その福祉と観光の町というのは確かに冒頭からおっしゃってみえました。そういう意味で、私は一昨年、まず蟹江町にこんなすばらしい湯があるということで、これを何とかしたいということを数年前から実は思っております。宝くじの振興資金2,000万を利用することができまして、確かにランニングコストがかからないわけではありません。今維持管理に若干のランニングコストがかかっておるわけでありますけれども、それ以上に町民の皆様方の今健康に寄与しているというふうに、私は蟹江町の町民のみならず、近隣から実はお見えになる方も大変多いように実数調査もしております。今大体9万7,000人から10万人前後が利用されているというふうに私は聞いております。

そうすると、一部の方の意見でありますけれども、1年ぐらい通った後でちょうど効果が

出てきたと。体が調子よくなったし腰痛が治った、医者へ行かなくてもよくなった、本当に助かりますという声もたくさん聞きます。あるいは反面、数が少ないのでもう少し大きなところをつくってくれないか、それから寒いので覆いをしてくれないか、暑いから扇風機つけてくれないか、トイレをもうちょっと増築してくれないか、駐車場が少ないから、いろんな要望があるのは事実であります。しかしながら、この福祉の増進については私はまずスタート時点としては非常にこれ観光の町の前に町民のみならず近隣の皆様方に相当寄与しているのかなと、今後の展開はまたまたれるわけであります。そんな中での考え方としては、福祉の町というのは考えていないわけではありません。当然医療費のサポートだとかいうことも、これからいろんな場面で考えていけることがあるというふうに考えております。また宿泊施設、観光を目的とするんだったら宿泊施設をふやしたらどうだと、もとより私も思っておるわけですが、残念ながら数年前から1業者が宿泊をやめられました。この決算に若干出ておりますけれども、入湯税も思ったより下がりました。これは今現在宿泊をしてお見えになります業者の方から意見を聞きますと、むしろ宿泊客はふえておると。それから日帰り客もふえておるといふ本当にうれしい結果をいただきました。これも入湯税に寄与しているのかなと、こんなことを思っておりますけれども、それだけではありません。やはりこんないい場所であれば、当然宿泊施設もふやしていただけるよう我々はこれからどんどんアピールをしなきゃいけない、これもこれからだというふうに思っておりますし、一番危惧するのは私の7つのKの中の、蟹江町に、観光事業を率先するときに何がメーンがあるんだろうなと考えたときに、まず、冒頭申し上げましたすばらしい名泉百選に選ばれるような温泉がございます。そして歴史文化の宝庫であります。これも今、夢案内人の皆様方、つくられてから3年がたとうとしておりますが、各種ボランティアの方も含めてでありますけれども、この蟹江町のいいところを今発掘し、蟹江町のみならず愛知県、そして近隣の市町村にお出向きに行っていただいて、協働まちづくりモデル事業と一緒に、今蟹江町をアピールしていただいているのも事実であります。

そんな中で、その観光資源を生かすためということで、もう一つじゃ蟹江町の名物を皆さんにつくっていただければありがたいのかなと。これは商工業の後押しにもなりますし、地域の当然発展にもなるというふうに私は考えております。それには、これからつくる拠点、これがスペースが小さい。確かにスペースの90坪弱のところでもありますので、非常にスペース的には問題がありますが、7月、8月の議会のときにも全員協議会のときにも申し上げましたとおり、これから情報発信基地をつくっていかないと、例えば商工会でこの作業をすればいいではないかと、別の空き施設でやればいいじゃないかという意見も十分あるのも承知いたしております。十分そういうことも検討に入れましたが、しかし、今後蟹江町にいろいろご尽力をいただいておりますボランティア団体の皆様方だとか、ここで冒頭にお話をさせていただきましたJA、農協の方だとか婦人団体だとか、それからボランティア団体、それ

からNPO法人も含めていろいろな方がこの蟹江町に観光拠点が一つもない、これは数年前からご指摘をいただいております。商工会にその拠点を考えました。しかしながら、やはり何か一つ情報発信基地をとということと、それから行政改革の集中改革プランの中で未利用地の問題もご指摘をされていると思っております。このことも含めて、この川の駅の問題もまた話をしますとちょっと長くなりますが、この道の駅の中でもしも利用ができればということで、今現在のあの土地を利用させていただくことを思いついたわけでありす。

確かに駐車場としては非常に少ない状況、学戸ふれあいプラザの駐車場も使わせていただくことになると思いますし、近隣の商店街の皆様方にも今後いろんなご協力を賜ることになると思っております。最初から大きなスペースをつくって大きな事業といっても、なかなか財政出動が私は不可能じゃないかなと思っておりますので、まずは集まっていたいた皆様方の英知をここに集中していただき、公設公営でスタートはさせていただきますが、後には数年先にはもう私は3年をめどにいたしておりますけれども、民間に移行していきたいなど。ただしこれはまちの駅観光協会の拠点として、そして今現在観光協会会長を蟹江町長が、これは兼任をしておりますけれども、私個人的な意見で言えば、観光協会の会長というのは独立してやっていただいたほうが、多方面のスキルを持った方に観光協会会長を最終的にはゆだねていったほうが、町の今後の発展に寄与するものではないのかなと、こんなことを今思っているわけでありす。

また、全国展開がどうだという意見もございました。先ほど来山田議員からのご指摘もありましたまちの駅全国フォーラムというのがもう既に12回、今回12回だと思っておりますけれども、これも行われておりますし、私もインターネットで調べさせていただき、去年は富士市でありました。それで、ことしですけれども、実は嘱託員の皆様方と一緒にこのまちの駅、地域活性化のためにどこか活性化の対策をしているところはないのかなと探してみたところ、焼津市に嘱託員の研修に行っていました。焼津駅の周りには、私もびっくりしたんですが、実は足湯が引いてありまして、これは源泉から数キロ引っ張ったそうでありす。金額的なことは聞いておりませんでしたが、相当なお金をかけて、市議会からもいろいろなご意見をいただいたというふうに聞いておりますが、結局最終的には非常にたくさんの方がその足湯にお集まりをいただき、駅が非常ににぎわっているというそういうご意見も賜りました。それに呼応して、その地域のそれぞれのまちが都市計画に決定して都市計画の区画整理事業も同時に行われたようでありすけれども、国の事業も並行して行われ、その地域の町並みにまちの駅グループということで一つにするのではなくて、たくさんの商店街が一つのコンセプトでもって数十カ所の店がまちの駅グループということで、観光客に対してこういうサービスをしましょうという定期的なことをやっているそうでありす。

その視察に、実は嘱託員全員でお邪魔をいたしました。これは異業種交流ということも

ありますし、昔の言葉で言うとまちおこし、地域振興、焼津市も新しい港ができて、旧市街地が非常に寂れてまいりました。そんなところで何とか活性化はないかということの施策だというふうに私は直感的に思ったわけですが、ある一部の方にお聞きをいたしますと、あまりまちをきれいにし過ぎたために、昔からの人が寄らなくなったという一面もございました。しかしながら、ある反面では全く別の方がこの焼津市に訪れられて、再度リピーターとしてまた来ていただける。例えばお米屋さんでジェラードアイスクリームを売っていたり、花屋さんでお寿司を売っていたり、これはもう異業種交流の最たるものでありますけれども、これもまちの駅グループで1カ月に一度集まって、きちっとしたグループができてるわけですが、どんどん今後も広がっていくだろうと。

ただし、これは町民の皆さんのそのまちが大好きになっていただくという意識を高める、これもいわゆる心と心、人と人とのつながり、その方はヒューマンステーションだというふうにおっしゃってみえました。テーマでなくてこれからの心だと。もう精神論ではなくて、蟹江町もひょっとしたらそれが足らなかったのかなと。ただし、あそこの場所が本当に最高の場所であるかどうかについては、今後課題が残ることがあるかも知れません。しかしながら、今現在ある私は最高の場所だというふうに認識させていただいておりますし、当然スタートをさせていただき、皆様方にご承認をいただかなければならないと思いますけれども、その時点でまた皆様にしっかりとコンセプトはお話をしたいなと、こんなことを思っております。

るる説明をさせていただきましたが、イベントの必要性も十分私は理解をいたしております。やはり政といいまして、お祭りもそれから政治も私は原点は一つであります。そういう意味で、とにかくおごらず踊らず、しかしながら、地域の皆さんと一緒に協働まちづくりを進めるための拠点であるというふうに考えていただければ、大変ありがたいと思っております。

以上であります。答弁漏れがありましたら、よろしくお願いします。

○7番 小原喜一郎君

私の伺った一つは、この川の駅をなぜ先行させないかということなんです。町長が長くなるとおっしゃられましたけれども、川の駅、ちょっと長くても説明をしていただきたいというふうに思うんですが。私は佐屋川や蟹江川などを観光資源として大いに発展させていくということを考えると、あの川に関係する、または温泉業者の皆さんの英知を引き出すことは非常に大事だというふうに思うんだよね。それから、川沿いには地権者がございまして、地権者の皆様のご協力をいただくことも非常に大事だというふうに思うんです。それで、去る二方と伺ったときにどうだろうかと、協力していただけないだろうかと、それは町の出方にもよると、町が本当にその気になるかどうか見定めておかなきゃ、させてもらわなきゃ協力できないと、過去のいきさつもあるからと、こういうことをおっしゃって見えた

んですけれども、しかしこれはね、難題ではあるけれども、その気になって取りかからないと住民の皆さんの観光の町として生きていけるがやという確信につながらない、そう思うんですよ。

だから、そういう意味でいうと、財政の見通しもなぜ手がけるかということの財政のことについてもきちっと町民の皆さんに持っていただかないと確信につながらないと思うんです。そうすると協力者もなかなか出てこないということになるというふうに、町民の皆さんがこれはいけるがやということになって、観光の町として、お、何とかなっていきそうだと、こうなってくると参加者も多くなるとし、意見がまたどんどん出るようになると思うんだよね。だから、多方面からこの温泉業者も川の地権者もあるいはいろんな産業の代表の皆さんも、代表ばかりじゃなくて個人の有志もどんどん入れるような方向で論議を積み重ねていく必要があるんじゃないかと思うんです。そのことによって川の駅の見通しというか、水資源開発の見通しというものが出てくるんじゃないかと私は思うので、その辺でちょっと町長のお考えを聞いておきたいんです。

○町長 横江淳一君

大変失礼をいたしました。川の駅とまちの駅、順序が逆じゃないかというようなことであつたと思います。

私はそうではなくて、川の駅というのはもっと慎重に進めていかなければならないと思っております。今まさに議員ご指摘いただいたように、今、川の駅を予定している場所、これは具体的に言いますと、今の福祉センター本館分館の一带であります。あその場所から南を見ていただきますと、本当に水辺スポット、蟹江町の昔の景観が残っておりまして、古きよき時代をほうふつさせるような景色が今残っております。そういう意味で、あの地域以外、それか給食センターをつくりましたあの南の地域、あの地域だというふうに私は思っております。ただ、あの地域には温泉がございません。そういう意味で、今現在蟹江町が温泉業者と契約しているところ、本管の通っているところに私は川の駅、まちの駅、まあ湯の駅でもいいでしょうけれども、駅というこの言い方が不適切でしたらお許しを願いたいと思いますけれども、その拠点をつくりたいというふうに思っているのは事実であります。

しかしながら、財政面から考えてみまして、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、平成17年4月に町長になってから、行政改革という4文字でもってやっぱり職員の削減問題だとか、それから無駄を排除しようということで徹底的にいろんな見直しをしてまいりました。まだまだ十分な見直しはされておらんのかもわかりませんが、精いっぱい今後も継続して努力をさせていただく所存であります。そんな中での未利用地の活用ということでいえば、今ご指摘をさせていただきました第二学戸区画整理事業の保留地の一部89坪のまちの駅の拠点になる場所、それから福祉センターのあの場所も平成7年、8年に1億数千万のお金をかけて譲渡してあそこを利用しているわけでありまして。十数年駐車場でしか実は使用をし

ていない、そういう状況を目の当たりにしたときに、あそこの利用方法は何かないのかなと実は考えさせていただいたことも事実であります。

それから、福祉センターの本館、分館の老朽化に伴い、お湯の漏水、それから施設の老朽化等々で改装費用が大変かさむ状況が今後危惧されるわけであります。そうなったときに、福祉協議会さんとも相談をして、今後の考え方も今これから煮詰めていくわけでありますけれども、建てかえ、そして今2つ施設があるのを1つにして、民間の施設を利用したらどうだということも視野に入れながら、これから川の駅と一緒に考えていくべき一つの構想だというふうにご理解をいただくとありがたいと思います。

ただし、その前にまさにご指摘をいただいた川の中にまだ地権者がございます。そここの話し合いもこれから進めさせていただきますし、当然あそこの建てかえをする前に資材置き場がございますので、その地権者さんともお話をさせていただき、その整備がまず一番肝心だと思っております。このままの状態ですと湯の給水管が老朽化してしまって数百万、下手すると1,000万円単位の金額を両方の施設に継続的にかけていかなきゃならない状況が今もう明らかにわかっておるわけであります。

そんな中で、2つの施設を例えば1つにしてランニングコストの有効な使い方、そしてもう一つを先ほど言いました湯の施設を使って、今一番皆さんに要望されております足湯の施設の増強だとか、それからもう一つ言うと、文化の発信基地、それからそれぞれのボランティアの団体の皆様方が協働まちづくりモデル事業で今やっただいておることのすばらしい施策の1つ、2つを現実的に町の施策として反映できるような、そんな場所をそこにつくったらどうなのかなと。ただ単なる箱物をつくって川の駅にしたいと、そういうことではございません。道の駅というどうしてもドライブイン、ドライブショップ、休憩所、そういう感覚がありますが、そうではなくて社会福祉協議会の建物のこれからの考え方とか社会福祉協議会の今後のあり方、それから地域の活性化もすべて網羅をして、大変欲張りではありますけれども、今、川の駅として考えているわけであります。

その中で、その川の駅がイコールまちの駅になるのかどうかということの論議も含めて、今蟹江町にある観光、それから環境を守るためにも太陽光発電のすばらしい給食センターが今できました。いろんなところから今視察が数々参っております。そんな中で来年COP10を控えて蟹江町は環境の町ということでもこれも一つ観光の目玉になるんじゃないかなと、せっかくこのすばらしい川がございます。ですから、この川を利用していろんな施策を今協働まちづくりでやっただいていてる団体があるということは、議員ご存じだと思います。蟹江川も昔は舟で上って須成まつりを見物したそうであります。そういうことも復旧したらどうだとかということもトライも、協働まちづくりモデル事業で今やっただいてる。皆さんがこの町を好きになっていただき、それぞれの地区でこの蟹江町を盛り上げていただければ一番いいのかな。しかしながら、皆さんの盛り上げだけではなく、蟹江町がまずこう

いう拠点をつくっていく、こういう考え方を皆さんにお示しして一緒になってまちづくりをしていくという考え方が、これからのまちづくりだと私は思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますけれども、最初の答弁の際にね、町長、まちの駅の機能というよりも、観光化への拠点としてということを言われたですね。それで、もちろんそのこともあるだろうと思うけれども、もしこれからの観光開発の拠点としていくのなら、行政の果たす役割を強めなくちゃいかんじゃないかなと思いますよね。だから、財政の面でも少しやっぱり多く持ってそれなりの陣容を確保する必要があるんじゃないかなと私は思います。

そういう点で、この計画書で言えば100万そこそこの計画なんですけれども、人材確保といえば、私ね、こんなことを言うとしかられちゃうかも知らんが、職員任せでは進まんと思いますよ。これはやっぱり専門家をある程度使うことを考えないと進まないというふうに思いますね、一つは。つまり、そういう観光化への機能を果たすことも一つの大きな目的と、こういうふうに思っているわけでありますから、そういう点でいえば、そのことをちょっと強調したいなというふうに思うんです。

それからもう一つは、先ほちょっと聞いたんですけれども、既に蟹江川と佐屋川でも舟を浮かべて乗せてみえる方がおるそうじゃないですか。こういう皆さんのこれに取り組んだ発想ですね、どうして取り組んだかということを書いていくといろんな意見が出ると思いますし、またいいことを聞かせてもらえるんじゃないかと、こういう人の知恵もやっぱり引き出すということが大事じゃないかと思っています。私は、舟を浮かべることも提案したと思うんですけれども、あわせて寄せアユをつくったガバでしたかな、あれ。とにかくヨシキリを去年聞いた、ことしは聞いていないんですよ。ヨシキリの鳴き声をあそこの公園で聞きました、あの図書館のところで。だからこのヨシキリが舞い戻ってくるようなこともこれは研究する必要があると思います、そういうことも、だからかなりこの取り組む密度を高めて進めていかないと具体的にならんと思うんですが、私焦るわけじゃありませんけれども、そうかといって多くの皆さんの知恵を引き出す努力はやらんといかんわけでありますので、そういう皆さんの知恵を引き出す場をつくっていただくことが大事じゃないかなというふうに思いますけれども、今は各界の一定の方々ですかね、それでも50人くらいですかね、協働参加、輝来都光る会に参加したでしょう、皆さん40何人でしたか。これもっと陣容をふやしてみんなで考え合っていくということが非常に大事じゃないかというふうに思いますけれども、お考えを最後に聞いて終わりいたします。

○町長 横江淳一君

小原議員おっしゃるとおり、まさにまちづくりというのはまず人づくりからだと思っております。大変スキルのある職員がそこに当たることになると思いますけれども、それだけ

ではなくてこのまちづくりに対して大変興味深い研究をしてみえる方もございます。力添えをしていただいている方々にも当然協力をしていただくことも十分考えなければならないと思っております。

この蟹江町というのは、今おっしゃったように吉川英治が東海の潮来といって歌った風光明媚な土地であります。これを皆様方のお力添えで蟹江川の一部にはガマを植えていただきました。ヨシも植えていただきました。それで、特に水辺スポットの周りでは舟入の吉田議員からのご指摘をいただいたんでありますけれども、あの地域の集まっている方が、つい最近も投網を打っていただいて、30センチ以上のスズキが確保できた、ナマズがいた、ウナギがいたと、着実に川が戻ってきているなということでほころんだ報告も実はいただいております。わけでありまして、それを見るにつけ、地域の子供たちが昔はこんな遊びをしたんだとか、それからこんな状況だったんだということをみんなで分かち合った、そういう会が今できつつありますという報告を昨日お見えになりました。

そしてまた、今度の蟹江川をきれいにする会のときも舟を巡航して、ぜひとも町長乗ってくれということで、実は一昨年このことを思いつきまして、ちょっと舟に乗らせていただき、まだまだ蟹江川はにおうんじゃないかというふうに思ったんでありますけれども、決してそういうことはございませんでした。佐屋川も同時期に佐屋川の舟に乗りまして、下のほうに下って南のほうにも行ったわけでありますけれども、合併浄化槽の普及がいいのか、それとも皆さんの管理がよくなったのか徐々に徐々に佐屋川の水質も、一部ではまだまだ悪いところもありますけれども、いいところがだんだんふえてまいりました。それはちょうどライオンズクラブさんのおかげでヨシを植えていただき、水の浄化をやっていただいたおかげもあるのかなと、やっとこれがじわっときてきたかなと。これも民間の皆さんのお力添えであります。

ですから、蟹江町の職員がすべてやるなんていうことは、もうこれから難しくなる時代が来ておるわけであります。先ほど来言いましたように、人員削減の問題もございますので、十分スキルのあるすばらしい知識を持った民間の皆様方と一緒にこのまちづくり、特にこのまちの駅、それから川の駅についての考え方を進めていきたい。当然議員の皆様方にも十分ご理解をいただかなきゃいけないことだとも、これも思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長 大原龍彦君

以上で小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時15分から始めます。

(午後 2時53分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時15分)

○議長 大原龍彦君

小原喜一郎君の2問目「町民の暮らしを守る行政の充実を」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

「町民の暮らしを守る行政の充実を」という題で質問させていただくわけですが、前の質問では原稿を無視してしゃべりましたので、今度は原稿を忠実に読んで質問させてもらいます。

日本共産党は、日本の政治を今の行き詰まりから救い出して、国民が安心と希望の持てる政治をつくるためには、あまりにもひどい財界・大企業中心、軍事同盟絶対という古い枠組みから抜け出すことがどうしても必要だと考えています。この立場から、私は21世紀の日本の進むべき道として次の2つの旗印を、私たちは掲げて行動をしております。

1つは、あまりにもひどい財界・大企業中心の政治を正し、国民の暮らしと権利を守るルールある経済社会をつくるということであります。

2つ目は、本件とはあまりかかわりはないんですけれども、ただ憲法を大事にするという点でかかわりもあるので紹介しておきますと、2つ目の旗印は、軍事優先、軍事同盟絶対の政治を転換して、憲法9条を生かした自主自立の平和外交に転換をしようと、こういう2つの旗印で行動をしておるわけであります。

第1の旗印に、きょう質問する多くの問題がかかわるので申し上げたいというふうに思うわけですが、雇用破壊をとめて人間が人間らしく働ける労働のルールをつくるということでもあります。アメリカ発の経済危機のもとで、ヨーロッパでも失業が大問題になっております。しかし、首都のど真ん中に派遣村があらわれたのは日本だけでございます。額に汗して懸命に働いてきた労働者が、突然仕事ともに住居まで奪われ、路上生活に転落する、こんな働く人々が粗末に扱われる国はどこにもないと言わなければなりません。

私は、昨年からことしにかけまして一般質問、その他の質疑等でこのことを取り上げてまいりましたが、現代の奴隷労働としか言いようのないひどい働かせ方に強い憤りを覚えるざるを得ません。日本を代表するトヨタやキヤノン、パナソニックという大企業が、景気のよいときには正社員を減らして派遣社員に置きかえ、搾れるだけ搾り上げて大もうけをする。景気が悪くなったら物のように使い捨てにする。こんなやり方を続けていては日本の経済も社会も、ひいては企業も立ち行かなくなることは、私が言うまでもないことだと思うのでございます。

これは決して自然現象ではございません。財界なりに労働法制の規制緩和を進めて、不安

定雇用をふやしてきた政治の責任であります。特に1999年、労働者派遣法を改悪して原則自由化したことが、使い捨ての労働がふえる大きなきっかけになったのでございます。したがって、労働者派遣法を抜本改正し、雇用は正社員が当たり前の社会をつくるのが今本当に大事になっていると考えます。残業の上限を法律で規制する。労働時間を抜本的に短縮して過労死を日本から一掃する。同じ労働には同じ賃金と休暇を保障して、ヨーロッパでは当たり前の均等待遇のルールをつくる。最低賃金を時給1,000円以上に引き上げて、全国一律の制度として働く貧困層をなくして、文字どおり人間が人間らしく働ける労働のルールを打ち立てる。社会保障を充実に転換。国民すべてに憲法25条を保障する日本をつくる。もともと日本の社会保障は貧困な上に、毎年2,200円も予算を削ってきたものだから、世界……

（「2,200億円」の声あり）

2,200億円でしたね、失礼いたしました。

毎年2,200億円も削ってきたものだから、世界で日本にしかない異常なことがたくさん起こりました。その一つは、75歳以上のお年寄りの別枠の医療保険に囲い込んで差別医療を強いる、世界で例のないことでございます。医療費の窓口負担3割も取っているのも日本だけでございます。社会保障から所得の少ない人が排除されること、国民健康保険税が高くて払いたくても払えない、こんな人々から保険証を取り上げる。こんなことも日本だけです。社会保障の支えを最も必要とする所得の少ない人を排除する、こうした間違った政治を改めて、国民すべてが憲法25条に保障された生活権を堂々と行使できる日本をつくる。これを進める上で財源は消費税に求めない、こんな私どもの立場から、これからの質問を行いたいと思うものでございます。

質問の1でございますが、生活保護行政を改善することでございますが、政府は国民の声に押されて、あるいはこんな悪政をやめるのだから解散総選挙を目指して、目前にして不人気を取り戻すためにばらまきの雇用調整のための交付金や、地域経済活性化の交付金など数々の交付金を地方自治体に交付しました。

私はこれまで蟹江町でも派遣村同様のことが起こり得ることを予測して、昨年から今日までこれらの交付金の所得の少ない方々や、職、住居を失った皆さんを救済するための制度を具体化するよう町長に求めてまいりました。今日私が予測したとおりの事態が起きています。この間26名——今4名審議中でございますので、これで30名に達するわけではありますが——もの生活保護申請にかかわってきました。今も続いていますこの経験の中で問題点について伺うわけでございます。

その1で、生活保護法第7条は、申請保護の原則として、要保護者の申請を認めています。したがって、当局は、要保護者が申請を求めたら直ちに申請を受け付けなければならないのでございます。しかし現実はどうか。窓口でこうだからだめだよ、あだからだめだよといって追い返してしまう。こういう状況が続いていますね。見るに見かねて私どもは、こ

の8月に県当局と交渉を行いました。それで、これはいかんということで、聞くところによりますと申請書を役場の窓口置くようになったそうです。置くようになったけれども、申請を受け付けない状況が続いているわけであり、今も。これは生活保護法違反であります。当局のあるいは相談を受ける職員の勝手な判断でだめだよと追い返すのは、これは保護法7条違反です。そういうふうに思いますけれども、いかがでしょう。

しかし、具体的にはなかなかそれを実行するということになりますと、職員の能力やあるいはその権限やというものがあつたね。生活保護法では、町村の場合は社会福祉事務所がその権限を持つようになっておりますけれども、しかし一方で、町村長はそれを補うための措置をいろいろ講ずることができるように保護法でうたわれています。これを発揮していただければ、窓口で申請を受け付けることはできるというふうに思うんです。

それで、お答えをお願いしたいと思うんですけれども、直ちに申請を受け付ける。そして生活保護法第24条でしたね、そうですね。第24条6項です。2週間以内、つまり14日以内にそれに対する返答をするというふうに義務づけられております。しかし、これも守られていません。びっくりしたのは、私4人申請したら8月16日に1人、24日に1人、30日に1人、翌月6日に1人というふうにしてくれというんです。申請した日から何日になるんでしょうか。こういうことをやって、これは幾ら何でもということで県交渉にやったんです、慌ててびっくりしてかえました。それで24日に4人やりまして30日に2人やったんです。こういうふうになったんですけれども、これもやっぱり2週間以内に回答出ていないんです、返答が。こういう事態が続いています。

ですから、今はもう私も直接現場じゃなくて、わかるんです私も労働運動をやっていたから、現場の大変な、つまり労働強化につながっているんですね。申請を4人も5人も受け付けると徹夜ですよ、皆さんは。それで蟹江の担当の方は主婦です。だから夜遅くまでやるのは大変ですねと、申しわけないですねと、こう私言いながら、しかし頑張ってくれと言いながらお願いをするわけでありまして、その意味では現場での大変さもわかります。しかし、皆さんは、要保護者の皆さんは路上生活を余儀なくされない状況に追われているわけでありまして、そういうところを一日も早く打開してあげることは行政の役割でありますから、多少きつくても我慢してやっていただくということは、これは当然のことになるわけでありまして、そんな話もする海部事務所の課長補佐とも話をしておるんですけれども、課長補佐も職員を督励して必死に頑張ってくれて、自分みずから乗り出してやっていただいておりますけれども、だからそういうことはよく理解できるんです。しかし、この大変な状況を打開しなければなりません。そういう立場に町当局もなっていただけであればありがたいなど。つまりこの皆さんの生活の実態を見るにつけ、一日も放置することはできないという立場で行政に取り組んでいただければありがたいなど、このように思うわけであり、それで何うわけでありまして、最初の質問についてはぜひお答えをいただきました。

いと思うのであります。

それから、生活保護法の第24条の3項では、これ先ほど言いましたんですけれども、保護の決定の通知は14日以内にしなければならないとありますけれども、生活に窮している被保護者は一日一日が大変なんです。命にかかわることです。絶対を守っていただかなきゃいかんというふうに思うんです。その点はどのように、県のことは知りませんと言わずに、これは市町村の場合にも市町村長に一定の責任を保護法では与えていますのでね、その立場でご答弁をいただきたいと思うんです。

それから、保護の決定を早めるためには第90条7項4号です。町村長は保護の実施機関又は福祉事務所の長が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとするものとして4号では、具体的にその補う事務です、事務の範囲を示しているんですよ。これについても、私はこの原稿はあらかじめ提出しておりますのでもう既にお読みいただいておりますというふうに思いますので、これに対する回答をお願いをしたいと思うんです。

次に、問いの2番目になるわけですが、低所得者にとって医療費の負担は大変なんです。それで入院でもするなら借金をしなければなりません。私再三ここである人の例を申し上げたんですが、そのほかにも何人か伺っておるわけですが、胃に良質でしたけれども、がん細胞が発見されて入院しました。ところが医療費が払えないんです。しょうがないものだからもう早目に退院したんです、医者に言って。ところが後になってそれが破裂しましてね、また再入院ですよ。という悲しむべき事態が発生しているんですよ。これは何とかしなきゃならん、だからこそこういう人たちに対する医療費援助だとか税の削減だとか、そういう制度を具体的にして欲しいと私は再三要求しているわけですが、大変な事態なんですよ。

それで、実はかつて新聞にも載りました。愛知県では掖済会病院と済生会病院の2病院がやっている事業です。病院がそういう方々の費用を持って、ただないしは低料金で診療していただけるという制度です。これ戦前からありましたようで、それを目的でつくられた病院というのは済生会だけだそうです。掖済会はみずからの病院がそういうふうに位置づけてやっているんだそうですけれども、しかし、これは病院困っちゃいますよね。自分のところで費用を持つわけですから。それで、この制度は、そういうことをやる病院には固定資産税を無料にするという制度になっているそうです。それから名古屋がやっているんですよ、それは。固定資産税を無料にするということについては。ただこれを名古屋市外、県民がこの制度利用できないかという、利用できないことはないんだそうです。ただ行政の対応が必要なんです。蟹江町としてこのことについてかかわっていただけないだろうかということですよ。かかわり方としてどういうことがあるか承りたいんです。あらかじめ、もう前から何遍か社会福祉協議会にも福祉事務当局にも申し上げてありますので、研究はしていただいているだろうというふうに思いますので、この際、承りたいと思うのであります。

質問の3でございます。次に、生活保護が給付されるまでの間の生活資金の貸与についてです。先ほども申し上げましたように、生活保護の申請をいたしますと、受理をしてその申請に基づいて調査を行うわけですね。それで調査事務を町の職員が手伝うことも町長の福祉事務所への申し入れや福祉事務所長のお願いごとでやれないことはないようになっていますので、これもやろうと思えばできることなんですけれども、先ほど申し上げましたようにね、とにかく調査するんで、その期間がこの生活保護では14日と定めてられておりまして、14日以内に決定しなきゃならないというふうになっているんです。しかし、その14日でも一人一人の皆さんは大変なんです。例えば寮を追われた皆さんは路上生活者になるか、あるいは後で申し上げますけれども、緊急避難所かなにかに逃げ込むか、そういうことが大事になるわけでありまして、その間暮らさなければならない。命を長らえなきゃならぬ。どうしてもいかなから、この中の4人の方を私が連帯保証人になって社会福祉協議会で2万なり3万をお借りいただきました。しかし、私も全部例えば30人全部やるわけにはいきません。困っちゃうんですね。これを何とかしてもらいたいということなんです。

今までやってきたのは、私大治町と津島市と名古屋市です。大治町に6名です。津島市に4名、2人と1夫婦ですか。それから名古屋市なんですけれども、名古屋市と津島市は申請に行きます、私が伴って。すぐその場でもう全部聞き取りをやって申請終わりです。直ちに調査に入ります、津島市は、名古屋市も。そして、同時に生活どうしますかと、この間のこういう制度がありますからと紹介してくれます。それは社会福祉協議会で連帯保証人なしでお借りできますよと。しかし、第1回の失業給付費の給付の際に相殺させていただきますよと、こういうことをおっしゃいます。でも助かりますよね、1万でも2万でももらえますと、特にG産業と言っておきますけれども、そこの労働者の皆さんは1日500円もらって生活しておったんですから、これ一月も二月も生活しておってください。大変な事態です、ことです。これをやっておるわけですからね、現に。それで一生懸命勉強してカップラーメン安いところがどこだとかね、調べてやっているんですよ。すごいなと思っておったんですけれども、生活の知恵でしょうね。やっているんですよ。

これを救済するにはこれはやっぱり何ですよ、行政当局の一定の対応が大事だと思うんです。蟹江町で連帯保証人1人つけて、それでなんていうことじゃなしに、名古屋市や津島市がやっているようなふうにできないか。第1回の生活保護費で差し引かせていただきますと、ということであれば、これは可能なことだと思うんです。できないかどうか、承りたいと思うのであります。

次に、問い4でございますが、私が前から要求している緊急避難のための住宅です。今回は蟹江町のある不動産業者は、名古屋のあの派遣村で活躍していただいた不動産業者でして、いやそこの担当された店長の方で、本当になれていましてよくやっていただきました。おかげで路上生活者の皆さんにならずに、直ちにアパートを探していただいて、この入居の約束

は保護の決定の日と、こういうふうに約束していただいて、それまで我慢してもらおうと。つまり1日500円です。500円なんです、当時はね。今1,000円になっています。交渉しそうになったんですけれども、そういうふうになっているんですけれども、そういうお金で我慢して決定の日に退職通告をしてというふうにして、決定の日が入居の手続になっておるものですから、直ちに入居する。それから引っ越し料も出ますし、それから一定の家財、炊飯器や冷蔵庫や洗濯機などを買う資金、それから布団類、寮生活ですから布団也没有。これの資金も出るものですから、それも当日に配達していただくようにしてスッと入ると、こういうふうに、神わざでその皆さんの暮らしを助けることができてるわけでありましてけれども、そういう状況だからやっぱりいつとき、これ単に、もう一件派遣業者はあるんですよ、そこからの相談もあるんです。この業者の場合そうなるかどうか分かりません。だとすると路上生活者になってしまうので、やっぱりどこか安いアパートを借りて、その間だけ退避できる施設を、これは自治体で工面していただく必要があるなと思うんですよね。ご検討をお願いできないかというふうに思います。

最後になりますけれども、このG産業という会社はもう法律ではもうこの上ないです。どんどんと今でもスポーツ新聞には毎日募集項目が載っています。それでやめる一方からどんどん入れてふるいにかけるんですよ。それでいかんのはどんどん使い捨てにするというわけだから、こちらがもたん、蟹江町ももたんですよ。この業者は多分特許義務者の申請もしていないんじゃないかと思うんですよ。ここへ入ってくる人たちはとにかく住民票もありません。本籍がどこにあるかもわからん人もあったわけですから、3人私本籍を探り出して附票を送ってもらって、住民票がどこにあるかを発見して住民票をこっちへ変えるということをするわけですが、住民票がなくても生活保護の適用は受けられますのでね、今度の新しい厚労省の方向で、だからそれでやっているわけですが、そういうふうになっているんですよ。ですから、ぜひこれはいつかの間、避難できる住宅が必要だというふうに思いますので、これについてもご回答をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長 大原龍彦君

小原喜一郎君、あと5分でございますので、よろしく。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

それでは、お答えさせていただきます。

第1問目の1でございますが、申請書は役場に置くようになったかということと、それから申請書は直ちに書くことはできないかというご質問でございます。

申請書は役場に置いてございます。それから申請される権利は法律上認められた権利でございますので、私らはそれを侵害するようなことはしないということは言うまでもございません。ただ、そういう要保護者の方がお見えになられた場合に、面接相談をしたときに他方、

他の施策、そういうのを活用できないかということについて助言しながらそういう生活保護の判断をしていきたいというふうに思っております。

2番目、決定の通知は14日以内にしなければならないが守られていないということでございますが、これは私のほうで福祉事務所がやっておりますが、これは遵守されておると思っています。ただ14日以内にできない場合もございます。これは特別な理由がある場合は30日まで延ばすことができるという規定がございまして、調査に時間がかかる場合はどうしても14日にできないこともございますので、県には迅速に処理されるように要望しておきたいと思っております。

それから、19条の7項の1から4号まであって4号について福祉事務所から求めた場合、町長が事務を行う範囲はということでございますが、これは要保護者に関する調査を行うことということになっております。この要保護者に関する調査というのは、私のほうの要保護者の方のご氏名とか本籍地とか収入状況とか、町でやれることは要請に基づいて今でも協力させていただいております。

1問目の質問は以上でございます。

それから2問目、無料低額診療の利用の仕方でございます。このことについては、掖済会のほうで私のほうでお聞きしました。まず住民税の非課税の証明が出る方、または生活保護にはなれないが、生活保護の基準に近い方で社会福祉事務所の主事の方の押印がされた診療券が発行してもらえる、そういう方が該当になるということでございます。診療券は病院のほうがお持ちでございますので、もしそういう方がおられれば、こちらから病院のほうへ請求してもらってえると思っております。

それから、もしそういうことであれば一度その病院の医療相談室に相談していただければいいということでしたが、今社会福祉主事の印がということでございますけれども、名古屋市の場合は生活保護の相談に見えたときに、生活保護に該当しないような方については、そういう病院のことを説明されることがあって、そのときに診療券に印を押して、病院へご紹介されることもあるというように聞いております。それから事務所のほうの海部相談センターにお聞きしましたところ、海部郡には一件もないと、利用される方は、多分非課税証明を提出されると思いますというようなご返事ございました。

それから3番目でございますが、生活資金を連帯保証人なしで借りられるかというご質問でございます。これについては、県社協の生活福祉資金の中の緊急小口資金ということを利用していただけたと思います。これについては、生活保護受給予定者を対象として、申請から保護費の支給まで保護費の立てかえという形で資金をお貸しする。限度額は10万円を超えない範囲でお貸しするということであります。手続は申込書、借用書、福祉事務所の意見書など、それから保護の受給申請書の写しなどが必要でございますが、これについては町の社会福祉協議会のほうが委託されておられますので、そちらにご相談いただければ対応してい

ただけるものと思っております。

（「承認は」の声あり）

承認は要りません。ただ県社協で決定する場合、5営業日以内に指定の口座へ振り込むということでございます。

それから4番目でございますが、緊急避難の住宅の確保でございますが、これについては、私のほうで低額のアパートを町が借りるかということでございますが、そのようなことは今のところ考えておりません。ただ県に対しては議員もご存じのように、NPOの関与した、そういう施設をご紹介したり、そちらのほうへはお願いしたり、県のほうも努力されておられます。もしそういう方があれば今後迅速に対応していただくように、県のほうにご要望していきたいと思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

1つ最初の町の福祉事務所長にかわって手伝う体制についてです。これは町長が福祉事務所長に願いのことをやるわけですが、単に今課長の答弁の内容じゃなくても、つまり私はこの調書を全部つくって提出するんです。あらかじめあの聞き取り調査をやりますね、あの内容はもう全部つくってから提出するんですよ。だから非常にありがたがって、小原さん、こういうふうにやっていただくと本当にありがたいということをおっしゃっているんですけども、その事務を町が仮にやってですよ、それで内容の、つまり本人が主張する内容の確認くらいまでのことはやれないかということです。そういうことはできるんじゃないかと私は思うんですけども、まずその点で聞いているわけであります。

それから、2点目の低額医療費の制度です。これは蟹江町でいえば、例えば所得税、一定の証明書を出さないといかんですね。これ町の協力がないとできないですよ、それは。福祉事務所長の判こ、押印がある書類といっても、一定の書面は出さないといけないわけでしょう。それは蟹江町のこの協力は必要ですよ。それはあの新聞記事によると社会福祉協議会云々ということがうたわれておったんですけども、そうじゃないんですか、あくまで福祉事務所長ですか、ちょっとそこ確認をしておきたいわけであります。

それから最後ですけども、町長さん、こういう企業はやっぱり蟹江町の中でつまり果たすべき義務は何らやっていないわけですよ、企業としてもね、その上でごみは出すし水道も何もかもあれしていますよね。水道料金はそれは払っているかもしれませんが、わかりませんが、とにかく働いている労働者は住民票がないわけでありますから、納税しておりません。これは明らかなです。そういうただ国民健康保険を持っていられっ方が一、二ありましたので、この方々は別じゃないかと思うんですけども、しかし、こういう方たちも特別徴収義務を持っているなら会社が申請する必要があるわけなんです、されていないんじゃないかなと。税金を納めた覚えはないとおっしゃいますから、というふうになっているわけです。

よ。

やっぱり、行政としてこういう企業については一定の抗議をするなり指導をするなりしていただく必要があるというふうに思うんだよね。ぜひお願いをしたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

1問目のことでございますが、この件につきましては議員おっしゃるとおり、うちのほうで事情聴取をしましてそれを事務所のほうへお渡しすると。事務所のほうはそれをもって調書をつくりながら判定会議というのがございまして、そちらのほうへ提出して、それで判定を仰ぐというような形でございます。

それから、低額医療につきましては、社会福祉事務所長じゃなくて社会福祉主事の印で結構でございますが、それでいいんですが、さっき言われた社協の判断はということですが、社会福祉協議会に生活保護の基準がどうかという、その方について判断するというのはなかなか難しいと思われます。よって、社会福祉事務所のほうが判断はしやすいかと私は思っておりますので、そのようにほとんど社会福祉事務所の社会福祉主事の印鑑の押された診療券というので対処をされておるというふうに聞いております。

○町長 横江淳一君

生活保護者のためにいろいろご尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

社会福祉協議会の考え方として、今担当が申し上げましたが、この10月から県も若干ちょっとシステムが変わるみたいなことを実は言うておりまして、事務所も一度行っていただいてきちっとした答えを聞いてきまして、例の連帯保証人の件もなくてできるという話も私も聞いております。いろんなところでちょっと変わってきているやに聞いておりますので、ちょっとそれもまた詳しい情報がわかり次第、情報をとっていただけると、社会福祉協議会に聞いていただきますとわかると思いますが、一度何か事務局会議が10月早々にあるやに聞いておりますので、それもまた聞いてください。これに当てはまるかどうかは別として、手厚くいろんな方法をというようなことをどうも言っていたようであります。詳しい話はちょっとまだ私のほうで聞いておりませんでした。

今ご質問の某会社のことでありますが、詳しいことについてはまだ調査をしておりませんが、前からそういう話はいろいろ聞いておりまして、指導はさせていただいていることは事実であります。今後もの確にそのことについて指導させていただけるかどうかは別として、うちのほうとしても的確な指導のほうをちょっとしていきたいなと、こんなことを思っておりますし、この前ちょうどうちへお見えになったときにそんな話をしてみえたことですね。これはちょっと調査してやりたいと思っていますので、ちょっと時間ください。よろしくお願いします。

○議長 大原龍彦君

小原喜一郎君、あと2分です。

○7番 小原喜一郎君

NPOの話ですけれども、課長。これは私試みたんですよ。前にこのG産業じゃなしに別なところの派遣業者の労働者です、この方は小牧のNPOでご厄介になるようにしたんですけれども、その恩恵にあずかろうと思ってお願いをしたところも、いっぱいでない、こうおっしゃるんですよ。しょうがないから不動産業者にお願いをすることにしたんですけれども、そういう事態なんです。

それで、これから出てくるのがちょっとこれはたまにはすぐぱっと見つからないのもあり得ると思うんで、今までもいっぱいあいていましたので、多分今でもあいていっているのではないかなと思うんですけれども、この今申請しておる4人のうち3人のアパートをお願いしておるんですけれども、よくありました。だけれども、これからまだとにかく毎日募集されてふるいにかけるんですから、出てくる可能性は高いですよ。ですから、そういう点では心配なんです。それは蟹江じゃなくてよそへ行ってもらえればありがたいんですけども、そういうふうにはならなくて、たまたま私のところへいっぱい押しかけてくるんで、困っちゃっているわけなんですけれども、ただやっぱり緊急避難所だけは検討していただきたいなど、例えば2部屋、3部屋くらいでもいいじゃないかなと思うんですけれども、どんなものでしょうかね、町長、最後に聞いておきます。

○町長 横江淳一君

急な申し込みで、ちょっと私今まだ頭の中にありませんけれども、ちょっと一遍担当と相談します。ただ緊急避難的にどうだと前のときもそういう申し入れを入れたように記憶はしておりますけれども、ちょっとこれも時間かけてお時間ください。よろしくお願いします。

○議長 大原龍彦君

以上で小原喜一郎君の質問を終わります。

では、質問7番 黒川勝好君の「まちの駅・川の駅・あれもこれもだいじょうぶなの？」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へおつきください。

○9番 黒川勝好君

9番 21フォーラム 黒川勝好でございます。

「まちの駅・川の駅・あれもこれもだいじょうぶなの？」について質問させていただきます。

残暑厳しい中での暑い衆議院選挙もこの8月30日に結果が出されました。大方の予想どおり民主党の圧勝に終わりました。特に県内の小選挙区15選挙区すべてを民主党候補者が勝利をするという歴史的なものでありました。戦後長い間続いた自民党政権からついに民主党政

権に交代であります。これから日本の社会がどのように変わっていくのか、国民一人一人が注目をしておるところであります。

今回の選挙行動を推測してみますと、今の自公政権では不満、でも民主党政権では不安があると言っておられました。しかし、不安の中での期待を込めて国民は投票行動を起こした結果ではなかったのかと私は思っております。その期待という大きなものをやはり今までどおりの無駄遣いをしてやっていていいのか、それを見直してほしいという気持ちが強く起きたものだと考えております。民主党にはこの国民の期待を裏切ることなく、さらには政権交代してよかったと国民に言われるよう、そんな政治をお願いをしたいものであります。

さて、政権は変わりましたが、麻生政権の置き土産として地域活性化・経済危機対策臨時交付金という名目で地方公共団体に交付金が交付をされました。国全体では総額1兆円、蟹江町にも1億2,200万円余り交付をされました。このお金をどのように使おうかということで、国への申請期間も大変短かったと聞いております。本来ならば我々議員にもある程度相談があってもよさそうなものですが、今回は何もごさいませんでした。そして突然7月30日の臨時議会でこの臨時交付金に係る実施事業計画案についての説明を受けたのであります。

その中身はと申しますと、10項目にわたって事業計画がされております。

1番は、電動自転車配備事業として1台当たり9万円の30台で270万円の予算であります。町の一般財源はこの中では30万入っております。

次に、エコマイバッグ推進事業といたしまして、エコバッグを340円のを2,000個68万円、町の持ち出しは6万8,000円。

次に、エコ資源ごみ分別資材整備事業といたしまして、金属類収集用コンテナを4,000円のを1,000個、そして瓶類収集用コンテナを3,800円のを1,000個、合計81万9,000円、持ち出しが8万2,000円であります。

歯周疾患健診事業といたしまして、医療機関への委託料、印刷製本料、消耗品費その他いろいろ含めまして408万8,260円、持ち出しが161万1,000円であります。

次に、保育所給食運搬車購入事業といたしまして360万、一般会計からは36万の繰り出しであります。

都市下水路整備事業といたしまして、町内の下水路工事、単独下水路工事といたしまして5,200万円、持ち出しが2,691万円。

まちの駅設置事業についてであります4,000万円、一般会計から400万円の持ち出しであります。

あと、学校情報通信技術環境整備事業といたしまして、各小学校、中学校にデジタルテレビ、電子黒板の整備、コンピューター、LANの整備、その他いろいろで1億1,100万円、一般財源は1,000万の持ち出しでありまして、ほかに4,550万円の補助が受けられております。

次に、新型インフルエンザ対策事業といたしまして465万6,000円、持ち出しが35万6,000円。

最後に、災害対策本部用無線機整備事業といたしまして、無線機を1台22万8,500円のを10台ということで約240万で、持ち出しが40万ということで、今回臨時交付金の申請額がおりてくる額が1億2,200万円、そのうち町の一般財源は4,447万6,000円、そして国庫の補助が5,520万3,000円、合計で2億2,233万9,000円という計画事業が予定をされております。

その中で、今回私が質問させていただくのが、農政商工課のまちの駅設置事業であります。

予算4,000万円、町からの持ち出しは400万円、予算の10分の1であります。10分の1でできるのならつくればいいのではないと言われる方も見えるかもしれません。しかしなぜ今皆さんの貴重な税金を使ってまでまちの駅を学戸四丁目67番地、敷地面積が約60坪、床総面積が……

(発言する声あり)

失礼しました。敷地面積でしょう。敷地面積は約90坪です。床面積が30坪弱であります。先ほどは22坪と言われた、もう少し大きいんじゃないかったですか——まあ、そんなところですよ——を緊急につくる必要があるのか、私には理解ができません。町長は6月議会の所信表明最後に、特に力を入れて言われました施策に、川の駅構想を打ち上げられました。総額5億円の規模であるとおっしゃただけで、基本的な案は何一つ言われませんでした。所信表明であれだけ大きなプロジェクトを打ち出しておきながら、今回まちの駅をつくります。その予定地は学戸ふれあいプラザの駐車場となっておりますところに予定をしておられます。

町長の川の駅構想との整合性はあるのか、あるとするならばなぜ6月のときに話に出てなかったのか、私は不思議であります。全国的にも地域の活性化のためと称して川の駅、道の駅、まちの駅というような駅という名前を称して活性化を図るために事業が各地で行われております。先ほど来インターネットでの話しが出ておりましたけれども、ことしの11月の7、8に、第12回のまちの駅全国大会 in 鹿沼と称しまして、栃木県の鹿沼市がことしは大きくホームページでもアピールをしております。規模や立地も異なるまちの駅、地域の人や来訪者をもてなしの心で迎え、さまざまな仲間、施設を結んで地域を元気にするというまちの駅には目的があると思います。

先ほど来鹿沼のまちの駅85カ所、全国で一番だということをおっしゃっておみえでしたが、そこを見ますと、この85カ所の中、普通の理髪店、これがフリースタイルの駅とか、みっちゃんそば屋、これはみっちゃんの駅、普通の食堂がランチの駅、和菓子屋さんがお菓子の駅、靴と人形を売ってみえるところが足の駅、呉服屋さんがまつりと和の駅というように、ごくごく普通の個人商店さんがそのお店にちなんだ駅名をつけて、気軽にだれでもお店に立ち寄っていただけるようほっと一息つける触れ合いの場所を少しのスペースで皆さんに提供しておられます。これこそが本当のまちの駅の姿だと私は思っております。

お店とお店がいろいろなまちの駅となり、そこにお客さんと来訪者という動線ができ、おのずと人と人との触れ合い、おもてなしの心が芽生えていく、これこそがまちの商店街の活性化、まちの全体の元気に続いていくことだと私は信じております。

しかし、今回計画されているまちの駅、何のためのまちの駅かさっぱりわかりません。

そこで通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まちの駅、今回の計画をされておりますまちの駅の運営形態を詳しく説明をしていただきたいと思います。年間何日営業されるのか、時間、休日はどうなっているのか、運営に必要な人件費、維持管理費はどうなっているのか、来客見込み数、その他年間の歳入歳出の見込み額もできれば教えていただきたいと思います。

次に、活動のテーマというのはどういうものが、このまちの駅はどういうテーマを持って活動されるのか。そして、東隣には学戸ふれあいプラザがございます。この学戸ふれあいプラザの運営形態はどのようになっているのか、1階の老人福祉センター分館、2階の児童館について開館時間、イベント等教えていただきたいと思います。

そしてまた、ここにつくられるメリットがどのようなものがあるのか、そして最後にこの今予定されているのが中央の駅になるわけですが、そのほかにも西の駅として富吉商店街、南の駅として舟入商店街、北の駅として須成商店街と設置構想が、町商工会にて現在検討中とありますが本当なのか、あるとするならばどの辺まで構想がまとまっているのか、この3駅いつまでにできる予定があるのか、以上につきまして質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、失礼をいたします。

まちの駅に関しまして8点ほどご質問をいただきました。そのうち7点目の学戸ふれあいプラザの運用形態、これは民生部のほうでお答えいたしますので、残りにつきましては私のほうからお答えをいたします。

まず、年間営業日と営業時間、休日についてのお問い合わせでございます。

まず、営業日、現在考えておりますのは、土曜日と日曜日を含みまして原則月曜日、これをお休みとしたいと考えております。大体換算しますと年間300日ぐらいの開設予定になるんではなかとと考えております。それと1日の開設時間、これは朝9時からほぼ5時ごろを予定しておりまして、場合によっては夜間の開設もあり得るだろうと、こんなふうに考えております。

それから、2点目の人件費とそれから維持管理経費、これにつきましては、現段階ではまず施設全体の管理運営を行う駅長1名、それと主に町観光協会、この機能をシフトをいたしますので、その事務を中心に兼務する補助員1名の2名を置きたいと思っています。運営経費につきましては、まず施設の年間の光熱水費や建物の保守経費など、施設の維持管理経費

として約100万円、それと2名分の人件費を想定しております。

それから、3番目の来客見込み数でございますが、この施設は非常にたくさんの多様な用途を持っておりまして、幾つかの活用方法を考えております。例えば観光面でいいますと、先ほどおっしゃいました気楽に立ち寄れる立ち寄り場所、それからおもてなしの場所、また、中での展示スペースでの観光案内を初めとする名所旧跡や文化遺産の紹介、それと土日限定ではございますけれども、最近特に人気のあります近鉄とJRを使った歩け歩けハイキング、このルートに乗っけてこのまちの駅に立ち寄っていただき地元の特産品の紹介や観光見どころのご案内、それから資料なんかの情報提供を行っていきたいと考えております。もちろん一般住民の方にもたくさん来ていただきますが、あとは商工会やJA、それと農業団体、各種ボランティア団体、シルバー人材センターさんなどにもこの施設の利用や運営に参加いただきますので、これを総合しますと具体的な人数は今のところ予測できませんが、町民初め、多くの皆さんに一人でも多く立ち寄っていただき、交流する場所として考えております。

それから、大体年間の歳入歳出の見込み額でございますが、先ほどお答えしたとおり、歳出につきましては年間の維持管理経費として約100万、それと人件費2名分を想定しております。あと収入の見込みでございますけれども、主な収入は施設の使用料でございます。例えば特産品だとか土産物、それから花卉や農産物等の販売のための施設の使用料、そのほか壁面にも展示スペースもありますし、あいたスペースで民間企業の広報スペース、こういうような利用方法も考えておりますので、その辺の利用料も見込まれております。

ただ、当分の間は公の施設として町が設置をしまして、民間の方にお力をおかりはするものの町が主体となって運営管理を行っていきたいと思っています。皆さんが気楽に立ち寄り、利用することで地域が活性化すること、これを目指しておりますので、その中での維持管理経費、ある程度収入が見込まればいいというような考えをしております。

それから、活動のテーマでございます。これはこのまちの駅の根幹にかかわることでございますが、基本の考え方としましては4つのテーマを設定しております。先ほども申しましたように、まず観光の促進、次に環境への配慮、それに健康の推進、国際交流の推進と4つのテーマを掲げております。特に観光の促進につきましては、第1番に掲げているテーマでありまして、まず観光協会の事務局としての機能を持たせ、それから目新しいところでは皆様よくご存じの温泉資源を生かした足湯がございますが、その辺のところの人気の施設の案内等、町内を含めできるだけたくさんの人が見るということを考えておりますので、それを中心に展開をしていきたいと。

なお、こういう温泉資源とか特産物、文化史跡などの観光資源を町外へも情報を発信する基地として町の活性化そのものにつなげていくことを念頭に置いております。

それから、建設地の選定理由とそのメリットでございます。まず建設地の選定理由といたしましては、既に町で所有している財産、この中でも利用の予定が今のところなく、ある程

度の面積が確保できること。それから、町の中心を考えておりますので、庁舎に近く町の中心の位置にあること、それから町民の皆さんが多く気楽に立ち寄れる場所であること、それからできるだけ広い道路、この広い道路に面していること、こういうことなどを条件に選定をいたしております。

メリットとしてはまず第一に、まず町有財産につきましては、新たに設置場所を取得するための大きな財政負担がないこと、それから庁舎に近接しておりますので、人の往来がかなりあり情報の発信の場としては適切であると考えております。また、近くに飲食店などもありますので相乗効果が期待できる、そういうことも考えております。

それから、最後の今後の西の駅、それから南の駅、北の駅の設置構想でございますが、確かに今後西の駅、これは富吉駅前の商店街でございます。それから南の駅、これは舟入地区になります。それから北の駅、これは須成地区になるわけでございますが、構想はございます。現在既に東の駅として平成19年度から蟹江町の商工会、これが主体となって近鉄蟹江駅前の一番街で事業を展開をしております。この事業は空き店舗を利用したまちの駅、その設置運営、夏のイベントなど地域の活性化に向けて活動をされておられます。それから西の駅につきましては、今年度既に予算化してございますが、町商工会が富吉の商店街、この活性化事業に向けて着手しております。この事業も愛知県のがんばる商店街、このがんばる商店街の補助を受けまして空き店舗対策や活性化のためのイベントなどを実施する予定であります。

あと須成地区の北の駅と舟入地区の南の駅構想につきましては、商工会で検討に入ったばかりでございますが、実施時期や計画など具体的には至っておりません。ただ、私思いますのはこの地区は東の駅や西の駅と今回の中央の駅とそれぞれ違いがございますが、既存の商店街活性化とは異なった視点でまちの駅として位置づけをする必要もあるのではないかと感じております。いずれにいたしましても、設置時期や内容などまだまだ全くの未定であります。

以上でございます。

○民生部長 加賀松利君

それでは、東隣にある学戸ふれあいプラザの運営形態はどのようなになっているかのお答えさせていただきます。

学戸ふれあいプラザは老人憩いの家と児童館の複合施設で、お年寄りから子供、その保護者に3世代ふれあいの場を提供しています。建物はおおむね1階を老人福祉センター学戸分館、2階を学戸児童館として利用しています。1階事務所及び1階の児童クラブ室は共用でしております。

老人福祉センター学戸分館、高齢介護課が担当しておりますけれども、開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は日曜及び土曜、祝日、年末年始です。入浴時間がありまして、

午前10時から12時まで、主な事業は、保健センターが行う蟹江町いきいき長寿事業として暮らしの動き教室と元気アップ教室があります。暮らしの動き教室は、町内在住の65歳以上の方に月2回の健康チェック、健康体操、講話など、元気アップ教室は、町内在住65歳以上の方に月1回のフラダンス教室、絵手紙教室を行っています。そのほかには福祉センターが町内在住65歳以上の方に毎週火曜、木曜日に布、糸、包装紙、折り込み広告紙等を利用した小物づくりを行っています。利用状況は年間9,837人の利用がありました。平成20年度でございます。

学戸児童館については福祉児童課の管轄で、開館時間は午前9時半から午後6時までです。休館日は日曜、祝日、年末年始になっています。年間利用延べ人数は1万1,096人です。主な行事は、ひよこ運動会、七夕祭りの会、子供夏まつり等です。児童館には保護者による母親クラブが4クラブあり、月二、三回活動しており、年間延べ1,061人が参加しています。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

9番 ただいま説明を受けましたんですが、まずこの新しくできるまちの駅ですね。年間300日の運営をされると。土日も行われて月曜日が休みにされて年間300日、朝の9時から5時ということをお聞きしました。人件費が今発表されなかったと思うんですが、先日いただきました資料でも年間約300日の年間の維持管理費が107万円で、年間の歳入見込みが110万円ととんとんでやると言っておりますが、人件費はどれぐらいを予定をされておるのか、まず1点お聞きをいたします。まずそれ、人件費をお願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

人件費のお尋ねであります。

これは、先ほど言いましたように駅長1人と、今のところは補助事務員を考えておりまして、補助事務につきましては観光協会の出先機関ということで、今観光協会におります臨時職員も含めて大体年間100万を予定をしております。駅長につきましては、これは先ほど来質問の中にもありましたように、人材が一番肝心だと思っておりますので、今のところ例えば行政のOB、これは行政情報に詳しく、各団体との連携がとれる方、それとはまた別に、非常に経験豊かなまた外部からの導入……

(発言する声あり)

今のところ主たる駅長等の人件費の予定は立てておりません。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

人件費の予定も立たないのに、こんなのやられてもちょっと困るんですけども、今回私ね、その今の予定地の隣にあります学戸ふれあいプラザ、なぜこれ言ったかといいますと、この今回のまちの駅の事業の計画ですけども、これも非常に小さなものですよ。4,000

万はお金はかけるんですが、場所的には本当に22坪ですか、それぐらいの床面積しかないところで、これだけの事業をされるということでありまして、そのすぐ50メートルも隣には学戸ふれあいプラザという今営業形態を聞かせていただいたんですが、立派な建物があるわけです。

それで、1階の老人福祉センターになっているところですが、営業時間は9時から5時といわれておりますが、大体午前中でおふろなんかも終わりですし、その下の利用の回数、今聞きますと月に2回だとか月に1回だとか、ほとんどもう使っていない状況だと私は思っております。ここの面積が、僕ちょっと調べさせていただきましたら、1階のフロアが大きなフロアが、80平米と64平米という大きなフロアが2つ、ずっと閉まったままほかってあるわけですよ。この立派な大きなフロアがずっと年間ほとんど使われずに置いてあるにもかかわらず、またこのまちの駅をつくってそこでいろんなものを、花卉を売ったり特産品売ったりカフェの売上金を上げたりということを書いてあるんですけども、こんなもったいないことをする必要がなぜあるのか、ちょっと私には理解ができないのですけれども、もしやるとするならば、この学戸ふれあいプラザをどうして有効利用しないのか、その辺の理由がありましたらちょっとお聞かせください。

○産業建設部長 河瀬広幸君

学戸ふれあいプラザにつきましては、今の用途そのものが児童館と老人憩いの家、この福祉施設で使われております。それぞれ先ほど民生部長が言いましたように活用しておりまして、全く今回のまちの駅とは目的が違っておると思うんです。ですから、今回は学戸ふれあいプラザの空き部屋利用は考えておりません。

○9番 黒川勝好君

目的が違うんですね、確かに目的が違いますよ。だけれども、ずっとあいているじゃないですか。

(発言する声あり)

うん。ほかにも幾らでもありますけれども、ちょうど今言われている予定地のすぐ50メートル隣にこんな立派な大きな施設があいとるんじゃないですか。用途が違うから使えないと、それはね、もう昔の話ですよ。もう今あいておるなら使えばいいじゃないですか。どれだけのこの新しいまちの駅ができたからといって、売り上げがこれ100万円あると言われるんだけれども、100万円上げようと思うと月8万円は上げないかんですよ、月に。そんな売り上げがあると本当に考えてみえるわけですか。

(発言する声あり)

それで、まだ今人件費の計算がされておらん、年間の維持費は100万円超える。人件費入れたら300万、500万という話になってくるじゃないですか。毎年これを持ち出さないといかんわけですよ、町が、ランニングコストとして。すぐ近くにあるものをなぜ使えないのか、

その使用目的違う、わかりますよ、私だって。だけれども、そうじゃないでしょう、これから使用目的が違うといったって、1年間使わんやつにまた使用目的が違うからまた立派なものをつくるんですか。そんなやり方しとったらもうもちませんよ。その違うから使えない理由って、本当にそれは、部長、お話されたわけですか。使用目的が違うから使えないということは検討されたわけですか。今言われるだけじゃないですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

私が使用目的が違うと言いましたのは、もともとそのまちの駅そのものの性格が、この学戸ふれあいプラザとの中身と違うということでございまして、基本的にはまちの駅は一般の方たちが気楽に立ち寄れる場所でもあり、通りすがりの人がすぐに立ち寄れるという、そういうような施設を考えておりますので、そういう意味で全く用途が違うと言いました。

それで、学戸ふれあいセンターのほうは、もちろん今空き部屋が2部屋あるとおっしゃいました。これは当然私ども行政としましてはもっともっと利活用できるような方策を考えていかなきゃならないというふうに考えております。

それと、人件費につきましては、先ほど未定であると言いましたのは、いろんな選択肢がありまして、山田乙三議員からありましたように、非常に経験豊かな方を外部から招聘するだとか、いろんな選択肢がありますので、今現在のところはそれを検討中であるということでございます。

○9番 黒川勝好君

そうですね、いろいろな選択肢があるから駅長さんもね、いろんなところから呼んできてもいいでしょう。ただではだれも来てくれんと思いますね。だからそれなりのお金がかかるということはわかると思いますよ。

それで、今このまちの駅ということで、私もお話しさせてもらったんですが、まちの駅って何ぞやということですよ。先ほど山田議員がまちの駅についてお話をされました。私はちょっとそのまちの駅の考え方が違うわけですね。町長も先ほど熱弁を振るわれましたけれども、やはり本当のまちの駅って、やはり今の蟹江町の中にある小さな個人の商店の方たちが皆さんが、最終的には活気のあるまちを目指してやっていかなきゃいかんわけじゃないですか。そのために、今までの既存の小さな商売屋さんがいろんな工夫をして、人が立ち寄れるようなそういう形で、今の鹿沼市でもそうじゃないですか。別に何もまちの駅って、ぽんぽんをつくったわけじゃないですよ。既存のお店屋さんが少しのスペースをあけて、皆さんが立ち寄っていただける、お客さんがいろんなところから来てくれる、お客さんにもちょっと来て座ってもらってお話ができる、そういう場所をつくると。つくって85カ所というまちの駅ということでいってみえるんだけれども、今言っているそんな4,000万もかけてつくったまちばかりじゃないですよ。蟹江町に対してそれだけの大きなものをつくってやっていく、本当にメリットがあるのか、本当に活性化になるのか、町長、そここのところが僕本当にわか

らんですわ。

それで、町長が6月の所信表明のときに言われた川の駅構想です。5億円かけてやると言われました……

（発言する声あり）

5億円、僕聞きましたよ。じゃ、それをざっくりそのぐらいのものをどういうやつをやりますかと言ったら、金額は言われたけれども、何もまだ予定はないと、僕はそうやって聞いておりますよ。まあ、いいですわ。まあ、それじゃ金額はごめんなさい、僕が間違えたかもしれないませんが、僕はそういうふうに関心をおしております。

それで、川の駅の構想もやる、それでまちの駅も、これからまた3つ、あと3つつくる予定ですね、これ。

（発言する声あり）

そんな、まちの駅はつくるわ、川の駅もつくるわって、それだけの余裕があるんですか。今回のこの国からおいてくるお金というのは緊急なんじゃないですか、緊急対策のためのお金じゃないんですか。まちの駅ならもう少し本当に町長がやる気があるんでしたらもう少し練ってきちっとした形でランニングコストも考えて、みんなが納得できるような、そういうまちの駅をつくってくれるならあれですけども、ほんとまちの駅つくりますよ、金がおりました、4,000万のうち400万、1割でやりますからと。僕はただそれだけの、失礼ですがそれだけのあれしか感じられません。何かありましたらお願いします。

○町長 横江淳一君

大変説明不足で申しわけございませんでした。黒川議員には商工会の理事さんとしてわかっていただけたらと思ったんですが、私がまちの駅と申し上げましたのは、その拠点をつくるんでありまして、これはご説明差し上げたかどうかちょっとわかりませんが、余りにもたくさんのコンセプトがありましたものですから、当然この地域の商店街の活性化も含めてであります。幸いこの地域には11支部のうちの一つの尾張温泉郷発展会という発展会がございます。その地域もまちの駅グループに当然入っていただくべくモデル事業をつくっていただくことがまず一つ。それから、商工会の理事さん、会長さん、副会長さん、それから商工会の役員の皆様方にもご説明を差し上げました。そのときには、そのまちの駅を私がつくと。東の駅というのもこれはご存じのようにがんばる商店街800万の県のいわゆる単独予算、2分の1は蟹江町の予算でありました。それをお認めいただいて、八重桜の里の整備とそしてイルミネーション、それとまちの駅の整備、これに充てていただきました。幸い最初のスタートは非常にゆっくりでありましたが、今るる説明をさせていただきましたが、あの一番街がちょっと活気が出てきたような気がいたします。

ただ、根本的には一方通行の問題だとか、いろんな問題がまだあると思いますけれども、地域の皆さんの結束力が私は出てきたような気がいたします。その中で南の駅、たま

たまこれは仮称であります。東西南北にそういう拠点があると蟹江町全体が活性化するんじゃないかと、それに付随してその地域の商店街が一つになって、例えばまちの駅舟入だとか、まちの駅何とかというのをつくっていただけるとありがたいですねと。

そして、民間の皆さん方にすべて丸投げではなく、蟹江町としてこういうお金がいただけるんだったら蟹江町が中心となって、幸い協働まちづくりモデル事業のいろんな方々、NPO法人までまだつくっておりませんけれども、そういう方々がいっぱい蟹江町にお見えになるようになりました。その拠点を一つつくることによって、この地域の商店街も一つになれる。幸いこの地域の発展会もまちの駅が、もしもまちの駅という名前が不適切でしたら例えばヒューマンステーションだろうが、それは結構であります。蟹江町の観光協会の拠点として観光、環境、そして国際、いろんな意味もあります。そのステーションが1つできれば、それに呼応してこの地域の発展会の皆様がこのグループに入っていて、まち歩きをしていただき、一つのルールを決めていただき、これ例えばトイレを貸すだとか、それから共同の商品を開発するだとかということで、民間の力の英知をここで一つに集結することができるという意味で、私はここにまちの駅を考えたわけであります。

このまちの駅というのが不適切な説明でしたら大変申しわけなかったと思っております。この鹿沼市も、それからその前の富士市もそれから焼津市もそういう考え方で拠点は1つちゃんとつくってございます。でも、このやり方が鹿沼市にあったので、それからこの方法が蟹江町に本当に完璧なのかどうかは、私自身も完璧ではないかもわかりません。しかしながら、これをつくることによって決して無駄な税金の使い方を私自身も十分留意をして、ランニングコストも十分考えてつくっていききたいなど。

それと、学戸ふれあいプラザとの兼ね合いにつきましては、あそこはあそこで十分今地域の方、子供さん、子育ての方にも十分利用していただいておりますし、あそこは防災の拠点であります。それも老人の方もお年寄りの方もあそこで3世代触れ合いをやっていただいております、あいているわけではありません。きちっと使っていただいております。これも説明が、大変しっかり説明がしていなかったのは申しわけなかったんですが、きちっとした時間で皆さんが大変したしまれておることだけであります。ただ、あその駐車場、園庭が使われていないことは事実であります。余りにもこれが使い勝手が悪いのかもわかりませんが、そこを今回の駐車場に利用するということも視野に入れて考えていかなきゃなりません。

いずれにしても、まちの駅というのはあその拠点を中心にして建物をつくりたいと言っているわけじゃないんです。あそこを中心として情報発信をし、地域の皆さんと一緒に力を合わせてこの町全体を活性化しようじゃないかと。それにはいろんな方の協力が要るわけであります。当然ランニングコストも若干皆様方に負担もかかるかもわかりません。今足湯も2,000万の補助を受けました。しかしながら、掃除だとか警備だとかいろんなことを

地域の民間の会社に警備もお願いをしています。このことにつきましてお金は出しておりませんが、掃除だとか、それからあれについても若干ランニングコストはかかっています。しかしながら、ランニングコストはかかっても足湯に対しての効果は着実に出てきているんです。否定をする人は僕は今少ないと思っております。

ですから、このまちの駅、（仮称）まちの駅でありますけれども、これを中心として蟹江町の活性化の一役を担えれば、私は町民にとっては素晴らしいことだと自分が今思っているわけであります。どうぞ、よろしくお願いします。

○9番 黒川勝好君

今町長何度も拠点という言葉を使われましたけれども、4,000万をかけて拠点をつくるわけですか。

（発言する声あり）

4,000万をかけて拠点をつくる意味があるんですか、あの場所に。ちょっとそのところ僕理解ができません。ちょっと教えてください。その拠点の、町長の思ってみえる拠点とは何をするのだ、ちょっと教えてください。

○町長 横江淳一君

情報発信基地は役場でもできると思います、商工会でもできると思います。しかしながら、今回思っているコンセプトとはやっぱりかけ離れていると思っております。例えば蟹江町の役場にいつでもどこでもだれでもというわけにはいきません、これははっきり言ひまして。児童館も目的が違います。それから学戸ふれあいプラザも違います。やはりいつでもどこでもやっぱり入れる拠点だと思います。ただし、4,000万の予算をいただきましたが、すべて4,000万を使うかと、これはこれからであります、はっきり言ひまして、4,000万すべて使うとは言っておりません。とりあえず予算化を認めていただき、当然これから入札もしていかなきゃいかん、ランニングコストは十分考えていかなきゃいけないと思いますし、出すお金については十分精査をしていかなきゃなりません。それについての予算も予算でありますので、それについてご理解をいただかなければ、これは申しわけない、考え方の相違があると、私はそう思っております。

○9番 黒川勝好君

集まる場所が役場ではいけません、あそこではいけません、いけません、だからここへつきますということを今言われたんじゃないですか。

（発言する声あり）

まあそうですね、考え方が違うんでしょうね。だから、こういう話になってくるんだよね。うん、それも僕わかるんですが、ただ、今のこの緊急、正確に言うとうどうですか、地域活性化・経済緊急対策臨時交付金という形でおりにてきたわけですね。さあ、何に使おうということで、この10項目にわたる事業を本当に一生懸命考えていただきまして、こういうこ

とが出てきたと思います。それぞれ今10言わせてもらった中で、ほかの町民の皆さんもどう考えてみえるかわかりませんが、今回私もこのまちの駅については、本当にちょっと何遍聞いても落ちません、私の中で理解ができません。緊急、緊急って本当にここは緊急にこれだけのものが必要なのか、何回町長の話聞かせていただいても、私にはまだ理解ができません。これは残念なことだと思いますけれども、これ何遍も何回も言っておっても平行線だと思います。

ただ、僕は本当に地域の活性化はしなきゃいかんですよ。商売屋さん大変ですよ、今。我々も昔商売しておりました、大変ですよ、今の商売屋さん大変ですよ。町長よく言われます、商工会等もやってみえた、以前は1,000軒以上あった商売屋さん今800幾つですよ。減ってきております、確実に減ってきております、大変みんな厳しいです。そんな中で、今活性化だと言われてこの4,000万の上物を建てる、箱物を建てる、それで本当に活性化になるのかと、そのことだけが私は心配で今回こういう質問をさせていただきました。

あとは町民の皆様、議会の中でもこれ最終日に採決になると思いますけれども、ただ今回のこのまちの駅だけは私もどうしても理解ができない、それだけ町長にはお伝えをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後 4時34分)